

令和 8 年第 1 回定例会

長柄町議会会議録

令和 8 年 3 月 3 日 開会

令和 8 年 3 月 19 日 閉会

長柄町議会

令和8年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（3月3日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○施政方針	8
○一般質問	16
高橋 智恵子 君	16
1. 町長の政治姿勢について	
2. 小学校統合について	
3. 町の公園整備について	
本吉 敏子 君	30
1. わが家のエコ電補助金について	
2. 災害協定について	
3. 増加する外国人住民への対応について	
4. 子育て応援コーディネーターについて	
5. 物価高騰対策について	
宮坂 陽一郎 君	50
1. パワハラが原因で職員が退職となった件に関して、経緯の詳細を伺いたい。	
2. 長柄町の人口減少に対する現状認識と対策を伺いたい。	

3. 11月4日から開始された【なごみライド75】の利用状況と今後の対応について伺いたい。
4. ここ数年にわたり毎年2千万近くの赤字を続けている「ながら温泉」について、赤字解消のための対策を伺いたい。
5. 旧水上小学校跡地の工事の進捗状況について伺いたい。

佐久間 繁 英 君……………68

1. 重点支援地方交付金の活用について
2. 災害発生時孤立可能性集落について
3. 消滅可能性自治体からの脱却に向けた取り組みについて

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	80
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	82
○散会の宣告……………	87

第 2 号 (3月4日)

○議事日程……………	89
○出席議員……………	90
○欠席議員……………	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名……………	91
○開議の宣告……………	92
○諸般の報告……………	92
○議案第2号～議案第18号の上程、説明……………	92
○議案第19号～議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託……………	116
○動議の提出……………	144
○休会の件……………	144
○散会の宣告……………	145

第 3 号 (3月19日)

○議事日程……………	147
○出席議員……………	148

○欠席議員	148
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	148
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	149
○開議の宣告	150
○諸般の報告	150
○議案第2号の質疑、討論、採決	150
○議案第3号の質疑、討論、採決	156
○議案第4号の質疑、討論、採決	156
○議案第5号の質疑、討論、採決	157
○議案第6号の質疑、討論、採決	160
○議案第7号の質疑、討論、採決	161
○議案第8号の質疑、討論、採決	163
○議案第9号の質疑、討論、採決	164
○議案第10号の質疑、討論、採決	164
○議案第11号の質疑、討論、採決	165
○議案第12号の質疑、討論、採決	168
○議案第13号の質疑、討論、採決	169
○議案第14号の質疑、討論、採決	170
○議案第15号の質疑、討論、採決	171
○議案第16号の質疑、討論、採決	171
○議案第17号の質疑、討論、採決	172
○議案第18号の質疑、討論、採決	173
○議案第19号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	174
○日程の追加	182
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
○閉議及び閉会の宣告	185
○署名議員	187

令和8年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月2日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 日 時 令和8年3月3日(火) 午前10時

2 場 所 長柄町議会 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	金 坂 光 章 君	2番	宮 坂 陽一郎 君
3番	佐久間 繁 英 君	4番	神 崎 清 美 君
5番	岡 部 弘 安 君	7番	鶴 岡 喜 豊 君
8番	池 沢 俊 雄 君	9番	本 吉 敏 子 君
10番	古 坂 勇 人 君	11番	高 橋 智恵子 君
12番	三 枝 新 一 君		

不応招議員（なし）

令和8年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和8年3月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)
日程第 4 施政方針
日程第 5 一般質問
日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度長柄町一般会計補正予算(第6号))
日程第 7 議案第 1号 契約の締結について(脱炭素化推進工事)
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 金坂光章君 | 2番 | 宮坂陽一郎君 |
| 3番 | 佐久間繁英君 | 4番 | 神崎清美君 |
| 5番 | 岡部弘安君 | 7番 | 鶴岡喜豊君 |
| 8番 | 池沢俊雄君 | 9番 | 本吉敏子君 |
| 10番 | 古坂勇人君 | 11番 | 高橋智恵子君 |
| 12番 | 三枝新一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 月岡清孝君 | 副町長 | 若菜一繁君 |
| 総務課長 | 若菜聖史君 | 企画財政課長 | 小泉義彦君 |
| 税務住民課長 | 関英司君 | 健康保険課長 | 佐藤幸子君 |

福祉課長兼 地域包括支援 センター長 福祉センター長	佐藤幹宏君	建設環境課長	前田友和君
産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君
総務課長 防災対策室長	大谷寛君	こども園長	川嶋静雄君
教育長	酒井昌史君	学校教育課長 兼学校給食 センター所長	西周信幸君
生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君	選挙管理 委員会書記長	若菜聖史君
農業委員会 事務局長	山田比呂貴君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関利治	議会書記	内藤文雄
議会書記	福士結彩	議会書記	加藤阜輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦勞さまでございます。

傍聴の皆様には、ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員でございます。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和8年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三枝新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

4番 神 崎 清 美 議員

5番 岡 部 弘 安 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（三枝新一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間に決定いたしま

した。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりでございます。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。令和7年11月、12月分、令和8年1月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。いずれも印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

ここで、長生郡市広域市町村圏組合議会について、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の本吉議員から報告を願います。

本吉議員。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。

傍聴人の皆様、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。

長生郡市広域市町村圏組合議会第1回の定例会の企業委員会の報告を申し上げます。

本委員会に2月3日審査を付託されました、令和8年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算並びに病院事業会計予算について、2月4日副管理者である長南町長一宮町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

初めに、水道事業会計予算の審査内容について、令和7年度は、受水費の算定方法変更に加え、水道料金給水申込納付金などの減収により2億1,000万円の損失を見込んでいるとのことだが、令和8年度が1億8,000万円余の純損失となる理由はとの質疑に対し、算定方法の変更により高額となった受水費に加え、県からの補助金が減額となったことが大きな理由である。今後も、継続して1億8,000万円程度の損失が見込まれていくので、水道料金の見直しにより補っていく必要があると考えているとの答弁がありました。高い改定率となる料金見直しをする前に事業を精査し、減収の原因をよく見極めていただきたいとの要望がありました。

布設替え工事については、ダウンサイジングや管のライニングなどによるコスト削減を見込んでいるのかとの質疑に対し、ダウンサイジングについては、口径250ミリ以上の重要な管について検討し行っている。ライニングについては、以前、水管橋やJRの軌道横断管などで実施した箇所があるが、管自体が本格的な更新時期を迎えていることから、布設替えによる更新のほうが効果的であると考えているとの答弁がありました。

次に、病院事業会計予算の審査内容について、医業収益を増加するための取組はどの質疑に対し、内科医師の増員により人間ドックの日数の増を考えている。また、医師に対し、救急患者受入れに加え、その患者が入院となった場合にも手当を支給し、患者受入れの向上を図っているとの答弁がありました。

次に、医師給を21名で計上してあるが、これは現在の人数なのか、また、長生病院の規模に見合った人数なのかとの質疑に対し、予算上は新たな常勤医師1名の採用を見込んで計上してある。医師数については全国平均から見ても標準的であるとの答弁がありました。

次に、看護実習生の受入れについて、今年度は非常によかったとの声を聞いた、何か改善した点があれば伺いたいとの質疑に対し、受入れの体制を強化ということで臨床実習に当たる看護師の研修を強化した。また、その研修費用として20%程度増額して予算計上させていただいたとの答弁がありました。

改修工事費については、前年度の倍以上を予算計上しているが、B棟の延命化としてどこまでの工事を今年度行うかとの質疑に対し、現状の設備等を更新・修繕するもので、今年度は電気の供給設備、手術室の空調設備、ボイラーの改修、外壁の補修を予定しており、来年度以降は減っていく見込みであるとの答弁がありました。

次に、資産購入費について、購入する医療機器の内容はどの質疑に対し、検査室で行う検体検査システムや、放射線科で使う透視装置を予定しているとの答弁がありました。

次に、今後の経営形態について、管理者も替わり、執行部として現在はどのように考えているかとの質問に対し、馬淵副管理者から、従来、致命的な耐震性不足と考えられていたB棟について耐震壁を再評価したところ、緊急性はそこまでないという状況に判断が変わった。長生病院の存続を長期化に考えた場合、立地場所や経営形態、単独でやっていくかどうかを含め、可能なことを模索していこうとなった。しかし、不分明なところもあり、たくさんの要素を一時に解消していかなければならないので、もっと議論をすべきであると管理者会議の中では至っているところとの答弁がありました。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は、水道事業会計予算、病院事業会計予算は出席委員

全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。
詳しい内容等は、お手元にお配りしてありますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

以上で、長生郡市広域市町村圏組合の議会報告を終了とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三枝新一君） ご苦勞さまでございました。

これで長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告は終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（三枝新一君） 次に、日程第4、施政方針を行います。

月岡町長より、本定例会に当たり、施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日ここに、令和8年第1回長柄町議会定例会を招集し、令和8年度予算案をはじめとする諸議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する決意を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本町は、町制施行70周年という大きな節目を迎えました。先人が築き上げてきた歴史と誇りを胸に、私たちは今、新たな未来へ踏み出す重要な局面に立っています。少子高齢化や人口減少、社会経済情勢の変化など、町を取り巻く環境は厳しさを増していますが、私はこれらを変革への挑戦を進める好機であると捉えています。行政だけで解決できない課題が山積する時代だからこそ、町民、地域、企業、団体など、多様な主体が力を合わせる協働が不可欠です。そして、従来の延長線にとどまらず、未来を切り開くための新たな挑戦を恐れず進めることが今の長柄町に求められています。

私は、町民一人一人が、笑顔で希望と幸福感を実感できる町の実現を揺るぎない理念とし、協働を力に、挑戦を原動力に、町政運営を力強く推し進めてまいります。町民目線、納税者目線を徹底し、限られた財源と人材を最大限に生かしながら効率的かつ効果的な行政運営を実現します。同時に、従来の枠組みにとらわれない発想で、未来を切り開く政策に果敢に挑

んでまいります。

町制施行70周年を新たな出発点とし、行政と町民が一丸となって未来を創る協働の町、そして変化を恐れず前へ進む挑戦の町を皆さんと共に築き上げていこうではありませんか。

ここで、第5次総合計画の施策体系に沿って、6つの重点的取組事項を説明いたします。

初めに、1つ目の柱となる「ひとが自然と共生する快適なまちづくり」基盤の整備では、高山十字路の環状交差点（ラウンドアバウト）化工事を進め、交通利便性向上と安全な交通環境の実現を図ってまいります。また、県道日吉誉田停車場線に接続する船木・味庄地区の町道1153号線の道路改良工事に着手し、令和11年度の事業完了に向けて、広域最終処分場関連事業と調整を図りつつ推進してまいります。

さらに、県への要望として、令和11年4月に予定されている小学校統合を踏まえ、子供たちが安全に登下校できる環境を確保するために、県道千葉茂原線の歩道設置をはじめとし、渋滞の緩和や円滑な交通確保に向けて国府里地先の変則交差点の改良や、日吉誉田停車場線の全線改良など、地域の皆様の安心・安全が図れるように、県に対し積極的に働きかけてまいります。

次に、一宮川の流域治水対策については、千葉県が令和11年度末までの完成を目指している河川改修事業において、小榎本地先に設置される一宮川第三調節池の本格的な工事に加え、上流についても用地買収に着手するものと聞いております。町といたしましても、千葉県と協働して流域治水に取り組むことで、流域の浸水被害の軽減を図ってまいります。また、刑部及び船木普通河川の支障箇所の改修を計画的に進めるとともに、河積を阻害する要因の除去など、必要な整備を着実に実施し、町管理河川の安全性と流下能力の向上を図ってまいります。これにより、出水時のリスク軽減や地域の安全の確保につなげてまいります。

次に、本町の下水道の整備は、平成9年度に農業集落排水事業、平成16年度に浄化槽事業を基盤として発展してまいりました。これらの事業は、地域の生活環境の向上に大きく寄与してきましたが、一方で、施設の老朽化や物価高騰に伴う維持経費の増加、人口の減少に伴う使用料収入の減少など、事業運営を取り巻く環境は近年一層厳しさを増しています。これらの状況を踏まえ、今後は、処理施設による集中処理方式から合併浄化槽などによるコンパクトな個別処理方式への転換可能性について検討を進めてまいります。

公共交通の充実では、町民が安心して移動できる環境を整える上で重要な課題です。

高齢者外出支援事業では、従来の高齢者外出支援タクシー利用助成事業に加え、令和7年11月から75歳以上の方を対象とした町内無料移動支援の実証実験、なごみライド75を開始し

ました。令和8年度も、これら両事業を継続し、高齢者が住み慣れた長柄町で安心して暮らし続けられるよう、移動手段の確保に引き続き努めてまいります。

また、路線バス利用促進事業においては、令和8年度からは新たに中学生にも対象を拡大いたします。これにより、放課後や休日に茂原方面の塾などを利用する中学生の移動を支援し、送迎を担う保護者の負担軽減や子育て世帯の経済的支援につなげるとともに、路線バスの維持存続にも寄与してまいります。

次に、2つ目の柱となる「ひとが健康で支えあう安心なまちづくり」保健・福祉の充実のうち健康づくりの推進については、令和7年度から実施している帯状疱疹予防接種の一部助成を多くの方にご利用いただいたことで、町民の皆様の健康意識の向上に寄与しました。帯状疱疹予防接種は、国の制度上65歳以上が定期接種の対象となりますが、長柄町では対象外となる50歳以上の方への町独自の助成を継続し、引き続き予防医療の推進と疾病の重篤化防止に努めてまいります。

また、高齢者の社会参加を促進し、憩いの場の充実や心身機能の維持を図るため、介護予防教室の開催や保健事業と介護予防を一体的に実施する講話など、介護（フレイル）予防に取り組んでまいります。あわせて、地域の介護人材を育成するため、介護の基礎的知識と技術を身につける介護職員初任者研修事業も継続し、支え合いの地域づくりに寄与してまいります。

さらに、保健師や管理栄養士などの専門職の知見を生かしつつ、食生活改善推進員、介護予防推進員などの関係団体との連携を深め、町全体で健康づくりを進める体制を整えてまいります。多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて着実に取組を進めてまいります。

次に、子育て支援の充実では、多様化する保護者のニーズを踏まえ、より子育てしやすい町の実現を目指して、子育て世代の共助体制を確立するため、ファミリーサポートセンター運営事業を開始します。あわせて、おおむね3歳以下のお子様を持つ保護者の負担軽減に配慮し、こども園の登園サポート事業として、おむつのサブスクリプションサービスを開始します。

次に、3つ目の柱となる「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり」教育・文化の充実では、子供たちのよりよい教育のため、令和11年4月に長柄小学校と日吉小学校を統合し、新たな小学校開校に向けた準備を加速化させてまいります。新小学校の移転先は、長柄中学校敷地内とし、小学1年生から中学3年生までが一緒に学びやで時間を共にする小中一貫型

校を計画しております。児童・生徒をはじめ、保護者、教員、地域、関係機関などの声に耳を傾け、長柄町の特色を生かした長柄町ならではの小中学校となるよう検討を進めてまいります。

令和8年度は、中学生を対象としてタブレット端末を用いた生成AIとの英会話や、インターネットを介して海外の子供たちと交流できるソフトウェアを新たに導入し、英語と対話することの喜びを通じて学習意欲及び学力の向上に努めてまいります。また、国際社会に対応できる人材育成を目的に、国際理解教育を推進し、中学生海外交流研修事業や千葉大学留学生国際交流語学研修事業などの取組を継続してまいります。その他、給食費無償化事業や子育て支援金事業などの子育て世代の経済的負担軽減を目的とする各種支援制度は、令和8年度も継続して実施してまいります。

次に、生涯学習の充実では、公民館広場の整備を行います。子育て世代をはじめとした誰もが公民館や図書館の利用に併せて気軽に立ち寄れる、よりよい憩いの場を目指します。天然芝を張り、複合遊具を設置し、砂場や手洗い場を整備することで施設全体のにぎわい創出と地域の居場所づくりの充実を図ります。

次に、4つ目の柱となる「ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり」生活環境の整備では、道路への不法投棄ごみの回収や通行の支障となる竹木の伐採など、生活環境の美化に向けた取組を進めるため、令和7年度から配置している美化作業員による活動を継続し、美しく安全な町づくりに努めてまいります。

次に、町営住宅の維持事業では、入居者の皆様が安心して暮らせる快適な住環境の整備に引き続き努めてまいります。また、日吉団地立鳥住宅につきましては、入居者の皆様が順次鶉谷住宅などへ転居されることで、建物のみが残存する状況となることから、今度はその在り方や活用方針について総合的かつ慎重に検討を進めてまいります。

次に、移住定住推進事業では、これまで同様に空き家・空き地バンクの運営やホームページ、移住定住ガイドブックなどを活用した情報発信を行い、移住者や移住希望者の相談対応、都市部でのプロモーション活動など、移住定住に資する活動を継続して行ってまいります。また、空き家バンクについては毎年多くの相談をいただいておりますが、利用希望に対し、物件登録数が不足していることから、町内の空き家の活用促進につながるよう、空き家バンク登録促進事業補助金制度を見直し、拡充を図ります。

次に、防災の充実については、令和7年度の総合防災訓練で得られた成果を踏まえ、町民の皆様の防災意識を一層高め、自助・共助の意識を醸成していくことが重要であると考えま

す。このため、令和8年度におきましては、各自治会の要望や要請に応じて出前講座を実施し、防災講話などを通じて一般的な防災知識の習得を図ってまいります。さらに、地図を用いた図上訓練を行い、地域の特性を踏まえた自助・共助の具体的な行動への理解を深めていただくなど、段階的な訓練により地域防災力の向上に取り組んでまいります。

また、高齢化等の進展に伴い、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者への対応が重要な課題となっております。今後も、必要な方へ個別避難計画の策定を継続するとともに、地域における助け合い、支え合いの意識向上に向けた啓発を推進してまいります。

次に、防犯対策については、公道その他、不特定多数の方が往来する公共の場において、千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金を活用し、防犯カメラの設置を進めることで犯罪等の抑止に努めてまいります。

次に、5つ目の柱となる「ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり」産業の振興のうち農業の振興では、本町の主要産業である農業の一層の発展を図るため、米の高付加価値化やブランド化を推進してまいります。あわせて、地域の農林業や食品産業から生じる未利用資源や廃棄物系バイオマスを有効活用し、資源循環による持続可能な町づくりと地域経済の活性化の実現を図ってまいります。

令和7年度には、地元企業や農業者、関係機関と連携し、バイオマス産業都市構想を策定し、先月2月24日に千葉県内の自治体で初めて国の認定を受けたところでございます。令和8年度においては、本構想に基づき、資源の収集から堆肥化、エネルギー化、農業生産、加工・販売、さらには観光・交流に至るまでの循環プロセスを地域内で完結させる仕組みの確立を目指し、推進協議会を設置し、産官学が協働して各プロジェクトの具体化を進めます。

この取組により、廃棄物処理の地域内完結と低炭素化社会への貢献を図るとともに、循環の各段階において新たな雇用や交流の機会を生み出し、定住・交流人口の拡大にもつなげてまいります。環境負荷の低減と農業所得の向上を両立させ、本町独自の資源循環型モデルの確立を力強く推進してまいります。

そのほか、経営規模拡大・低コスト化や鳥獣被害防止対策の強化など、これまでと同様に取組を継続してまいります。また、多面的機能支払交付金事業や里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業につきましては、地域住民や地域外の関係者による活動組織が協働で行う保全管理への支援を引き続き推進してまいります。

森林整備事業では、森林環境譲与税を活用し、六地藏地先から針ヶ谷地先を結ぶ町道1333号線、通称権現森線での整備を引き続き実施してまいります。森林・里山の再生を進めると

ともに、災害時の倒木による停電等の被害防止にも取り組んでまいります。

次に、観光・余暇産業の振興では、都市農村交流センターの機能を抜本的に見直し、新たな魅力を創造する施設への再整備を進めるため、令和6年度に実施したアンケート調査や企業ヒアリングなど基礎調査結果を活用しながら、都市農村交流センター再整備構想の策定に取り組み、構想の具体化に向け、引き続き検討を進めてまいります。

次に、茂原長柄スマートインターチェンジ周辺における産業誘導については、令和6年度に産業用地適地調査及び産業ニーズと開発事業者へのヒアリングを行い、候補地の検討を進めました。令和7年度には候補地を確定し、地権者の意向調査と整備計画、事業計画案を取りまとめています。令和8年度は、調査設計や測量、ボーリング調査などを実施する予定です。令和8年度に圏央道の県内全線が開通する予定であり、この好機を確実に捉え、本町への企業誘致を推進していきたいと考えております。

次に、令和8年度は、地域力創造アドバイザー事業を活用し、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する総務省の認定アドバイザーを招いて、町独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、町の課題解決を図ってまいります。

次に、「ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり」地域・行財政の充実では、コミュニティの充実として、災害時の共助体制の強化だけでなく、多様な役割を担う持続可能なコミュニティの構築に取り組んでまいります。

次に、行政の充実については、厳しい行財政環境の中で、職員の能力開発や意欲向上を目的に、各種研修の一層の充実を図り、組織全体の意識改革と次代を担う人材育成を着実に進めてまいります。

多様な主体との連携では、大学との知見や民間事業者との技術・経験などを集結する産官学の連携を一層推進してまいります。特に、これまで培ってきた千葉大学との包括的連携をさらに発展させ、地元企業はじめとする産業界との対話も積極的に深め、新たな価値創出につなげてまいります。多様な皆様と共に考え、共に行動する協働の力によって地域の未来をより確かなものへと築いてまいります。

次に、公共施設マネジメントについては、既存施設の合理化、複合化を図りながら、ランニングコストを抑え、将来負担を考慮した公共施設の適正な管理運営を推進してまいります。また、人口規模や財政規模に見合った行政サービスの提供を基本に、公共施設の更新・統合・利活用の在り方を計画的に整理してまいります。

次に、財政の充実では、財政運営を取り巻く環境は、今まさに転換点を迎えております。

人口構造の変化に伴う税収基盤の縮小や公共施設の老朽化、小学校の再編、社会保障の充実、防災・減災対策など多岐にわたる財政需要に直面しております。一方で、物価高騰や世界経済の不確実性が高まる中、町税収入は人口減少や少子高齢化の影響により減収が見込まれ、安定財源の確保が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、持続可能な財政運営を確保するためには、歳出の精査と効率化に加え、受益者負担の適正化や自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確立を図ることが重要です。町民の皆様と将来世代の負担の均衡を見据えつつ、健全な財政運営を図ってまいります。

今後とも、町民目線、納税者目線を大切にし、限られた財源と人材を最大限に生かすため、選択と集中の考え方を徹底し、効率的かつ効果的な行政運営を進めてまいります。健全な財政運営を揺るぎない柱とし、必要な施策を着実に推進し、挑戦を重ね、協働の力で新たな価値を創り出してまいります。

以上、令和8年度における重点取組事項を述べさせていただきました。

これらの施策の実現に向け編成した令和8年度予算（案）について申し上げます。

まず歳入につきましては、大宗を占める町税では、実質賃金の上昇により前年度比3.1%増の12億1,316万1,000円を見込んでおります。個人住民税における実質賃金の引上げによる所得割の増加や、固定資産税では新築住宅の増加及び町内事業者の建物更新が要因に挙げられます。また、地方債につきましては、橋梁長寿命化事業や町道3004号線交差点改良事業、国府里及び長柄山普通河川維持事業の財源とするため、5,550万円の借入れを予定しております。

次に、歳出につきましては、スマートインターチェンジ周辺の新たな産業用地の創出、ラウンドアバウト化を実施する町道3004号線交差点改良事業、広域最終処分場建設に伴う町道及び河川改良事業、要望路線改良事業、公共施設及びインフラの老朽化対策、社会保障関連施策への対応、そして子育て支援の継続など多岐にわたる事業を計上しました。さらに、重点取組事項として掲げる6本の柱を推進するため各種施策に必要な財源を配分しております。

これらの重点取組事項などを推進するための財源として、財政調整基金から2億円を、公共施設整備等基金から6,510万円を、ふるさと応援基金から4,665万円を活用いたします。

予算の詳細につきましては、予算審査の際に改めてご説明をさせていただきますが、このように編成した令和8年度当初予算（案）は、一般会計40億2,900万円、特別会計・企業会計22億3,295万7,000円、合計で62億6,190万7,000円となり、前年当初予算に比べ、一般会計

では13.5%の減、特別会計につきましては3.6%の増、企業会計につきましては3.9%の減となり、合計で8.3%の減となりました。

限られた財源を最も効果的に生かすため、選択と集中を基本に多様な財源の確保と経常経費の抑制に努め、健全な財政運営を堅持してまいります。そして、貴重な財源を町民生活の向上に直結する施策への確に投じ、全ての町民が笑顔で希望と幸福を実感できる町づくりを着実に進めてまいります。

結びに、本町は本年、町制施行70周年という歴史的節目を迎えました。この特別な年を町民の皆様と共に祝い、未来への希望を共有するため、来月のさくら祭に合わせて記念の花火を夜空に打ち上げます。花火が一瞬の輝きで人々の心を魅了する裏側には、多くの人の協働と努力が積み重なっています。町づくりもまた同じであり、協働と挑戦の継続こそが町民の幸福という大輪の花を咲かせることができる原動力であります。

私は、70年の歴史の中で生まれた伝統と郷土愛を町民の皆様と共に未来へつなぎ、次の世代へと確かな形で引き継ぐ責務を強く自覚しております。若者や子育て世代を対象としたワークショップや町民の座談会を通じ、皆様の声を町政に確実に反映し、「住み続けたいまち」「笑顔あふれるまち」の実現に全力で取り組んでまいります。

「一人は皆のために、皆は一人のために」、この精神に基づく協働はどんな困難も乗り越える力となります。そして、「志あるところに道は開ける」と言われるように、強い志に裏打ちされた挑戦は必ず未来を切り開きます。

令和8年度は、私の任期最後の年であり、長柄町が次のステージへ進むための前進の年と位置づけます。挑戦を恐れず、協働を惜しまず、町民の幸福と地域の持続可能な発展を最優先に、町政運営に全身全霊で取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、これまでのご支援に心より感謝を申し上げますとともに、長柄町のさらなる発展のため、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） 以上で施政方針を終わります。

暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（三枝新一君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いいたします。

一般質問については、既に通告がなされておりますので、通告順にこれを許します。

初めに、質問議員に申し上げます。

一般質問に当たりましては、地方自治法及び会議規則を遵守し、個人のプライバシーを侵害する発言や、特定の個人を誹謗中傷するような言動は厳に慎んでいただくよう、あらかじめ強く要請します。

なお、質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ通告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

また、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内に終わるようにお願いいたします。

本日、質問順位1番から4番までの全てを行います。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 高 橋 智 恵 子 君

○議長（三枝新一君） 11番、高橋智恵子議員。

○11番（高橋智恵子君） 皆様おはようございます。11番、高橋智恵子です。

傍聴の皆様には、早朝より、また足元のお悪い中、ありがとうございます。

質問に先立ちまして、本年3月をもってご退職される職員の方々には、長短はあるかと存じますが、町政発展のために多大なるご尽力を賜りましたこと、感謝申し上げます。これからは、今まで以上にお体に留意をされ、違った立場で長柄町を見守っていただきますようお願い

っております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

大項目の1、町長の政治姿勢についてです。

①1期目の取組について、第5次総合計画前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと総合戦略の取組について、②今後の取り組むべき町の課題について、第5次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略の取組についてです。

最初に、町長に政治姿勢について、今申し上げたとおり第5次総合計画前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の推進状況についてお伺いをいたします。

少子高齢化、人口減少社会が進み、本町の町政運営も厳しい時代環境にあります。そのような中、月岡町長におかれましては、2022年8月の選挙において、福祉の充実、子育て施策の拡充、安心・安全な町づくりの推進を掲げ、多くの町民からこの町の未来を託され、見事にご当選されました。

この1期4年間では、まず福祉の充実として、高齢者の移動手段の確保であるタクシーチケットの拡充、現在、実証運行中の町内移動交通の実現、多くの中老年者が発症のリスクを抱える带状疱疹ワクチンの接種支援、不足する介護人材育成のための研修事業、高齢者の心身の衰えを改善するフレイル予防の推進などに取り組んでこられました。

また、子育ての施策としては、今は遅ればせながら国が実施すると言っている給食費の無償化にも、他の自治体に先駆けて早く行いました。あわせまして、長柄町子育て支援金事業を創設し、出生時、小中高の入学時に、シームレスに支援金を支給することで、子育て世代の経済的な負担軽減を図り、さらには3歳児健診から就学時までの子供の成長過程の空白を埋め、就学時のつまづきを早めに防ぎ、親の療育不安を取り除く、その上で必要があれば、医療などへの橋渡し支援につなげる5歳児健診を実施し、一歩先を見据えた子育てしやすい環境づくりを展開されております。

加えて、安心・安全な町づくりでは、県との連携による治水事業の推進、国・県の補助金を活用した基幹道路の整備の実施、危機管理体制の強化として、防災担当の設置など災害に強い町づくりの実現に向け、施策を着実に進めております。

一方で、町民、議会との対話を充実させ、旧昭栄中学校跡地の利活用について議会の意見を取り入れてくださり、先ほど述べられました施政方針の中で協働を掲げた月岡町長ならではの英断と評価をしております。

そこでお聞きします。町長は、この1期3年間の取り組んでこられた施策について、どの

ように評価をされているのかお伺いし、これを1点目といたします。

次に、現在第5次総合計画後期基本計画及び実施計画を現在策定されておりますが、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略が最終年度を迎えております。そこで明らかになった町が今後取り組むべき課題について、第5次総合計画後期基本計画及び実施計画の中で、長柄町の持続可能な発展のため、どのように実効性を高めながら未来に向かって歩みを進めていくのか、これを2点目の質問とお伺いをいたします。

大項目の2、小学校の統合についてです。

既に統合準備委員会が設置をされ、3回の委員会が開かれております。令和11年4月の開校と伺っておりますが、2030年度から順次実施される学習指導要領が既に発表されました。新しい学校の教育方針及び将来像について、教育委員会の考えをお聞きいたします。

大項目の3、町の公園整備について。

公民館脇の敷地である多目的広場に公園の整備をするという計画を聞きました。その構想について詳しくお聞きいたします。また、自治会に設置されている遊具の安全性についてもお聞きいたします。

以上3つの質問について、よろしくお願いをいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の1期目の取組についてお答えします。

私は、2022年8月の町長選挙におきまして「福祉の充実」「子育て千葉県一を目指す」「安心安全なまちづくり」という3つの約束を掲げ、町民の皆様から町政を託していただきました。この信任を基に、私はこの1期3年半の間、町民の暮らしに直結する施策を一つ一つ着実に進めてまいりました。

まず、福祉の充実についてお話しいたします。

高齢者の移動手段確保に向けて、タクシーチケットの拡充や町内移動交通の実証実験運行を実施しました。

また、ながら温泉の無料開放デーの実施や、都市農村交流センタープールの小学生以下の無償化を実現することで、健康づくりと地域間の交流促進に寄与する環境を整えております。

さらに、介護職員初任者研修事業の創設や、帯状疱疹ワクチン支援、ピロリ菌検査助成など多角的な施策を展開し、誰もが健康で安心して生活するために取り組んでおります。

次に、子育て千葉県一を目指す取組についてです。

子育て支援として、給食費無償化の早期導入や子育て支援金事業の創設を行い、経済的負担を軽減するための仕組みを構築するとともに、5歳児健診、こども園及び小中学校フッ化物洗口、小学校の統合推進など、子育て環境の総合的な底上げを図る施策を推進しています。

安心安全なまちづくりに関しては、普通河川改良工事やしゅんせつ事業などの治水対策を進め、防災対策室の設置により、危機管理体制を一層強化してまいりました。

また、農業・商工分野では、園芸次世代産地支援の上乗せ補助、創業支援補助金の対象拡大などを進めるとともに、地域内資源循環による農作物のブランド化を目指し、地域のバイオマスを活用した産業化を目指す国のバイオマス産業都市構想の認定に取り組みました。

加えて、DX推進協定や高齢者見守り協定、買物支援協定、災害時総合援助協定など、様々な主体との協働体制を強化し、地域の安心と利便性向上に寄与する施策を講じております。

これまでの取組は、町民の皆様、議会、企業、団体など多くの主体との協力によって進められてきたものであり、一定の成果が着実に積み重なってきていると考えております。しかしながら、実証実験段階や道半ばの施策も多く、引き続き着実に前へ進めていくことが求められています。

今後も、これまでの歩みを確かな基盤とし、次なる段階へ責任を持って取り組んでまいります。

次に、2点目の今後の取り組むべき町の課題についてお答えします。

前期基本計画及び人口ビジョン・総合戦略の推進を通じて、人口減少や少子高齢化、地域産業の担い手不足に加え、気候変動の進行に伴う防災・減災対策の重要性など、本町将来に向けて対応すべき課題がより明確になりました。

こうした課題に対し、後期基本計画や実施計画では、基本構想に掲げる6本のまちづくりの基本方針を引き続き全体の柱としつつ、前期計画の成果と課題を整理し、施策の重点化を行っております。

また、後期基本計画では、今後の5年間で本町がどのような姿を目指すかについては、計画の中で「目指す姿」として示しており、町民目線、納税者目線を大切にしながら、限られた財源と人材を最大限に生かすという視点を重視して、施策を進めてまいります。

さらに、施策の実効性を高めるために、主要な取組に対して戦略的KPIを設定し、進捗を客観的に把握しながら改善を図ることで、計画の実効性を高めてまいります。

加えて、行政だけでは完結できない地域課題に対応するため、企業、団体、大学、地域住

民の皆様との協働を深め、多様な主体とともに新たな価値の創出に取り組んでまいります。

あわせて、子育て支援施策や移住定住施策を引き続き推進しながら、持続可能な町づくりを展開してまいります。これらの取組を連動させることで、人口減少社会においても、地域の魅力と活力を維持してまいります。

6本のまちづくりの基本方針の下、5年後の目指す姿を着実に実現し、戦略的事業のKPIにより進捗を確かめながら、誰もが安心して暮らせる、未来に希望を持って生きる長柄町の実現に向けて、着実に前進してまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

町長の任期の前半はコロナということもあって、令和元年の災害の傷跡もまだ残っているうちに続いて、令和5年の災害もあり、平常時とは異なるかじ取りに大変ご苦労されたと思っております。このような状況下においても、町民の福祉の向上のためにご尽力されたということには、私も大きく評価をしております。

それでも、しかしながら、国全体の流れでは、本町においても少子高齢化が進んでおり、それが止まることはないと思います。転入転出の社会増減はないものの、出生率の減少と自然減も相まって、社人研の推定どおりに人口が減ってきております。

少子化の背景は、教育費や住宅費の増大など経済的な要因、働き方やライフスタイルの変化、家族観や結婚観など価値観の変容、地域環境の影響、育児への不安など心理的要素が複雑に絡み合っていると言われております。

いずれにしましても、この少子化世代の子供たちが次の子育て世代になるわけで、若者の人口そのものの母数が減少しています。日本の合計特殊出生率は1.115で、人口減少は出生率が人口基幹水準である2.07を下回り続ける限り進展するとされており、このトレンドが続くと、2070年には日本の人口は9,000万人を割り込む見通しであると国では発表しております。長柄町の人口も、2066年には2,000人になると推定されており、もはやここまでこの流れは止められません。

一方、課題として、町の活力維持のためには一定の人口は必要であるとも考えますので、後期基本計画及び実施計画では、どのようにこの課題に向き合い取り組むべきなのでしょうか。それとも、人口減少社会に対応したコンパクトな町づくりを進めていくのでしょうか。

私は、国が従来延長では少子化は止まらないとの危機感から、異次元の少子化対策とし

て異例のスピード子育て支援を拡充するなど政策の方向性を変えましたが、その成果はまだ顕著に現れていない状況も踏まえ、町の人口規模、歳入に見合った住民サービスや公共施設の在り方などが必要ではないかと思えます。

そこで、人口減少社会に対応した町づくりを進めるとした場合に、現在長柄町が有する公共施設は、人口が9,000人であったピーク時の施設が、水上小学校跡地の売却はあったものの、いまだに存在しており、これからの町政運営には公共資産のマネジメントが必須であると考えております。

加えて、先週、長柄町が国のバイオマス産業都市に千葉県で初めて選定されたといううれしい報道発表があり、本日、その認定授与式に副町長が農林水産省で開催されて授与されていると聞いております。

バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸として、環境に優しく災害に強い町づくりを目指す取組と承知しております。バイオマス産業都市の選択は、長柄町の将来にとって中核となる事業であるとも考えられます。

これらのことを考慮して、後期基本計画及び実施計画の策定に取り組むべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議員ご指摘のとおり、少子高齢化と人口減少は全国的な大きな潮流であり、本町においても出生数の減少と自然減が続いております。若い世代の人口そのものが縮小していく中で、人口を大きく増加させることは容易ではなく、国の異次元の少子化対策についても、その効果が現れるまでには一定の時間が要するものと認識しております。

こうした現実を踏まえ、本町としては人口減少の流れを前提にしつつも、地域の活力を維持し、持続可能な町政運営を実現することが重要であると考えております。そのため、第5次総合計画後期基本計画及び実施計画では、基本構想に掲げる「6本のまちづくりの基本方針」を軸に、限られた財源と人材を最大限に生かし、「町民目線」「納税者目線」を大切に施策の重点化を進めてまいります。

また、人口規模の変化に応じた行政サービスや公共施設の在り方を見直すことは、これからの町政運営において不可欠であります。今後は、公共施設マネジメントの視点から、施設の適正配置や更新、統合、利活用について計画的に整理していく考えであります。

加えて、バイオマス産業都市の認定により、関係7府省の幅広い制度や支援策の利用や、バイオマス関連事業の補助金の採択がされやすくなるため、このメリットを生かし、地域産業の活性化、雇用の促進につなげてまいります。

あわせて、子育て支援施策や移住定住施策を引き続き推進し、人口流出の抑制と地域の魅力向上に取り組むとともに、人口減少社会に対応した持続可能な町づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 答弁ありがとうございます。

町制施行70周年の節目を迎えて、新たな出発としての位置づけで、次の時代を見据え、山積するいろいろな問題を町長は的確に捉えて、住民目線を徹底した上で、町民をはじめあらゆる主体と協働し、果敢に挑戦するというお言葉を今いただきました。

町長が掲げて取り組んでおられた施策に、町民全体の町づくりが確かな形として現れてきていると感じるのも私だけではないかもしれません。町民の多くの方も感じているのかなと思います。

今まさに、町政運営の基本姿勢として、未来を切り開く、変革、多様な主体との共創、町民、納税者の目線の堅持を示され、重点的取組の事項として6本の柱により、町の将来を持続可能な発展につなげる施策方針を掲げられました。

私は、これらを着実に実現、前に進めていけるのは、月岡町長においてほかにはないと確信しております。月岡町長がこれまでまいた種が芽を出して大きく育ってきている途中だと思えます。ぜひこの芽に花を咲かせて、大きな実りにしていただくためにも、2期目の挑戦を切に願っておりますが、月岡町長のお考え、決意はいかがでしょうか。ぜひお聞かせください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議員からの温かいお言葉、心より感謝申し上げます。また、町民の皆様から寄せられる期待と信頼に、改めて深い責任を感じております。

私は、町制施行70周年という節目を迎え、本町が次の時代へと歩み進める今こそ、町づくりの大きな転換点であると強く認識しております。

この1期においては3つの約束を掲げ、町民の皆様と向き合いながら、町政運営に全力で

取り組んでまいりました。具体的には、給食費無償化、子育て支援金制度の創設、治水対策や防災体制の強化、高齢者移動支援策など、多くの施策が芽を出し、町の中に確かな変革として広がり始めています。

しかし、これらの芽を大きく育て、花を咲かせて、実りへとつなげるためには、まだ道半ばでございます。私たちの前には、少子高齢化や人口減少の進行、社会情勢の変化への対応などといった解決すべきテーマは数多く存在します。

町政運営に近道はなく、粘り強い取組が求められます。私は、ふるさと長柄を愛する心を持ち、町民の皆様と寄り添い、共に歩み続けることで、どんな困難な道であっても必ず前へ進むことができると確信しております。

その決意の下、長柄町の未来は私に課せられた使命と考え、2期目への挑戦を決意いたしました。現状に安住することなく、変革を恐れずに、協働を力に変え、次の世代へ誇れる長柄町を築くため、全身全霊で町政運営に取り組む覚悟を持っております。

町民の皆様、そして議員各位と共に歩み、共に考え、共に未来を創る町政を、さらに力強く前へ進めてまいります。どうか、これからもご指導、ご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます、答弁いたします。ありがとうございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ただいま月岡町長の2期目への挑戦の決意をお聞きすることができまして、大変私もうれしく思っております。

先ほどから言っているように、現在、本当に変化の激しい社会において、町民のニーズや要望も多岐にわたってきております。この2期目を挑戦される中で、町民の期待も大きくなりますが、その分恐らく見る目も厳しく、ますます厳しくなってくるんだろうと思っておりますので、ぜひぜひ、その点、月岡町長には十分覚悟していただきたいと思っております。

これから私たち町民が長柄町に住んでよかったと思える町になるように、役場内の職員の皆さんとも十分連携を取っていただいて、職員の育成にも取り組んでいただいて、町長と職員の皆様が、町長の考えを共有しながら取り組んでいただき、ぜひぜひ力を合わせて、町のためにご尽力していただければと切に願っております。

ぜひぜひ、月岡町長には、この決意を揺るぎないものとして挑戦されることを願っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、2項目めの質問をお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 小学校統合に係る新学習指導要領を踏まえた教育方針及び将来像についてお答えします。

長柄町では、子供たちのよりよい教育環境を目指して、令和11年4月の小学校統合に向けて準備を進めているところです。

統合に向けての学校づくりには、学校の主役である子供たちの考えや意見も含め、広く意見を求め、みんなで作る学校となるよう努めていきたいと考えています。統合後の学校は、小中学校が同じ敷地内にあること、また小規模の強みを最大限生かし、小中の垣根を超えた交流や義務教育9年間を通した系統的な教育を行う学校づくりを進めてまいります。

次期学習指導要領では、多様な子供たちの深い学びを確かなものにすることが求められています。そのために、各教科の授業はもちろん、児童会、生徒会活動や学校行事などにおいて、子供たち自身が活動を考え、議論しながら進める自治的な活動を通して、他者の意見を尊重しながら、自分の考えを表現できる力を育てていきます。

特に、総合的な学習の時間等を工夫し、地域の自然や産業を生かした体験的な学習を通じて、郷土への誇りと愛着を持ち、長柄町の魅力を発信できる子供たちの育成を目指します。そのために、コミュニティスクールなどの活動を十分に生かし、地域の皆さんの協力を得ながら、多くの人と子供たちが関わる中で、誰もが大切にされていると感じることのできる学校を思い描きながら、統合の準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、高橋議員への答弁といたします。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

次期学習指導要領の重点というのはどのようなものかお伺いいたします。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

次期学習指導要領は、文部科学省がこれからの社会に対応できる力の育成を目的として改訂したものでございます。

デジタル社会と急速な社会変化に対応する力の育成を一層重視する方針が示されております。特に、探求的な学びの深化及びICTとデータの活用能力の強化、そして個別最適な学びと協働的な学びの両立が柱となっております。

教育委員会といたしましても、授業改善と教職員研修を進め、将来社会に対応できる資質、能力の育成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 個別最適な学びの充実というのは、私もこれからの子育てには大変、個別最適な学びが必要かと考えますが、その重要性を本町の教育の中でも実現は可能なんでしょうか。それとも、実現のためにはどのような方法があるんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

個別最適な学びにつきましては、文部科学省も今後の教育の重要な柱として位置づけており、本町につきましても実現は可能であると考えております。

そのための手だてとしては、今年2月より可能になった1人1台のタブレット端末のICT環境を活用し、学習進度や理解度に応じた指導を行うこと、併せて少人数指導やチームティーチングの工夫によりきめ細かな支援を行うことであります。さらに、学習状況の把握と授業改善を目的とした教職員研修を継続的に実施し、授業力の向上も図ってまいります。

今後も、個に応じた指導と協働的な学びを組み合わせながら、全ての児童・生徒の学力保障につなげてまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 現在、長柄中で、生成AIを利用した授業を行っているとお聞きしたことがあるんですが、そのことについてちょっと詳しく教えてください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

本町では、英語科の授業の補助教材として、生成AIを活用したプログラムを、今年度より長柄中学校で導入しました。本教材は、生徒一人一人の理解度や発話内容に応じて、AIが即時にフィードバックを行う仕組みとなっており、英語で話す力ややり取りする力を実践的に高めることを目的としております。

教育委員会といたしましても、生成AIを補助的に活用しながら、個別最適な学びと協働

的な学びの充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ぜひ最新の方法を使って、特に英語の話す力とかやり取りする力の実現に高めていただければと思います。

あと、コミュニティスクールが始まっておりますが、地域の人材活用が進んでいるとお聞きはしておりますが、現在どのような状況なのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

本町では、町内の小中学校3校が、地域の人や組織とのつながりと信頼関係の構築を目指し、今年度より設置した地域コーディネーターが中心となり、学校支援ボランティアをそれぞれ募集し、学校環境整備、そして教育活動支援、安全対策支援の面から、地域の方々や農業委員会や社会福祉協議会などのご協力の下、学校を支援していただいております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今、地域人材の活用ということでしたが、各学校においてもう少し具体的な取組とかお聞きできればと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） 3校それぞれありますが、例えば具体的に言えば、日吉小学校では教育活動支援として16名のボランティアが登録をしております。具体的には、5年生で稲作体験、餅つき、2年生で生活科の授業で町体験、3年生では総合的な学習においてオオムラサキを育てよう、3、4年生では国語科の授業で俳句づくり、5年生では音楽科で琴の体験、6年生ではキャリア教育として長柄町を学ぶ、3年生では図画工作でのこぎり、そして読み聞かせお話し会を行いました。

続いて、学習環境整備支援としては、26名のボランティアが登録をしております。具体的には、除草作業や植木の剪定、花壇の水やりなどのPTA奉仕作業や、5,000冊以上の蔵書を図書館システムに登録する作業を完了させていただきました。

最後に、安全対策支援として2名のボランティアが登録しています。具体的には、児童の

登下校の見守り活動などを行っていただいております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） これからますます地域の方々の協力がないと、国語、理科、社会といったような学習以外に、子供たちのいろいろな、経験をさせたり、それ以外に学校環境を整えてくださるようなボランティアの方々が必要かと考えております。これからもそういう方々にお声がけをして、よりよい学校環境づくりをしていただければというふうに思います。

先ほど、1人1台タブレット端末が子供たちに貸し出されているということでしたが、よくテレビの報道などでは、本来の目的とは異なった使用方法で困っているという自治体の話も聞いたことがあります。この本町では、そのタブレット端末の貸出しについて、有益と捉えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） 答えいたします。

タブレット端末の貸与につきましては、議員ご指摘のとおり、一部で課題が報道されておりますが、適切なルールとの運用と指導の下で活用すれば、本町においては有益であると考えております。

教育委員会といたしましても、利用ルールの徹底、フィルタリング対策、そして情報モラル教育を行い、安全面に配慮してまいります。その上で、個別最適な学びや学習理解の向上につながるよう、適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） これまで旧昭栄中、長柄中が統合してきて、水上小と日吉小が合併をして進んできました、これが最後の小中一貫校を目指す統合になるかと思っております。これまで3回の統合準備委員会が開かれて、私も傍聴してきましたが、小学校の統合へのステップとして、まずは教育委員会がしっかりと教育方針を掲げて、教育長や課長、係長、職員の方々とそれを共有し、その考えを町長や企画財政課に伝えて、よりよい学校の実現へと向かっていくのがそのステップだというふうに私は捉えています。

ただ、この傍聴した中で、その教育方針というのが準備委員会の傍聴の中では見られず、

どうしてもハード面が先に進んで、空いている教室があるからそこをまず埋めてみたいな、そういう感じとしか捉えなかったもので、ぜひ、今回しっかりと教育方針をお聞きすることができて、それを企画財政課の方々も共有して、よりよい学校になるように進んでいただければというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、大項目の3をお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の公民館脇の敷地に公園を整備する計画についてお答えします。

公民館に隣接する広場につきましては、現在、ブランコや滑り台、鉄棒を設置し、主に小学生の子供たちの遊び場として活用されております。令和8年度には、これまでの遊具に加え、年齢の異なる子供たちが一緒に利用できる複合遊具や砂場を設置するとともに、利用者が安心して過ごせる環境づくりとして、天然芝を張る整備を予定しております。

この整備によりまして、子供が遊ぶ場としてだけではなく、公民館や図書室を利用された方、また、親子連れの方などが気軽に立ち寄り、過ごしていただけるような憩いの場として活用を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の自治会集会所等に設置されている遊具の安全性についてお答えします。

集会所等に設置されている遊具の多くは、過去に児童遊園として設置されたもので、令和5年度に全施設について専門事業者による点検を行い、点検により危険度が高く修繕が必要とされたものについては、令和6年度で修繕対応を行っております。

令和7年度は、福祉課職員で全施設を点検し、重大な異常は見られないことを確認しており、通常想定される使用の範囲では、遊具の異常による重大な事故を起こすようなことはないものと考えております。

以上、高橋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 複合遊具ということで、近隣の市町村でも様々なカラフルな色とか楽しそうな遊具を置いてある市町村の公園がありまして、うちの若い人たちもわざわざ、具体的には大多喜町とか睦沢町とかに、わざわざ長柄町から子供を連れて遊びに行っているという話を聞いて、私も実際に見に行きました。

たまたま12月、お天気がよかったとはいえ、12月に親子連れがレジャーシートを敷いて、お昼を食べながらね、そういうところで過ごしている姿を見て、長柄町にもこういうところ

があつたらいいなというふうに思っていた矢先に、公民館の多目的広場を少し整備するという事をお聞きしましたので、今回質問をいたしました。具体的にどのような遊具になるのか分かれば教えてください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） 質問にお答えいたします。

新たに整備する遊具につきましては、年齢の異なる子供たちが一緒に利用できる複合遊具とし、周辺の景観や緑との調和に配慮して木材を活用したデザインのものを選定することで、木のぬくもりを感じられる優しい雰囲気の居場所づくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ありがとうございます。ぜひ楽しい遊具になるようよろしくお願いいたします。

公民館のさらなる利用増加の目的も含めまして、町民が足を運んでくれるような場所になるよう、公民館の場所が、周りの場所がそのようになるように期待をしておりますが、公民館の周りの環境を今後どのように捉えているのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） お答えいたします。

公民館周辺の環境につきましては、この広場を公民館と併せて活用していく場として位置づけております。

今回の整備により、開放的で安心して過ごせる環境を整え、先ほど町長答弁にもありましたが、公民館を利用された方や親子連れの皆様が気軽に立ち寄るきっかけとなり、その中で新たなコミュニティーの場となるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ありがとうございます。ぜひ、どんどん公民館の周りに町民が集まるような環境づくりにして欲しいと思い、また期待をしております。ありがとうございます。

各自治体における遊具について、私もその管理者というか、保有者というか、そこが誰だ

か分からなかったので、今回質問をいたしました。本当に子供たちが少なくなってきた、ブランコとか滑り台を使う頻度も減ってきた場合に、もし何かあまり使わないで管理もしていないと事故につながるのではないかと危惧をしておりましたので、今回きちんと整備をして管理をしているということを聞いて安心をいたしました。

町長においては、これから本当に子供たち、特に小さい子供にとっては、遊びが本当の学習になるかと思いますので、そういった場所を増やしていただいて、子育て支援のほうにもつなげていっていただければというふうに期待をしておるところでございます。

以上をもって私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） 以上で11番、高橋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（三枝新一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（三枝新一君） 9番、本吉敏子議員。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1項目め、わが家のエコ電補助金についてお伺いいたします。

一般照明用の蛍光灯につきましては、水銀規制に関する国際的な動き、いわゆる水銀に関する水俣条約を踏まえ、2027年までに製造及び輸出入が廃止されることとなっております。今後、各家庭においてはLED照明への切替えが必要となりますが、物価高騰が続く中、照明器具本体の購入や交換工事費は家計にとって一定の負担となります。LED照明は電力使

用量の削減、電気料金の負担軽減、温室効果ガス排出抑制といった効果があります。脱炭素社会の実現に資するものであります。

そこで、本町においても電力に使用量の削減と温室効果ガスの排出抑制のため、LED照明器具やLED電球の購入、または設置等の工事の補助金を提案いたしますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、2項目め、災害協定についてお伺いいたします。

近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が頻発、激甚化しており、当町においても令和元年の大雨災害で2週間に及ぶ停電地域があり、復旧までに時間がかかりました。またいつ大規模な災害が発生してもおかしくない状況にあります。現在、本町では福祉センターを拠点に、赤十字奉仕団と災害時の炊き出し等に関する協定を締結し、体制を整えていただいております。日頃からの活動に対し、心より敬意を表するものであります。

しかしながら、万が一広域的な災害となった場合や奉仕団の皆様ご自身が被災された場合、人員が確保できず、炊き出しが実施できない事態も想定されます。そのようなリスク分散の観点から、外部の専門団体と協定も必要ではないかと考えます。例えば一般社団法人日本キッチンカー経営審議会は、全国のキッチンカー事業者と連携し、災害時に機動的に現地へ出動し、温かい食事を提供する体制を整えている団体であります。避難所生活が長期化する中で、温かく栄養バランスの取れた食事を提供することは、被災者の心身の安定に大きく寄与するものと考えます。

そこでお伺いいたします。災害やそのほか大規模な事故等が発生し、また発生するおそれがある場合は、避難所等で実施する炊き出し等に関し必要な事項を定め、町民生活の早期安定を図るため、一般社団法人日本キッチン経営審議会と災害協定を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、3項目め、増加する外国人住民への対応についてお伺いいたします。

現在、我が国では労働力不足を背景に外国人住民が急増しており、本町においても3月1日現在、人口5,922人のうち約154人の外国人が生活をしております。割合としては決して少なくもなく、今後も増加が見込まれます。地域経済を支える大切な一員である一方、言語や文化の壁によりトラブルが懸念されているのも事実であります。また、外国人による税金や社会保険料のみを目的とした不適切な不動産取引などには、厳格に対応することは当然であります。

しかし一方で、外国人であるという理由だけで偏見を持ち、不当に扱うことがあってはな

らないと考えます。日本人と外国人が互いに尊重し、ルールを守りながら安全・安心に暮らせる環境整備こそ自治体の重要な役割ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

まず1点目、本町における外国人住民の現状についてお伺いいたします。本町における外国人住民の国籍構成、就労形態及び行政窓口寄せられる相談内容の傾向を伺います。

2点目、外国人住民への生活支援及び対応についてお伺いいたします。

次、3点目、今後の取組についてお伺いいたします。

次に、4項目め、子育て応援コーディネーターについてお伺いいたします。

近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育て世帯が孤立する孤立育児が深刻な課題となっています。特に、発達の不安や家庭環境の困難さを抱えながらも、自ら声を上げられない潜在的な支援対象者へのアプローチが急務です。本町では、4月よりファミリーサポートセンターを開始し、社会福祉士による訪問支援、さらに民生児童委員の皆様にご協力もいただいております。

しかしながら、支援が必要な家庭は複雑化しており、継続的な見守り、関係機関との横断的な調整、切れ目のない伴走支援を担うコーディネート機能がより重要になってくると考えます。

そこで、心配な子供や家庭を継続的に支える子育て応援コーディネーターの配置について、本町の見解をお伺いいたします。

次に5項目め、物価高騰対策についてお伺いいたします。

物価高騰が長期化する中で、食料品や光熱費の上昇は、子育て世帯、高齢者世帯、現役世帯を問わず、全ての町民生活に大きな影響を及ぼしております。家計負担は確実に増大している状況にあります。こうした中、国の重点支援地方交付金は、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる重要な財源であります。

私は、昨年末、町長に対し物価高騰から町民生活を守る緊急要望を提出させていただきました。内容は生活者支援、全世帯を対象に長柄町地域応援券の発行、水道料金の減免、支援が手薄なゼロ歳から2歳児を持つ家庭への切れ目のない支援、失業者、障害者等に対する就労支援、電気・ガス・プロパンガスを含む料金の補助、事業者支援に関しましては中小企業の設備投資の支援、仕入れ価格上昇等により収益が減少した事業者、卸売業者等に対する経営支援、中小企業従事者の継続的な賃上げ促進、町内事業者に対する事業用水道料金の補助などを要望いたしました。

先日、重点支援地方交付金を活用し、町民1人当たり1万4,000円分の商品券を配布するとの説明を受けました。そこで、改めてお伺いさせていただきます。本町として重点支援地方交付金を、どのような基本方針の下、活用し、生活者支援及び事業者支援を総合的に進めていくのか、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、ただいまの1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） わが家のエコ電補助金についてお答えします。

国が推進する住宅省エネ関連の補助事業は、家庭用燃料電池システム、いわゆるエネファームやリチウムイオン蓄電池、電気自動車、高断熱窓、エコ住宅設備など、住宅全体のエネルギー消費量やCO₂排出量に大きく影響を与える設備、システムの導入を重視しています。

これらの設備は、年間を通じてエネルギー消費削減や再生可能エネルギーの活用、ピーク負荷低減などに寄与する効果が高いと期待されています。

一方で、LED照明については、省エネ効果を有するものの、今申し上げた国の補助制度は、住宅全体の脱炭素化に資する設備を中心に対象としているため、補助対象機器として位置づけられていないものと認識しております。このことから、国の住宅省エネ関連の補助制度では、LED照明は補助対象機器として位置づけられておりません。ご承知のとおり、LED照明は既に広く普及しており、その価格も大幅に低下しております。また、設備については、町住宅リフォーム補助金で対応しています。

以上のことから、家庭等LED照明の購入費等の補助制度につきましては、技術革新や現行実施制度の中で対応が可能なことから、新たな補助制度の導入は考えておりません。

しかしながら、省エネ施策の推進につきましては、費用対効果等を踏まえながら、今後も国や他自治体の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ただいま町長から、国の補助制度、または住宅リフォームでということでお話があったと思います。現在、他市町村においても、LED化に対する補助制度を実施している事例というのがあると思います。申込者が多くて、先着順で予算額に達し次第終了しているという状況を伺っているのも事実だと思います。これは、住民の省エネ意識の高さとともに、家計負担軽減へのニーズの表れであると考えます。また、国においても経済産

業省や環境省が中心に省エネ設備導入だとか、脱炭素化を推進するための各種補助制度が用意されております。

そこで、具体的にこの国の補助ということで、どんな内容の補助制度があるのか、できればお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

住宅の省エネ及び脱炭素化の推進につきましては、国において関係省庁が連携し、住宅省エネキャンペーンとして横断的に展開し、住宅設備導入や断熱改修等を対象といたしました各種補助事業が実施されているところでございます。

省庁ごとの事業を説明させていただきますが、年度末ということもあり申請額が予算額に達したため、申請の受付を終了している旨のアナウンスがホームページ上でされておりますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、環境省の給湯省エネ2025事業でございます。本事業では、エコキュートやハイブリッド給湯器の導入に対し、1台当たり6万円から16万円、さらに性能に応じ4万円から7万円の加算がある補助が行われております。

次に、経済産業省の先進的窓リノベ2025事業でございます。本事業は、ペアガラスなどの高断熱窓への改修費用について補助率2分の1、1戸当たり最大200万円の補助が行われております。

次に、国土交通省の事業ですが、住宅全体の省エネ性能向上を目的といたしまして、子育てグリーン住宅支援事業が実施されております。この事業では、子育て世帯、若者夫婦世帯など省エネ性能の高い新築住宅の取得に対し、1戸当たり最大160万円の補助が行われております。また、既存住宅の開口部の断熱改修や高効率設備導入等のリフォームに対して、最大60万円の補助が受けられる制度となっております。

以上が住宅省エネキャンペーンの概要でございます。

次に、経済産業省が管轄しておりますクリーンエネルギー自動車導入促進補助金についてご説明いたします。

本事業も申請額が予算額に達したため、申請の受付を終了している旨のアナウンスがホームページ上でされております。

この補助金については、電気自動車やプラグインハイブリッドなどの導入を支援するため

の補助制度となっておりまして、電気自動車で最大90万円、プラグインハイブリッドで最大60万円の補助が受けられることとなっております。あわせて、電気自動車の電力を住宅へ供給できるV2H充放電設備を導入する場合には、機器本体の2分の1、上限50万円及び工事費上限15万円、最大で65万円の支援が受けられる仕組みとなっております。

今申し上げた、これらの事業につきましては、来年度も継続されることが決定しておりますので、詳しくはそれぞれのホームページをご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 2025年はもう申込み終わり、また申請額が達してしまったということでありました。今、課長のほうからも、2026年も継続して、これからもあるのではないかとということで、ホームページを確認していただきたいということでありましたが、できれば町のホームページでも、こういう国の政策がありますよということをアピールしていただけたらありがたいかなと思います。

本町においても、この国の補助金、補助制度というのを積極的に活用しながら、しっかりと周知をするということと、また、できれば省エネ施策の推進について、何か今後よい方策を考えていただきたいなというふうに思いますけれども、何かその見解というか、伺えればと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

まず、国の補助制度のPRにつきましては、町のホームページでも周知をしたいというふうに考えております。

次に、省エネといいますか、脱炭素社会の実現については、地球温暖化の観点から重要な課題でありまして、国においても、今私が申し上げたとおり、各種補助事業を創設して取組が進められているものと認識してございます。

今ご提案いただきました省エネについてのよい方策につきましては、現在実施しております町住宅用設備等脱炭素化促進事業の、この補助事業を引き続き実施することが重要だと考えてございます。また、財政負担や事業効果など、他自治体の取組状況を総合的に勘案する必要のあることから、現時点で新たな制度の創設については考えておりませんが、国や県の動向を注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） よろしく申し上げます。これは、単なる電球補助だけを求めるものではありません。今後、町全体の計画的な脱炭素移行支援を要望したいと思います。

また、環境に優しい、住民に優しい、住みやすい長柄町の未来のために、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、2項目めをお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 災害協定に関する質問にお答えします。

災害時に炊き出しを行い、町民生活の早期安定を図ることは非常に重要であるものと認識しております。このことから、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定の締結について、県内各自治体の状況を参考とし、協定の締結について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきます。

本町では多くの災害協定を締結しておりますが、その実効性をさらに高める観点からお伺いさせていただければと思います。

このたび、うれしいことに本町はクスリのアオキさんだとかが参入していただきました。また、セブン-イレブンだとかファミマの大手チェーンでもあれば、食料また飲料水、日用品の優先供給だとか、燃料の優先確保の物資供給協定にも身近な民間との協定も、先ほど、これから検討していくということで、キッチンカーに関しては検討されていくということでしたけれども、民間との協定を具体的にできないか、協定をお願いできないか、そこもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） お答えいたします。

まず、協定は非常に有効なものだということは認識しております。今、議員がおっしゃられた協定なんですけれども、物資の供給関係の協定は常に何件か結んでいるということもご

ございますので、町として特に有益であるかどうかも含めて、県内各自治体の状況も参考にしながら協定の締結について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ前向きに研究していただきたいなというふうに思います。有効な食料だとか飲料水に関しまして、また日用品におきましてはナフコさんだとかということで協定を結んでいると思いますけれども、その中でせっかく長柄町にもアオキさんが来てくださったりとかということもありますし、今までのあるセブン-イレブンだとかファミリーマートさんだとかって大手チェーンもありますので、しっかりと協力していただけたところを今のうちから、災害があつてからでは遅いと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、次に、本町では指定避難所が定められておりますが、地域によっては自治会の青年館だとか自治会館など、自治会が主体となって避難所として活用できる施設もあると思います。災害発生直後には身近な場所へ自主的な避難をされるケースも多く、地域単位で早期開設態勢を整えておくことは、迅速な初動対応につながると思います。自治会が管理する施設等について、一定の条件整理を行った上で、町と自治会との間に避難所開設に関する協定のような形を結ぶことについて、地域防災力の向上という観点から、自治会との避難所協定について、自治会の協力なくしては無理ですが、まず、モデル地区から試行的に取り組んでみてはどうかというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地域の集会所とかというのは非常に有効な避難所となり得るということは認識しております。ただ、どういう条件でそういう協定が必要かというのは若干研究とか検討しなくちゃいけませんので、前向きに考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

今回、私はキッチンカー事業者との協定について提案いたしました。温かい食事の提供というのは、避難生活の質を大きく左右する重要な支援であると考えます。そこで、本町と

して、今後新たな分野での協定締結を検討している協定、または実施計画している協定があるのであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） お答えいたします。

特に、これというような近々に結ばなくちゃいけないという協定はございません。ただ、今、議員からご紹介があったキッチンカー、これについては、まさにその間を取り持ってくれている、今、本吉議員がいらっしゃいますので、そこは結構前向きに検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、一緒に協力をさせていただければと思っております。

また、災害協定ということで、今いろいろとるるお話をさせていただきましたけれども、一番大事なことというのは、長柄町も数多く協定を結ばれていると思います。その結んだ後に一番大事なことというのが、その見直しというか、協定を結んでそのままになってしまっているのかなということが懸念されているんですけれども、できればその見直し、また維持管理だとかということの、また話合いを何年も前に締結したことというのもあると思いますので、その辺の話合いというのがとてもすごく大事ではないかなというふうに思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） お答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおり、その連携というのは非常に大切だと思います。可能であれば、早急に提携先と1回コンタクトを取って、やり方としては毎年1回連絡先は変わるかどうかというのを紙か何か用紙を作って、それでお互い交換というような形で、今のところそういうのも一つの方法かなというようなことで考えておりますので、考えているというようなことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、私たちができることは、またお手伝いをさせていただきながら

進めていただければと思っております。

本町におかれましても、キッチンカーとの災害協定についても前向きに検討いただけるものと期待していきたいと思いますので、これからもいろいろな気がついたこと、また、いろいろな勉強をさせていただいたことについては共有していければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは3項目めをお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の本町における外国人住民の現状についてお答えします。

本町における外国人の人口ですが、令和8年1月1日現在、男性94人、女性60人、合計154人で、人口に占める割合として2.5%となっております。

また、国籍別では、インドネシアや中国など20か国の方々が居住されており、主に就労目的のため中・長期における在留資格者が大半を占めている状況です。

次に、2点目の外国人住民への生活支援及び対応について、3点目の今後の取組についてお答えします。

外国人住民への生活支援対応については、行政サービスのみならず、身近な生活において言語や文化の壁による相互理解の不足や行き違いによる課題が存在することは認識しているところです。近隣自治体の中には、これらの課題に対し地域住民の方との多文化交流の観点から、交流会や講演会などの形で支援を行う事例もあると承知しております。

一方、本町の在留者の主な目的は就労であり、雇用している企業が適切な指導の担い手となるべきであります。しかしながら、それだけでは不十分な状況も見受けられることから、企業、行政、教育機関、地域が連帯し、社会全体で外国住民を支える仕組みを構築することが最も効果的であると考えますので、引き続き状況を注視しつつ、今後の課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

2.5%の外国人の方が住まわれているということでお伺いさせていただきました。現在、本町の外国人住民への生活支援というのは、主にどのような体制で行われているのか。また、特に日本語が十分でない方への相談対応や情報提供はどのように行われているのか、具体的

にお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまの本吉議員の質問にお答えいたします。

役場のほうでは、外国人の方にも行政サービスを行うということが多々あります。

まず、窓口のほうでは戸籍、それから国保年金のほうでは外国人専用のパンフレット等を備え、また戸籍のほうでは総務省のほうで多言語のコールセンターがございまして、1対1で通訳をしていただけるようなサービスもございます。こういったツールを用いて情報提供等を行っているのが現状でございます。

それ以外に、福祉の窓口とかそういったところでは、近々に私たちのほうが見ていて、大体外国人の方は日本語をご理解できる方を一緒に連れてきたりしていますので、意思疎通に困るようなことは今現在見受けられませんけれども、どうしても言葉のやり取りなんかに困る場合には、これを言っはなんですけれども、スマートフォンの翻訳アプリなどを使って意思疎通のほうに努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、外国語のパンフレットとかそういったものを入手する努力もしておりますので、そういったところでお互いにそごのないような意思疎通を図っていければと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 行政サービスにおきまして、窓口のパンフ、また、今本当にスマホで幾らでも調べられるようなこともありますので、本当に困っていないということですので、これからもそのように進めていただきたいと思います。

あと、以前、地域住民よりごみステーションに決められた日以外にごみ捨て、困って相談があって、外国語版のみのごみの出し方をパウチ、加工して配布をさせていただいた経緯があります。しかし、文字だけでは十分に伝わらないケースというのもありまして、できれば日本版みたいな形でイラストだとか写真を活用して、視覚的に分かる多言語版ごみ出しガイドの作成、また配布を検討すべきと考えますが、これは私自身、広域にでも提案をさせていただいておりますが、本町としてはどのようなことを考えているのかお伺いさせていただければと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

外国人に対するごみ出しルール周知につきましては、外国語対応のごみカレンダーの作成について、先日、長生広域のほうに要望をさせていただきました。また、それとは別に、写真はないんですけれども、イラストを活用したごみ出しガイドについて他自治体のものを参考に、本吉議員、多言語とおっしゃいましたけれども、現在、英語バージョンのものを生成AIを活用し作成をいたしました。

現在、表現等に誤りがないか、タウンアドバイザーの田島先生に最終チェックをいただいているところでございます。このチェックが終わり次第、ホームページでの掲載と窓口での配布ということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。まずは作成をされるということでよかったですと思います。

ホームページと、また受付窓口でも渡されるということだと思いますけれども、また本当に皆さんが分かりやすいような形を取っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

できれば、また広域のほうでどういうふうな形で作っていただけるか分かりませんが、できればごみステーションに設置していただけると一番ありがたいというふうに思いますので、もしそれが駄目でしたら、就労で来られているということでありましたので、会社に配布して、その方たちの国に合ったようなものがあつたらうれしいなというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

まず、広域のほうのごみカレンダーができ次第、会社のほうには配布をさせていただこうと思います。

また、先ほどお答えしたとおり、AIを活用したものについては英語のみということで、英語の分かる方がいる事業所には送らせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今後の取組について、また外国人の住民の増加がこれからも多くなると思います。日本語教室だとか学習支援の充実、生活の相談窓口の明確化、また企業や雇用主さんたちの連携強化だとかやさしい日本語の活用など、共生社会に向けた具体的な施策があるかということで、先ほどほかの自治体ではされているというところがありましたけれども、例えば、大きな国際交流事業というのは難しいというふうに思いますけれども、日常生活で困らないための生活支援というのはすごく必要だと思います。例えば病院のかかり方だとか、災害時の対応、また保険や税の基本的な手続についての対応についてはどのように考えているのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

先ほどの税の手続とか保険の手続とかというところにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、外国語のパンフレットとかそういったものを活用してやるというのが、前と変わらないというところで、私どもも、そういったいいものを見つけていって情報提供していけるように努めてまいりたいと考えております。

それで、先ほど防災ということで避難のことが挙げられておりましたけれども、今現在、福祉課のほうで避難所の運営のほうをやりますけれども、避難所でも恐らくは同じような対応になってしまうのではないかと考えております。要はスマホアプリを使って意思疎通するとか、そういったところになってしまうと思うんですけれども、せんだって、鴨川市の国際交流協会のほうで避難所の外国人を受け入れる際の訓練というのをやったというのは報道で見ましたので、私のほうもそちらのほうにコンタクトを取って、いろいろ情報収集しながら、今後そういったところで困らないようにやっていければと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 災害時の対応だとか、今お話もありましたけれども、本当に災害のときにはいろんな方が来られると思いますので、その辺もまた具体的に考えていただきたいと思います。

本町には約154人の外国人住民がおります。大きな事業を行うことではなくて、予算をか

けず、既存の仕組みの中でできる工夫から始めることが重要だと思います。

支援体制を整えることは、外国人住民のためだけではなく、地域のトラブル防止や安心・安全の向上にもつながると思いますので、ぜひ、できないではなくて何ができるかという観点で前向きに検討していただくことを強く要望し、この質問は終わりにしたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 子育て応援コーディネーターについてお答えします。

本町では、こども家庭センターに配置した社会福祉士が学校などの関係機関と連携し、心配なお子さんの対応に当たっています。

また、こども園、子育て支援センターでは、主にセンターの利用者に日常生活上の子育て面での悩みなどの相談に応じております。加えて、民生委員の中から選任されている主任児童委員も見守り等を実施していることから、新たに子育て応援コーディネーターとしての配置は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきます。

主任児童委員、また社会福祉士の皆様のご尽力をいただいているということに、心より敬意を表したいと思います。

しかし、民生委員は非常勤、また地域のボランティアという立場です。継続的なケース管理だとか専門的な関連、機関連携の調整を行政の責任として明確に担う体制は、現在どこが中心なのか改めて伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

子育て支援に関することは、福祉課こども家庭センターが中心となって行っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 問題が深刻化してからの対応というのは、人的にも財政的にも大きな負担となります。小規模自治体だからこそ、早期予防型支援を明確に位置づけることが重要

でないでしょうか。専任でなくとも、兼任、配置など柔軟な形も考えられますが、検討の余地はないのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

まず、先ほど町長答弁にもありましたように、こども家庭センターに配置した社会福祉士が統括支援員として学校、こども園などと連携して、お子さんの日常的な状況から異常とかおかしい点とか、そういった点がありましたら、うちのほうでチームを組みまして対応しているのが今現状でございます。

それで、予防的などところのご指摘でございますけれども、令和8年度から、先ほど施政方針にもありましたように、長柄町ではファミリーサポートセンター事業と、あと議員の皆様にもご説明しましたけれども、4月からはこども誰でも通園制度が始まるものでございます。そういったところで、お子様、あるいは保護者の皆さんと接点が増えるところで、要はお子さんたちを見る目が増えるというところで、よりお子様の状況とか変化を把握しやすくなるものと考えておりますので、そういったチャンネルを通して、今後見守りとか状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 子育て支援というのは、制度の有無ではなくて、また、つながり続けられるかどうか重要だと思います。本町がこれまで積み上げてきた支援体制をさらに強化する意味でも、子育て応援コーディネーターのような伴走型支援の導入、前向きに検討していただくことを要望したいと思います。

来年度からファミリーサポートセンターができるということも、本当に何度も要望させていただいたことだったので、よかったなというふうに思いますので、これからもぜひ、子育て支援ということに関しまして力を入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後、よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、5項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 物価高騰対策についてお答えします。

国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和7年度補正分として、本町は8,963万5,000円の交付限度額が示されたところです。

本交付金の使途としましては、1点目に長生郡市の共同事業として水道料金の減免が実施予定です。具体的には、本町の負担分として72万1,000円を長生郡市広域市町村圏組合水道部へ支出し、令和8年7月・8月支払い分の基本料金の減免を行います。

2点目に、町民1人当たり1万4,000円を目安に地域応援券を支給します。これまでの地域応援券と同様に町内の加盟店で使用できるもので、物価高騰による暮らしの下支えと地域経済の活性化を図ります。

議会での承認をいただけ次第、発券の準備に取りかかり、できるだけ早期に皆様のお手元に届けたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

令和4年からこの地方創生交付金から始まり、重点支援地方交付金ということで、毎年地域応援券ということで3,000円から、また3,500円というような形で商品券が発行され、地域の皆様は本当によかったということでお話を伺っております。今回のお話も伺った中で、地域応援券が今回は1万4,000円ということで、本当に今物価高大変な中で、地域の住民の皆さんは、下支えというか、本当にうれしいことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

今回、支払い方法として、現金給付だとか、今回、地域応援券、商品券などがありますが、けれども、今回も商品券となりますが、それぞれメリット・デメリットがあると思いますが、教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 重点交付金の一時的な窓口というところで、政策の面でお答えいたします。

まず、応援券のメリットについて申し上げます。

応援券につきましては、プッシュ型で迅速に給付ができるというところがございます。また、利用履歴とか換金状況が把握できるため、政策的に効果を検証しやすい、町内での消費喚起につながるため、家計支援と同時に町内事業者の売上確保に寄与する面がメリットでござ

ざいます。また、現金につきましてのメリットにつきましては、自由度が高く、受給者の利便性も高い、事務コストが抑えられる点がメリットでございます。

デメリットにつきましては、応援券につきましては利用できる店舗が限定されるため、使い勝手は現金に比べ劣るといふところ、券の発行、配送、換金事務など事務コストが一定程度発生するところがデメリットでございます。

現金給付につきましては、町外での消費や貯蓄に回る可能性が高いといふところ、地域経済への波及効果が限定的となる可能性が高いといふところでございます。現体制でいくと支給口座の把握など、受給者の手間や負担が生じ、支給まで時間が一定程度かかるいふところがデメリットといふところになります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 現金と商品券ということで、メリットとデメリットということでお伺いさせていただきました。

本当に現金給付のほうがいふふうに思いましたけれども、長柄町の事業者さんを考えたときには、事業者間の中でも商品券のほうが潤っていくのかなといふふうに思いますので、商品券のほうがいいんじゃないかなといふふうに思いました。

今回、令和7年度に関しまして、商品券の換金率いふのを教えていただきたいと思ひます。

○議長（三枝新一君） 答弁願ひます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

令和7年に実施いたしました地域応援券の換金率につきましては、96%でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） そうしましたら、この残りの4%の理由いふのが分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（三枝新一君） 答弁願ひます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

残りの4%の未利用分につきましては、主な要因として基準日以降に転出された方で、転

居を繰り返されていることにより応援券が届かなかったケース、また、応援券は受領したものの、転居後に町内まで来て利用する機会がなく、結果として使用されなかったケース、さらに、使用期限までに利用されなかったケースなどがあると認識しております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 転居されて手元に届かなかったということだとか、期限に関しましては、ホームページでも放送でもいろいろとアピールをしていただいていたと思いますので、残念だったなというふうに思いますけれども、事業者さんにアンケートだとか取られたということで伺ったんですけれども、その中の意見等ではどんな意見があったのか、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

昨年実施した地域応援券に係る取扱店アンケートでは、地域応援券が一番よい、地域のお店の活性化ができてとてもよいことといった効果を評価するご意見が寄せられておりました。また一方で、換金手続の要望など運用面に関するご意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今、商工会さんに、その手続、換金だとかといろいろとお手伝いをいただいていると思いますけれども、この商品券に関しましても、結構金額がかかっていると伺っています。もう少し、この事務費に関しまして、新たな旗だとか、また立派な商品券を見ますと、きらびやかな券という形になってはいますが、もう少し抑えて、その理由も、前に伺ったときには偽造されてはいけないということであったと思いますけれども、もう少し、今回事務費も600万円がかかっているというふうに伺いましたけれども、その内訳等が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

経費の算出につきましては、こちら対象者6,120人、3,000世帯を基に積算したものでございます。こちら、実際の対象人口、それから世帯数に多少上乘せをして積算したものになり

ます。内訳といたしましては、事務用消耗品が5万円、通信運搬費が170万円、地域応援券やパンフレット、ポスターなどの作成費、こちらが112万円、換金手数料で170万円、加盟店の募集登録に係る経費として85万円、送付リスト、送付用封筒作成費で50万円であり、総額で約600万円となっております。

また、先ほど議員がおっしゃられたのぼりなどにつきましては、こちらにつきましては使い回しというか、使えるものは使っていくという形で再度利用しております。

また、やはり何年も店舗、店の前に掲げておきますと、劣化または破損という形が見受けられまして、その破損したもの、使えないものにつきましては、再度購入し利用するという形を取って経費の削減などに努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

本当にいろいろな内訳を見ますと、のぼり旗がよいのか、またシールですずっと使えるようになるのか、その辺も今後考えながらやっていければというふうに思っておりますので、少しでも経費削減につながって、また住民の皆様の手元に少しでも多くなるような形ができたらいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、住民の皆様から、なかなか商品券が手元に届かないというような声が、不在者通知が入っていないだとかのご相談がありますけれども、配達の状態、また具体的に最初はどのようなふうになるのか、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

地域応援券の発送につきましては、簡易書留により対面での配達を依頼しており、郵便局では1件ごとに対面での配達を行うため、おおむね1か月を目途に対象者全員へ配達完了するよう取り扱われております。

配達時にご不在の場合には、時間帯や日を変えながら、おおむね2回から3回程度の配達が行われております。それでも対面でのお渡しができない場合には不在通知が投函され、郵便局において約1週間保管される仕組みとなっております。この保管期間を経過したものにつきましては町へ返戻され、その後は可能な範囲で送付先の確認を行い、再通知を行うなど対応をしているところでございます。このような状況ですので、確かに到着まで各家庭で時

間というものが違ってきます。

ただ、郵便局さんにおいても、何度も各家庭のほうへ出向いていただいて、そのような対応を取っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 簡易書留ということで、対面ということで、本当に時間が、いらっしやらない方は何度も何度もという形であると思います。その中で、町にどのぐらい、1週間郵便局に置かれてということで、最終的には役場のほうに戻ってくるんじゃないかなと思いますけれども、大体何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

はっきりした数字、手持ちはないんですけども、最終的に前回実施した応援券につきまして、町のほうでお預かりしていたのが100通以上、やはり残っておりました。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 100通以上というのは相当、結構ありますので、本当に大変だと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

現金給付は迅速性と公平性に優れますけれども、一方で町外で消費される可能性があり、地域経済の循環という観点では効果が限定的となる懸念があると思います。

一方、地域応援券は、町内限定の電子通貨であればまた町内事業者への直接的な支援となって、地域の経済の循環を促進する効果が期待できます。

しかし、紙の商品券は、印刷費、輸送費、換金事務などの事務経費が発生し、電子通貨は導入コストだとか高齢者対応も課題があると思いますので、町としても最も費用対効果が高く、町内経済循環につながる方法をどのように今後見据えた持続可能な支援制度について、今回限りの給付にはとどまらないで、将来的な災害時だとか経済対策にも活用できるよう、総合的に検討して、本町にとって最適な方法を選択すべきだと考えます。

できれば、今後、町の前向きな検討を一緒にぜひ考えていきたいというふうに思いますので、今後よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（三枝新一君） それでは、時間が来ましたので、以上で9番、本吉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（三枝新一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 坂 陽 一 郎 君

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今日は5つ質問させていただきます。

まず、最初にパワハラの問題なんですけれども、町政運営において、職員一人一人が安心して職務に専念できる環境を整えると。これは法律でも定められているように、地方公共団体の使用者責任として、安全配慮義務というのが定められているんですね。

今回の件は、昨年、職員が上司からのパワハラを理由に総務課へ相談を行い、部署替えを願い出たものの数か月先まで待つようにとの対応を受けて、その後出勤困難となり、医療機関からの心身衰弱ですね、こういった診断書を取得してこれを町に提出し、最終的に退職に至った、こういった事案がありました。

私はここで、この個別の事実認定を求める、そういったものではありません。問いたいののは、町として求められている安全配慮義務ですね、これが十分に果たされていたのかどうか、この点にあります。したがって、主に相談後の対応についての質問になるんですが、まず、当該職員からの相談を受けた後に町はどのような調査、確認を行ったのか、さらにこれ、通常常識とされているこういったケースの場合には、暫定的な分離措置や配置転換等の検討が、これは窓口担当の判断だけではなくて、町としてそういった検討が行われたのかどうか。それから、結果的に数か月先での異動を待つ、そういった判断をしたその理由は何なのか、こ

ういったことについて経緯を詳細に伺いたいと思います。

2番目ですけれども、長柄町の人口減少、これ、日本全体が少子化ということで、どんどん人口が減っているというふうに一般論としては言われていますけれども、これ当然自治体としては増加している市町村もあるんですよ。つまり、人口減少というのは全国共通の課題というふうに見えますけれども、各自治体にとっては減少速度と、あるいは年齢構造、これは政策によって十分変えられるというふうに、実際に増えているところがあるわけですから、そういうふう考えられるわけです。

そこで、長柄町では人口減少に対してどのような現状認識を持っているのか、それに対してどういう対策を講じているのか、あるいはこれからやろうとしているのか。

これ単純にデータを取ってみたら、町長が就任した後も、これ、どんどん減少が止まっていなくて、ついに出生は令和7年度で9人しかないと、かなりひどい状況になっているんですね。

社会減も合計で見ると何となく増減をしているように、繰り返しているように見えるんですが、これは主に外国人の依存度がどんどん上がってきているんですよ。具体的には、令和3年だと5%だったのが、令和4年から7年の間に15%、24%、30%、34%、こういった形で転入、要は社会増ですね、この一つの要素である転入に関しては、外国人が非常に割合として多くなってきている。それに比べて肝心の若い世代、10代、20代、30代、こういったところ、特に女性は転出が毎年超過をずっとたどっているんです。こういったところの一つの施策、政策のヒントになると思っているので、これ、現状の把握をどういうふうに行っているのか、それから対策はどう考えているのか、これを伺いたいと思います。

それから3番目ですけれども、このなごみライド75という、こういった、75歳以上の町内無料移動支援実証実験というのを、昨年11月から今月末までという期限付で実証実験をやりましょうということで始めているんですが、これいまだに、まだ39名しか登録者がいないと。実際に利用している実人数も10人台にとどまっているという、そういった現実があるわけです。

これは、対象として考えられる人数からすると、極端に少ないんですね。今後これ何をすべきかという、やっぱり登録していない人たち、何で登録していないのか、あるいは登録したのに一度も利用していない人がいっぱいいるわけですが、これは何でなのかという、この辺の理由を、まずきっちりと調査して、何がハードルになっているのか。考えられるのは、登録の煩雑さとか、予約の煩雑さ、あるいは移動範囲、これ町内に限るという形に

なっている、それから時間も限られた時間しか対応しない、しかも1時間以内と、こういった制約があるのがハードルになっている可能性が非常に高いので、まずは町民の声を把握するということが重要だというふうに考えます。

町長も先ほどの施政方針で、町民の声を聞くというところにかかなり重きを置く発言をされているので、ぜひ利用者の意見を、あるいは利用しなかった方の意見、対象となる方々の意見をまず十分に聞いてから、こういった実証実験なり事業の設計というのを考えるべきだというふうに考えるのですが、いずれにしても、今現状このなごみライド75というのがどういう利用状況で、今後どういうふうに対応していくのか、これについて伺いたいと思います。

それから、4番目がながら温泉ですね。

これ前回は質問したんですが、前回の答弁では実人数の把握は困難であると、あるいはやるつもりは今のところないような回答をいただきました。これが町長の意見として捉えているんですが、やっぱり町として毎年1,500万円以上の税金を投入しているわけです、赤字としてですね。これで、やっぱり利用の実態を正確に把握されていないということは大問題だと思うんですよ。

公営でも利益追求すべきという意味ではなくて、町民の血税を投入した、こういったサービスが地域住民にどのような価値として還元されているか、これを示す責務があると思うんです。これが町の責任だと思うんですが、そこでこの辺の実際の今後の対応ですね、何か考えているのか、対策。だから、利用者を増やすのか、あるいは何か別の手があるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

5番目、最後ですけれども、これも前回質問させていただいているんですが、買戻し特約というのが29年でたしか切れる形になっていると思うんですね。そうすると、あと3年ですけれども、もう現時点で5年間の事業継続という、そういった約束、契約時の約束ですね、これがもう実際に果たせない状況になっているわけです。しかしながら、これを放置したまま何ら対応していない。例えば、やるべきことというのはこの事業継続の担保、これが今のままだと2029年で消滅するんですが、その前にやはり、例えば転売制限等を入れた契約書とか、あるいは契約書、すなわち転売できないような形で何らかの制約をするような契約の締結のし直しですね。

一番適切なのは、やはり一旦買戻しをして、再度10年の買戻し特約を入れた形で契約し直すと、これが一番確実な担保の方法だと考えますが、こういった部分に関してはどういうふうに一体考えているのか、このままだったらと何もしなければ、今見ても更地のまま放置さ

れているんですよ。このまま29年になって、転売されてヤードになっても責任を問えないんですよ、転売先の企業に対しては。そうすると、地域住民としては昔の通っていた小学校がヤードに、産廃置場に換わってしまったというような状況になりかねないと、そういったリスクをいかに回避するか、そのための担保をどうするかというのは、これは町がすぐにやらなければいけない内容だと思いますけれども、いずれにしても、現状4回目のリスケジュールの後の現状、これがどういった、今、状況にあるのか、ちゃんとリスケジュールとして出されたスケジュールどおり、このスケジュールで進んでいるのか、それとも何か障害があるのか、こういったところをぜひ伺いたいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 職員への服務規律の確保、綱紀肅正については、これまでも機会を捉え注意喚起をしまいましたが、町政に対する町民の信頼を損なう事案が発生したことは誠に無念であり、深くおわびを申し上げます。

もとより、町民の町政への信頼は業務遂行の礎であります。そこで、問題意識を共有するために、全職員を対象としたハラスメント研修を計画し、1月にその研修を終えたところでございます。

この研修では、ハラスメントが立場の違いや価値観の相違で生ずることを掘り下げ、ハラスメントを未然に防ぐ良好な職場環境の創設に必要な施策について、グループワークを通じ一人一人が意見を出し合い、職員相互の思いやりを基盤とした職場づくり、誰もが安心して物を言える職場風土、人権を尊重した職場環境の整備についての認識と理解を深めました。

そして、コンプライアンスには即効薬はないとの考えに立ち、それぞれの職場でやるべきことをしっかりと意識し、組織での取組により、コンプライアンス違反が起こる原因を生じさせない風通しのよい職場づくりを進めることを再確認いたしました。

なお、本事案の経緯等を明らかにすることにつきましては、極めて個人的でセンシティブな情報であり、著しい人権侵害になりかねず、差し控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 経緯を伺っているんですけども、これは別に個別の事案云々という話じゃなくて、町の対応を伺いたいというふうに言っているんですよ。

まず、相談があったときにどういう対応を町がしたのか、これについて、あともう一つは、こういったハラスメントに対しての窓口は、長柄町はどういうふうになっているのか、この2点を教えていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、どういう対応をということでございますけれども、基本的には窓口は総務課となっておりますので、総務課のほうで相談を承ることとなっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そういうことを聞いているんじゃないくて、その相談を受けた後にどういう対応をされたかというのを伺っているんですよ。

それともう一点は、これ総務課ということですが、じゃ、総務課の職員がハラスメントを受けた場合はどうするんですか。

この2点お答えいただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、1つ目のどういう対応をしたのかということでございますので、個別の事案に関することにつきましては、そのお答えにつきましては控えさせていただきます。

それから、総務課でございますけれども、私がハラスメントの対象となった場合は、副町長が対応することとなるかと思えます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、どういうふうな経緯かというのは、どうも公にできないということですから、これは一般論として聞いているんですよ。相談を受けたら、まずどういうふうに対応するんですか、一般論として。それは町として何かそういう手順書なり、プロトコルが書かれたものというのは存在するんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

手順書、いわゆるマニュアル等につきましてはございませんけれども、要綱によりまして様式がございます。それに沿って聞き取りを行うこととなります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回、通常、やっぱりパワハラを受けたというふうに認識した職員は、相談に当たって、相談した後にそのままその職場にとどまるというのは、これは無理な話なんですよ、常識的に考えて。当然、そのハラスメントを受けたということは、その話はその対象というか、当該の上司に対しても、当然聞き取りが行われるというのが常識ですから、そうすると、そういった関係になった上司と部下が同じ職場に継続することというのは、これはちょっと無理があるわけですよ。だから通常はすぐに分離すると、あるいは転籍、部署を替えるとか、そういった対応をするのが当然だというふうに思うんですが、これは町長のお考えはどうですか。こういったケースでパワハラを訴えて、分離されなくて、そのまま心身を、精神を病んだ形で、結局は辞めざるを得ないという形になったと。これが正常な流れというふうに考えているんでしょうか。それとも、町長として何らかの対応を、ここできちっと対策を考えて徹底させると。

一番なのは、当然窓口を総務課とかいう人事をつかさどるような部署にしていること自体がちょっと不相当だと思うんですよ。やっぱり気軽に相談できるような外部の窓口をまずはつくと。それが真っ先にやる必要があると思うんですよ。

それと、先ほど何か手順書はないという話でしたけれども、まずはこういった相談があったときに、すぐに分離するようなプロトコルをつくと。これがやっぱり町として必要なことじゃないでしょうかね。その辺の必要性に関して、町長はどうお考えですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

一般論ということでございますので、一般論でお答えさせていただきますと、まず被害に遭った方につきましては、私ども総務課のほうへ申出があった際にはご相談に応じさせていただきます。ご相談の内容によってその後の対応が変わってくるわけでございますけれども、議員おっしゃるように、あまりにも深刻である場合は、当然分離ということも考えられるところでございます。

また、外部の窓口ということでございますけれども、本庁のトイレ等にも外部の相談窓口のアナウンス、それから掲示板にもさせていただいておりますので、その辺は職員が目につくところに配置をさせていただいております。

それから、相談窓口なんですけれども、これはどこの役所に行っても人事担当課がその相談窓口となっておりますので、その辺はご了承くださいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと伺いたいのは、実際に今回パワハラが原因で辞めざるを得ない職員が実際発生したんですよ。これについて町長は何らかの考えをお持ちじゃないんですかね。これ、担当の総務課長の話じゃなくて、町長として、現状は総務課長が言ったような形になっているんだけど、こういった事態が二度と起こらないようにするためには、先ほど言ったように、まずは外部の窓口を徹底するというのと、それから、即時分離の Protokol、要は手順ですよ、これを町としてつくっていくと、これが求められることじゃないんでしょうかね。

特に、職員が安心して業務に携わるためには、こういった気軽に相談できるような状況とか、もし何かあった場合に、そういった関係ができたところからは分離していただけるというような安心感があれば、これは気軽に相談できるようになるわけですよ。そういった関係をつくれるのが町長の役目だと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

〔「町長の考えを……。あんたの考えじゃない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（若菜聖史君） まず、町長からの訓示と申しますか、これを受けまして、すぐ管理職を通じて各職員にその旨は伝えられております。

それから、復帰関係につきましては……

〔「町長の考えを聞いているんですよ」「答弁中ですよ」「答弁、違う答弁しているじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（若菜聖史君） 復帰関係につきましては、確かにその分離、それからそういったプロセスがございまして、基本的にはやはりお医者さんのご意見を尊重した上で、その復帰プロセスに向かっていきたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 町長はどうも考えがないようなので、一応今の総務課長が言ったのが町長の考えとイコールだということで理解しました。

多少はやっぱり、今回の件はもう少し、これ重大な事象なんですよ。場合によっては国家賠償責任を問われた判例もあるぐらいなんです。だから少しは町長も考えていただきたい。現状だとかういったことが実際起きたわけですよ。二度と起きないように対応をやっぱり考えていただくというのが必要だと思います。

次の質問に。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 本町の人口は、平成9年の8,958人をピークに緩やかに減少を続けておりますが、近年の人口動態の推移を見ると、転入数から転出数を引いた社会動態はほぼ横ばいとなっております。

一方で、出生数から死亡数を引いた自然動態は、令和元年以降ではおよそ例年マイナス100人となっていることから、人口減少の大きな要因は出生数の少なさにあることが見てとれます。これは我が国全体の課題でもあり、日本の出生数は毎年過去最少を更新し続け、子育てへの負担感や経済的な不安が社会問題となっています。

このことから、国では子供に関する政策が省庁ごとに分断されていた弊害を解消し、一体的に対応するため、こども家庭庁を設置いたしました。しかしながら、出生率の向上という目に見える成果は今のところ確認されておらず、政策の効果が現れるまでには一定の時間を要すると考えられています。

そのような中であっても、本町では多く子育て世帯の皆様、ここ長柄町をふるさとにしたいと感じていただけるよう、今後も子育て支援施策や移住定住の推進に継続して取り組んでまいります。

今できることを着実に進め、皆様が住んでよかった、住み続けたいと思う町づくりを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今、社会増減が横ばい云々とかいう話をされましたけれども、これ年齢別に見ると、やっぱり子育て世代とか10代、20代、30代というのがやっぱりずっと減っ

ているんですよ。

それから、これは外国人の転入が非常に割合が多いんです、先ほど説明したように。町長就任以前は10%未満だったのが、もう15、24、34%ですよ、今年度。どんどん増えているんですよ。この外国人が増えても子供は増えないんですよ、これ就労目的ですから。家族帯同じゃないので。この辺、要は子供を産む世代が減っているわけですよ、社会的にですね。

これ、なぜかという、やっぱり働き口がないとか、あるいは子育ての環境がまだ全然改善されていないという可能性もあるわけです。何が望まれているかというのは、多分アンケートも取られていないと思うので、その辺の分析もできていないと思うんですが、提案として、まずこれから子供を産もうとしている方にとってやっぱり一つの判断材料として、町長は給食無償化というのを先駆けてやられたということですから、こども園の無償化、これをまずやるべきではありませんか。そうすると安心して、固定費が削減されるわけですから、保育園でかかるコストを全部無償化すると、通園も含めてですよ。それによってかなり負担が減るので、これはかなり魅力のある内容だと思うんです。

あとは、やっぱり働き口がない、これが問題なんですよ。だから若い世代がどんどん抜けていっちゃうわけですよ。そこに外国人が増えちゃったら、企業が外国人を雇ったらその分、その数だけ町民、日本人が減るんですよ、当たり前ですけども。これをやっぱりきちっと理解していただいて、しかも外国人が増えるとコストが余分にかかるんですよ。先ほどの話にも出ましたけれども、外国語でいろいろ用意しなきゃいけないとか、指導しなきゃいけないとか、そういったコストは事業者側に負担をさせるんだったら納得できるんですけども、それを町民側の、町民の税金を使ってそういうことをやらせるというのは、これはダブルパンチなんですよ。就労先を減らされた上に税金で面倒を見なきゃいけないと、こういった状況をぜひ避けていただくような政策を取っていただきたい。

あと、気になっているのは従来の転出超過ですね。これ止めるためにはやっぱり、これも多分調査されていないと思うんですが、やっぱり通学とかそういったものにはかなり要因があると思うんですよ。例えば、大津倉線のバスがなくなった地域では、高校に通うのに使用していた方が、それを車で親が送らなきゃいけなくなったという家庭が結構多いんですよ。そういったところとか、まずは実態をきちっと把握して、それに対しての対策を打たないと、これどんどん若い世代が抜けていっちゃうんですよ。

だからとにかく、まず所得をつくれるように仕事をやっぱりつくと。外国人に渡すんじゃないで、町内で働ける人を増やすとか、あるいは子育て、先ほど言ったようにこども園を

無償化するとかいう、子育てをもっと固定費を圧縮するとかそういったところに力を入れないと、どんどん減っていくんですよ。最初にお話ししたように、これ政策によってこういった社会増減とかそういったものはコントロールができるケースが多いんですよ。だから増えている自治体もあるわけですよ。ぜひこれは町長のほうで何とかうまい政策を考えていただいて、先ほど提案したような内容も含めて検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、雇用の場等、若者の定住というのは非常に重要なことだというふうに考えております。町としましても、子育て支援、移住定住の促進等、実行可能な対策を着実に進めてまいりたいと思います。

また、財政負担や持続性の観点から慎重な検討をして、これら政策に結びつけて、住んでよかったと思われる町づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ぜひお願いします。

それから、工場誘致とかそういうのをやっても、やっぱり若い世代というのは工場で働きたいなんて言う人は、やっぱりそんな多くないと思うんですよ。もっとスマートな職場をやっぱり望んで外に出ていくわけですよ、普通に考えたらですよ。ある程度の教育を受けたら、工場で働くんじゃないで、やっぱりもうちょっと知的な労働をしたいというふうな方も一定割合以上いると思うんですよ。そういう人たちのための、例えばリモートでの就労、例えばコワーキングシステムをつくるとか、それから、あとはBPOですね。例えば庁舎の仕事の一部をアウトソースするような形で就業してもらおうとか、いろんな方法があると思うんですよ。だから、少しはそういうところも、ぜひ検討していただきたいと思います。

その辺、今後ちょっと検討課題ということで、次の質問をお願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） なごみライド75の利用状況と今後の対応についてお答えします。

11月4日にスタートしたなごみライド75は、1月28日時点で運行日に対して87%の稼働を

確保していることから、町内移動に対する一定の需要には対応ができたものと認識しております。今後、実証運行で得られた知見を基に、効果的な高齢者移動支援施策を構築してまいります。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと今の、よく意味が分からないんですが、稼働率云々ということですけども、そもそもスタート時から週にたしか1回でしたっけ。しかも6人にしか対応しないような、そういうサービスを実証実験と称して始めたわけですけども、これでは当然、今の話だと、八十何%が利用云々と、当たり前の話なんです。枠が少ないから、実際に利用者が少なくても埋まってしまうと。

実際の利用数というのは、実人数だと、ちょっと伺ったデータでは15名、登録者も39名しかいない。これが実証実験に果たしてなったのか、八十何%云々というのに何の意味があるのか、ほとんど利用枠の少ないところに八十何%の利用があったという話ですけども、それがどういう意味なのか、それを教えてくださいませんか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまの宮坂議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほど宮坂議員もご質問の中で触れられておりましたけれども、2月末現在で登録者が39人ということで、非常に少ないというようにお話をいただいております。確かに見かけ上では少ないところがございますけれども、似たようなサービスを送っている、実施している市町村等に確認しますと、やはり75歳以上に対するの割合というのは非常に低く、例えば私どもの近隣の市町村でも人口が約1万人をちょっと超えるぐらいの町でも、こういった75歳以上の無料移動支援の登録者は61名ということで、人口比の割合でいくと、ほぼ長柄町は的を射ているところかなという考えであります。

確かに87%の日数ベースではやっているということでございますけれども、こちらにつきましては便数ベースで45%ということで、明らかに利用されていない便、あるいは明らかに利用されていない日というのもございますので、今後こういった知見を生かして、私どももサービス改良を重ねていきたいと考えております。

それから、ご質問の中で触れられておりましたアンケート調査でございますけれども、利用者あるいは登録者につきましては、なごみライドの数は少ないんですけれどもアンケート

を実施しております、先ほど議員がご質問の中で触れられておりましたような要望というのは、ほぼ出されておりましたので、大体これがマストかなというふうに考えております。

今後、こういった知見を生かして、またサービス等を皆様の意見をお伺いしながらサービスを提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そのアンケートなんですけれども、利用者とか登録者に聞いてもしようがないんですよ。圧倒的に利用していない方、あるいは登録していない方が多いわけじゃないですか。登録した方の中でもほとんどが利用していないというのが明らかなのですよ。だから、そちらのほうの意見をまず拾う必要があるんですよ、何で登録してくれなかったの。それが重要じゃないですか。それ聞かないで、使ってくれた人に聞いたって意味がないんですよ。それはほんの一部の人は、たまたま使える時間帯とか曜日がマッチしたというだけで、使わない人あるいは登録しなかった人にとっては、また別の要望があるわけじゃないですか。それをぜひ拾って欲しいんですよ。

町長も何か力説している町民の声というのをまさに今聞くべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまの宮坂議員のご質問にお答えいたします。

今、前回の議会の資料を持ってきていませんので、ちょっとお答えはすぐできないんですけれども、今、長柄町では75歳以上の方でも一定数の免許所持者がおられるということで、その免許所持者を除いた方が、日中移動支援がない状態だということ認識しております。

こちらの広報、こういった周知につきましては、毎月広報に載せておまして、100%とは言えませんが、多くの住民の方の目につくような広報をしております。なので、そういった広報を見ても登録されていないということは、何らかの理由があるということには想像はできるんですけれども、やはりそれは個人の意思でもございますので、そこはそれが町民の意見だというふうに考えております。

今後とも私どもは意見を吸い上げて、よりよいサービスにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 吸い上げるんだったら、利用しなかった、あるいは登録しなかった人の意見を吸い上げるべきだという、そういうことを言っているんですよ。そちらのほうがこのサービスの問題点をいろいろ認識している可能性があるわけですよ。何でそれをやらないんですか。あるいは、これは町長がやれというふうに言えばやるんじゃないですか。町長の考えはいかがですか。やらせる、そういう意向というのはないんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

先ほども言ったとおり、広報等は毎月出しておりまして、周知については考えられる範囲で万全を期しております。そういった中で、登録をされていないということは、やはりご本人の意思であるとも考えております。

皆様の意見を聞くということにつきましては、お電話とかそういったものでも可能でございますので、できる限り私たちに寄せられた意見を今後とも大切にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そんなことを言っているんじゃないかと、意見を聞いてくださいと言っているんですよ。じゃ、電話で、対象となる75歳以上の方に全員聞いてくれるんですか。免許を持っていたって、運転が困難な方、長距離は運転できないという方がいっぱいいらっしゃるんですよ。だからそういうので判断するんじゃないかと、まずは、75歳以上の方全員にアンケートを取るという、電話でもいいですよ、それをやっぱりすべきなんですよ。それが何か、登録していないのが意思だというのは、これは町長の判断ということではないんですか。町長も同じ意見ですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 貴重なご意見ありがとうございます。

こちら、本当に実証実験と、今始めたところです。

私もいろんなところで、やっぱりいろんな意見を聞いております。その中では、まだ始まったばかりだけれども、今、車も運転しているんだよ、この先これなくなっちゃったときは

これお世話になるかもしれないんだよ、こういうお話も聞かせていただいております。

もしこれが、どこかで何かアンケート調査できるようなことがありましたら、どこかでちょっと考えてはいきたいかなとは思っております。

ただ、これからこのニーズというのはかなり多くなっていくとは思っております。そのために今の段階からこちらのほうを周知して、いずれ皆さん免許を返納したときにこちらを使っただけできるよう、私どももこちらやっていきたいと思っております、議員の、宮坂議員にはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ぜひ町民の声を聞いていただきたいと思っております。町民の要望をしっかり聞いてから、こういったサービスはやっぱり設計をして、それでスタートすべきだと思うことが、私の意見であり、これは一般の町民の方もそう思っていると思っております。

じゃ、次の。

○議長（三枝新一君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

長柄町福祉センター及びながら温泉施設は、地域住民福祉の向上を目的として、各種ボランティアによる利用や地域住民の交流の拠点として設置された公共施設であります。

このことから、その性質上、営利を目的とした運営ではなく、住民サービスとして低廉な利用料金で提供することを基本としております。このため、民間事業のように収支のみで評価する赤字という概念を当てはめることは必ずしも適切ではなく、施設の設置目的に沿った運営を行っているものと認識しております。

なお、施設の在り方等については、福祉センター運営委員会で議論いただいております、会議でのご意見を参考に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 最初にちょっとお話ししたと思うんですけども、今回別に利益を追求しろという話じゃないんですよ。税金を使ってやっているんだから、それがどの程度町民に還元されているのかということについて、前回では調べるつもりもないような回答だったんですよ。1,500万円の赤字、別に構わないですよ、そりゃ町民の福祉のためであれば。

これはでも町民の税金ですから、それが一体何名の方にそのサービスが提供されていて、それ妥当なのか、その判断すらできない状況なんですよ、今。それを何とかするべきじゃないかということなんです。

それから、これ赤字を圧縮するためにはたくさんの方が来てくれればいいわけですよ。そうすると収入も上がるだけじゃなくて、赤字の圧縮ができるだけじゃなくて、住民に対して還元される割合が多くなるわけじゃないですか。そうすると、ある程度税金の使い方としては納得感が得られるわけですけども、今はそれを判断することすら拒んでいるわけですよ。利用者の実人数すら把握しないと。だからそれじゃ困るでしょう。

把握できた後、じゃ、何すべきか、何で来ないのか、来てもらうためには、例えば足の問題なのか、それとも施設が古くて汚くて行きたくないのか、あるいは施設の設備が貧弱で、たくさん行くともう待っている時間があるし、私も何回か利用したんですけども、洗い場は少ない、それから温度コントロールのところも熱湯が噴き出してきて、下手するとお年寄りがやけどする可能性もあるという、要はそういった施設になっちゃっているんですよ。そういったところ、あるいは風呂に入った後の休憩場所にも何にも物が無いと。さらに言えば、せっかく今まで設置されていた水を補給するためのウォーターサーバー、これも撤去されてしまったと。だからサービスはどんどん低下しているわけですよ。だから、それではやっぱりお客さん増えないわけですよ。

そこを何とかするためにも、まずは現状を把握するために利用者数を把握すべきじゃないですかというのが前回のお願いだったんですけども、いまだにそれはやっていただけていないようなんですが、どうなんでしょうか、実態は。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

ちょっと前回の答弁は私のほうも持ってきていないのであれなんですけれども、サンプルではございましたけれども、ある月においてこれだけの人数ということは答弁させていただいてあると思います。

年間を通してということになると、前回も申し上げましたとおり、物すごい手間がかかりますし、また今、私どもはそこまでやる、管理上必要ないということでやらないということでお話しさせていただいていると思います。

今後、私たちもまた、どういったことが考えられるかというような、考える上で必要な資

料ではございますので、折に触れてサンプル調査でやっていければと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 福祉課長はああいうふうに言っているんですけども、町長も同じ考えでいいんですか。全体は今のところ取るつもりはないし、手間かかるからやらないと、そういう話でいいんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 実人数の把握は難しいということで答弁させていただいております。議員のほうからも実人数ということで質問がありましたので。

それで、あと、サービスのほうです。今年から、利用させていただいていけば分かると思うんですけども、シャンプーのほうもつきましたので。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 実人数、今までは把握できていなかったと。ただし、これは先ほど福祉課長が言ったように手間がかかるんですよ。でもデータはあって、そこから拾えるんですよ。実人数プラスアルファになっちゃいますけれども。同じ名前で、例えば同じ部落だったら、それは二重になっちゃうじゃないですか。だけどそれはカウントしていいよというふうに言っているの、実人数よりもプラスアルファで出てくるんですよ、数字は。それでいいじゃないですか、多い分には。今後はそれがスムーズに把握できるように、ちゃんと仕組みをつくれればいい話なんです。今まではやっていないから大変だという話で、やれるように、例えば利用券を配るとか、それで番号で管理するとか、幾らでもやり方はあるんですよ、やる気がないだけなんです、現状。

だからこれはぜひ考え直していただいて、税金を使うわけですから、やっぱりどれだけ町民に還元されているのかという非常に貴重なデータなので、これ税金ですよ、もう少し真剣に考えるべきなんです。

次、お願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、5項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 旧水上小学校跡地の工事の進捗状況についてお答えします。

新工場建設の現状につきましては、主要取引先から生産能力増強の要請を求められたこと

に伴い、設計変更が必要となりました。そのため、当該取引先の意向を踏まえた工場のレイアウト調整に時間を要し、基本設計の完了が当初計画より約3か月ほど遅れる結果となりました。現在は、建設業者と契約を締結し、令和9年中の操業に向けて工事を進めると聞いております。

以上、答弁となります。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと最初にお話ししたんですけれども、これ、だから5年の事業継続というのが今のところ、もう担保されない状況なんですよ。それに対しての対応をどうするのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 事業継続の件につきましては、操業開始から5年間というふうになっておりますので、契約の担保はできるというふうに思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そんなのは担保にならないんですよ。これ前回もお話ししたと思うんですけれども、転売されるその権利というのは、2029年で発生するわけでしょう。そうしたら、第三者に転売してそこがヤードになっても、その第三者に対しての何らかのアクションというのは町からはできないんですよ、関係ないわけだから、もう売った後は。だから全然担保になっていないんですよ。契約書にあるんだけど、それはあくまでも買戻し特約の10年の範囲の中での話なんですよ。その間で造って5年間事業を継続しますよという約束なわけじゃないですか。それが、その10年が先に来ちゃったら、それは守られないんですよ。守られるかもしれない。でもそれは誰が保証して誰が責任を取るんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 町長の答弁でもありましたように、現在契約も結んでございますので、事業を見守っていきたいというふうに考えております。

また、その買戻し特約の間近になりましたら、慎重にこちらも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） その間近になったときの具体的な対応策というのは、どういうものですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） そのときの状況によると思いますが、今回契約を結んでいる事業、工場の建設を行うということですから、ぜひともそれを見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これ町長にも答えていただきたいんですけども、5年の継続は、今の状況では義務がないんですよ。要は、10年、2029年には転売可能になるんです。これをどうやって防ぐのかということは何っているんですよ。それに対して何ら、今のところ手だてを考えていないわけじゃないですか。

だから、やることというと、まずは契約のし直しですよ。一旦買い戻して、もう一度十分な期間の買戻し特約をつけて、それで見守るといふのであれば、これは納得できるんですけども、何もしないでぎりぎりまで待って何とかという話は、これ一体誰が、じゃ、責任取るんですか。そのまま放置して、しかも、これ前回も伺ったんですが、業者側の言い分というのを単に聞いているだけで、そのエビデンスも何にも確認されていなかったと思うんですが、今回の3か月の遅れというのは、何かエビデンスを確認されたんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 契約書のほうは確認させていただいておりまして、工程のほうは口頭での説明というところで、まだ固まっていないというところがございます。

〔「何の契約ですか」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（小泉義彦君） 施工者とその事業者との工事に向けての契約でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） その遅れた原因というのが、先ほど言ったように何か大口が入ってラインが間に合わないから拡張するために、変更で遅れているという話だったじゃないですか。そのエビデンスですよ。本当にそんなことがあったのか、これまでもいろんな理由で4回リスケジュールしているんですね。それに対して、実際にそういう状況だったのかどうかという確認はほとんど取られていないじゃないですか。例えば、どこか関西のほうの工場を

拡張するのが先だとか、それはホームページにも何も出ていないですよ、そんな話は。それ確認したんですか。それを聞いているんですよ。個々のこれまでも含めたそういった業者側の言い分に対しての確認ですよ。本当に言っていることが本当なのかどうか。それ確認されたのか、あるいはしていないんだったら、これからすべきじゃないんですか。いかがですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 前回の答弁でも申し上げましたが、各個別で資料等は確認をさせていただいておるところでございます。また、大手冷凍メーカーからの要請と、生産増産要請等の依頼書等も確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） もう時間がないのであれですけども、常識的にはその依頼した相手方に確認すべきなんですよ、本当にそういうことを依頼したのかどうか。あるいは以前もあった、他の工場の拡張が先だと、それに対しても拡張したかどうかという確認はされていないわけですよ。だから、そういったこともやっぱりいいかげんにやると、その転売されてヤードになるそのリスクがどんどん大きくなるわけですよ。だからもう少し町民の側に立つということであれば、そんなところにヤードが建っちゃ困るので、ぜひ検討をお願いします。

○議長（三枝新一君） 時間が来ましたので、以上で2番、宮坂議員の一般質問を終わります。ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時20分をお願いします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（三枝新一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 佐久間 繁 英 君

○議長（三枝新一君） 3番、佐久間繁英議員。

○3番（佐久間繁英君） 3番、佐久間繁英です。

傍聴人の方はご不在のようですので、質問のほう、議長のお許しいただきましたので、早速ですが入らせていただきたいと思います。

まず、1項目めでございます。重点支援地方交付金の活用についてでございます。

先般、2月25日の議会説明会において重点支援地方交付金の活用について当局より説明がありました。その16日ほど前の2月9日に、この一般質問書を提出させていただきましたので、本日は改めて確認を含め質問をさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

1点目、国は諸物価高騰に対する国民への支援として1人当たり3,000円程度のお米券を配布するとしているが、配布方法については各自治体に委ねるとしている。給付金額や方法は自治体によってまちまちのようだが、当長柄町はどのような配布を考えているのか伺いたい。

2点目、昨年発行した地域応援券の利用率は何%だったのか伺う。

3点目、配布の時期はいつを予定しているのか伺いたい（終了を含む）。

4点目、子育て世帯、住民税非課税世帯への給付について伺う。

5点目、その他上乗せ給付があるのか伺う。

そして、2項目めの質問です。災害発生時孤立可能性集落について。

①千葉県では、災害発生による孤立可能性のある集落が22市町あり、532集落が該当するとの報告がなされている。そのうち、当長柄町においては10集落が該当するとあるが、その根拠について伺う。

②県では千葉県孤立集落対策緊急支援補助金を設定し、令和8年まで集中的な対策強化の取組を実施している中、当町では該当する集落に対してどのような取組をしているのか伺う。

③町は孤立対応マニュアルの作成等はできているのか伺う。

3項目め、消滅可能性自治体からの脱却に向けた取組について。

千葉県では当町を含む9の市と13の町が日本創成会議及び人口戦略会議から消滅可能性自治体に指定されているが、町として脱却に向けた取組について伺いたい。

以上の3項目でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目、重点支援地方交付金の活用についてお答えいたします。

本交付金は、エネルギー・食料品などの物価高騰による負担を軽減することを目的としており、その活用方法については地域の実情に応じて各自治体に委ねられていると認識しています。そのため、本町では住民の皆様への生活支援と併せて地域経済の活性化にもつなげる観点から、お米券の配布は実施せず地域応援券の配布を検討しています。

2点目の、昨年発行した地域応援券の利用率についてお答えします。昨年発行した地域応援券の利用率は96%でございます。

3点目の配布時期についてお答えします。地域応援券の配布につきましては、議会での可決をいただいた後に、配布時期や利用期間を決定し、速やかに住民の皆様へお届けしたいと考えております。

4点目の子育て世帯、住民税非課税世帯への給付についてお答えします。子育て世帯への支援として、物価高対策に子ども1人当たり2万円を3月から558人分の給付を予定しています。また、住民税非課税世帯への給付については、令和6年度からの繰越し分として732世帯に対して既に実施しているところです。

5点目のその他の上乗せ給付についてお答えします。現時点で、町独自の上乗せ給付を実施する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

それでは、これより再質問をさせていただきます。

先ほど本吉議員からもこの件に対する質問がありました。重複することもあるかと思いますが、ご容赦願いたいと存じます。

まず1点目のお話で、説明会にもありましたが、金額は1人当たり1万4,000円の地域応援券を予定しているとのことですが、近隣町村の動向について分かる範囲で教えていただきたいと存じます。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

長生郡市内につきましては、複数の町で金額は異なるものの、地域応援券や同様の取組を実施予定であると聞きしております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） 私も何町村かの議員さんにお話を伺ったところ、例えば長生村さんは現金給付、あるいは白子町、そして睦沢町さん等は、やはり同じように商品券を配布すると、そのように伺っております。町のほうでも認識しておりますでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

議員が今おっしゃられたように、そのように私どももお聞きしております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） 分かりました。まだ近隣町村も、確定していないものの、現状においては全町村民を対象に金額はそれぞれ違うかと思いますが、給付を考えているということで、今、課長からの説明をいただきましたので、そういうことだと思います。

そして、地域応援券を予定しているとすれば、昨年11月にオープンしたクスリのアオキも利用できるのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

クスリのアオキでの地域応援券の利用については、町から働きかけを行ったところ、取扱店として協力していただける意向であるとの回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

以前、私も長柄町にアオキが出店する際に、その開発担当者には、町ではここ毎年、地域応援券、そのような町民支援の方策を取っているという中で、もしそのようなお話があった場合はぜひ協力をお願いしたい、そのとき、アオキの担当者の方も、ぜひとも検討していきたいと考えているというお話をいただいておりますので、その辺のところは引き続き話を進めていただければと存じます。

そして、町に唯一のスーパーが誕生しましたので、町民にとってもこれは利便性が非常に高いのではないかと考えますので、よろしく願いをいたします。

そして、この応援券の発行が町民の皆様の生活の手助けとなるよう最善の配慮をどうぞよろしく願いいたします。

2点目の昨年の地域応援券の利用率は96%ということですが、以前質問した際、回答いただいた過去の利用率は、令和4年が97.26%、令和5年が96.34%、令和6年は96.64%と、いずれも高い状況であり、これは町民の期待度が非常に高いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

議員の言われましたとおり、地域応援券の利用率は非常に高いことから、町民の皆様のご関心や期待は高いものと認識しております。

また、前々回に引き続きまして、地域応援券の取扱店を対象としたアンケートを行ったところ、継続して実施しているため利用方法が浸透しスムーズに対応できるよい事業である、ふだん来店されないお客様が増えた、継続的、定期的な実施を希望するといった前向きなご意見をいただいております。

こうしたことから、本事業は町民の皆様に広く受け入れられ、期待度も高いものと認識しております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

そして、金額についても昨年は3,500円でしたが、今回は1万4,000円を予定しているということでございますので、町民の皆様の家計にとって大きな一助になるのではないかと考えますので、どうぞ応援券発行までの諸手続等について速やかに進めていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

3点目の配布の時期については、できるだけ早くということでしたが、国は各自治体にて実施計画書を策定するとしておりますが、この実施計画書については策定されたのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

重点支援交付金は、令和7年度分につきましては来年度に事業を開始する予定でございます。来年度給付を受ける予定でございます。そのため、本事業につきましては、内閣府における繰越しとなり、実施計画につきましては令和8年度の提出を予定しております。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） 実施計画書については今年度に策定するというお話でございましたが、私としては、国の指針どおり、春から初夏に配布し9月末終了がベターではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、配布時期や利用期間につきましては現時点では決まっておりませんので、今後いただいたご意見も踏まえながら検討を進め、できるだけ早い時期に町民の皆様のお手元に届くよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。できるだけ早く給付することが肝要だと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、4点目の子育て世帯、住民税非課税世帯への給付につきましては、現在取り組んでいるということでございましたので、承知をいたしました。

5点目のその他上乗せ給付についてですが、上乗せ給付は考えていないということでしたが、給付以外に水道料の減免というお話を伺っております。具体的なお話をいただけますでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

水道料の減免につきましては、長生郡市全体で取り組む事業として減免を予定しております。具体的には、家事用契約に係る令和8年7月分の支払い分の基本料金2,992円を減免する予定でございます。

水道料金の減免につきましては千葉県の実業となっております。市町村と同様に県への配分がされております。今、千葉県からは、長生広域に水道料金に補助が行われる予定でござ

ございますが、その金額が1契約当たりの基本料金2,992円に対して2,700円となっており、不足分は町で補填するという形で、今回、重点交付金を使用したく3月補正に上程させていただきました。

この水道の減免につきましてはシステム改修を要することから、長生郡市の全ての市町村が意見交換を行い、公平を期すよう共同事業として減免を実施する運びとなっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） 分かりました。ありがとうございました。このように、地域応援券と併せて集中的に取り組んでいくということは、町民生活を下支えする上で、現状、有効な手法であろうかなというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

そして、現在も物価の高騰は続いており、令和6年に1万2,520品目であったものの、令和7年、値上げした品目は2万609品目に上り、令和8年4月まで判明した値上げ品目は3,593品目だそうです。再び増加の傾向にあり、国はガソリンの暫定税率廃止や電気代の補助等生活支援策を講じているところでございますが、一定の期間に限定されている等のため、家計を圧迫している状況は続いております。そうした中、今回の給付対策は、一時的とはいえ一定の評価ができるのではないかと考えます。

さきの議会説明会で給付についていろいろな意見がありましたが、私としては、地域応援券は直接届くものであり、8,000万円以上の給付金額によって町内の経済効果も期待できると考えますし、過去にも多くの町民の方から応援券をいただいてとてもよかったという声も聞いておりますので、できるだけ早く応援券の発行に向けた取組を進めていただくようお願いし、この件についての質問を終わります。

続いて、2項目めの質問についての答弁をお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 続きまして、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の長柄町における孤立の可能性のある集落が10か所となった根拠についてお答えします。

令和6年2月に千葉県が実施した孤立集落発生の可能性に関する調査において、集落への全てのアクセス道路の一部区間が地震や風水害に伴う土砂災害によって人の移動や物資の流通が著しく困難もしくは不可能となる可能性が高い集落という条件が示されました。

そこで、この条件に該当すると思われる山根飯尾地区、船木八反目地区、長柄山地区、辺

田地区、三沢地区、金谷地区、長柳地区、日の宮地区、高山地区及び大庭地区の10か所について県へ回答したところ、令和6年5月に公表された調査結果において、町が回答した10か所全ての集落について孤立の可能性のある地域と判断されたことによるものです。

次に、2点目の長柄町における孤立集落に対する取組についてお答えします。

町では、千葉県孤立集落対策緊急支援補助金を活用し、今月中に非常時に孤立した集落との情報通信手段を確保する目的で、IP無線機11台と平時から道路通行等の阻害となる樹木を事前に伐採する目的で、高枝伐採用のチェーンソー2台を購入します。

次に、3点目の孤立対応マニュアルについてですが、現在のところ孤立対応に関するマニュアルは作成しておりませんが、将来的に、マニュアル、あるいはそれに準ずるものの作成について検討してまいります。

なお、当面の対応としましては、各世帯へ配布しております長柄町総合防災マップの備蓄品及び非常時持ち出し品を平時から準備してもらい、孤立を含めた各種災害に備えていただくこととなります。

答弁は以上となります。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

千葉県孤立集落対策緊急支援補助金を活用した町の取組は理解したところでございますが、孤立集落以外の地域に対する補助金などの取組について伺いたいと存じます。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） 佐久間議員のご質問にお答えいたします。

孤立集落以外の地域に対する取組についてですが、千葉県は先ほど言いました千葉県孤立集落対策緊急支援補助金のほか千葉県地域防災力充実強化補助金という制度がございます。また、町としましても、長柄町自主防災組織設置助成要綱及び長柄町自主防災組織防災活動補助金交付要綱という規定がございます。

これらの制度や規定につきましては、各自治会を対象としているもので、この自治会が自主防災組織を結成してこの制度を利用した場合は各種条件や限度額などの制限がございますが、自治会の要望する防災資機材などを無償で譲渡、または貸与、あるいは更新する制度となっております。ですから、地域防災力の向上に必要な有効な制度となっているところで

ございます。

このため、町としましては、自主防災組織が未結成である自治会に対して、ぜひとも自主防災組織を結成していただくようお願いしているというような取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

自主防災組織の補助制度については認識をしたところでございますが、現在、町の自治会における自主防災組織の状況について伺いたいと存じます。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） 佐久間議員の質問にお答えいたします。

各自治体における自主防災組織の状況でございますが、現在、48ある自治会のうち35の自治会において自主防災組織を結成していただいているという状況でございます。

なお、これらの制度を使用して譲渡、また貸与した物品で主なものとしましては、防災倉庫とかポータブル発電機、投光器、コードリール、防災用ヘルメット、担架、救急箱、メガホン、スコップなど、普通の防災でも、孤立したときにも使えるようなものも交付しておりますので、ぜひ未結成の団体におかれましては結成していただいで活用していただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） 今、各種補助金の活用については認識しましたけれども、来年度以降の防災に関する町の取組について教えていただければ、お願いいたします。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） 佐久間議員の質問にお答えいたします。

令和8年度の防災に関する町の取組としましては、午前中に町長が施政方針でおっしゃったことも含めて、まず引き続き自主防災組織の未結成の自治会に対して自主防災組織の結成についてお願いしていきたいと思っております。

また、施政方針で言った各自治会の要望や要請による防災に関する出前講座、これは出前

講座、講話のほかに、さっき施政方針にもありました地図を使った図を含め、こういうのも含めましたこういうような出前講座を開催して、その中で地域の特性に合った防災講話、あるいは防災訓練等を実施して地域の防災力の向上をさせていきたいと考えております。

また、地域の防災リーダーを養成する災害対策コーディネーター養成講座ということで、前回の議会でも質問がございましたけれども、それが令和9年度から実施できるよう、来年度の令和8年度から準備していく予定でございます。また、先ほど本吉議員の質問等もありましたとおり、各種協定の締結についてちょっと前向きに検討していきたいと考えております。

なお、これらの取組や周知のお願いにつきましては、来年度当初に開催されます自治会長会議においてちょっと説明させていただき、特に出前講座の開催について各自治会の協力を得られるように、ぜひとも手を挙げていただきたいなというふうなことで、そういうことに努めてまいりたいと考えております。

このほか、先ほどの町長答弁にもありました孤立対応マニュアルについてなんですけれども、これはいわゆる平成9年度以降に予定しておりますいわゆる長柄町総合防災マップの改訂というのも考えておりました、それに併せて一つの方策として新しい防災マップに孤立対策等に関する内容を記載するというのも非常に有効な手段と考えておりますので、そういうものを含めて、有効なことであるというような認識の下、これらを含めて具体的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。当長柄山地区も昨年、出前講座をお願いして、それこそ大谷室長さんに来ていただいた経緯がございますけれども、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと存じます。

それこそ、昨今の激しい気候変動においては、災害はいつ起きてもおかしくない状況であると思います。町民の安全・安心を守るためにも、町は先頭に立って、国や県をはじめ関連する防災組織と連携・共有を図り、災害に備えておくことが重要であると考えますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、3項目めの質問の答弁をお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 消滅可能性自治体からの脱却に向けた取組についてお答えします。

民間の有識者で構成される人口戦略会議が令和6年4月24日に公表した分析レポートにおいて、本町が消滅可能性自治体に分類されたことについては、深刻な課題として受け止めております。このレポート公表以降も、出生数の減少や若年層の都市部流出など、人口減少を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

本町におきましても、これまで実施してきた給食費の無償化、18歳までの医療費の無償化、子育て支援金の創設など子育て支援策を基盤としながら移住定住施策などを進め、可能な限り人口減少の緩和を図ってまいりたいと考えております。

また、出生率の向上や子育て支援の充実については、自治体だけでは限界があるものも事実であり、国が主導となり財源を確保し、新たな対策を打ち出すなど踏み込んだ対応が必要と感じています。

人口減対策に特効薬はありませんが、限られた財源の中にあっても、できることは着実に取り入れ、本町に適した安心して子育てできる環境整備と持続可能な町づくりを推進してまいります。

以上、答弁となります。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

町としても、給食費の無償化をはじめ、子育て支援金の創設等対策を講じていることにつきましては一定の評価ができると考えますが、さきの町民アンケートで、転出したい、転出するつもりと答えた女性が10代から20代で63.2%、30代から40代で48%と非常に高い結果、この結果をどのように捉えているのか伺いたいと存じます。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

昨年度の第5次総合計画後期基本計画策定に向けた町民アンケートでは、議員のご指摘のとおり、転出の意向を示す女性がおられました。数多いというところで指摘を受けているが、議員のご指摘のとおりでございます。その結果は、本町の将来を考える上でも重要な示唆等を与えるものと受け止めております。

一方で、進学や就学、キャリア形成のために若い世代が一度地域を離れることは全国的に

も一般的であり、本町としても流出そのものを否定的に捉えるものではなく、いかに戻ってきてもらえるか、選ばれる地域になれるかが重要であるというふうに考えております。

中学生アンケートでは、女子生徒でずっと住みたいと回答した生徒はいませんでした。が、中学3年生では、一度出ていってもまた帰ってきたいと回答した女性が50%に達しています。このことは、若い女性にとって、ふるさは生涯住み続ける場所というより、人生の節目で戻りたいと思える場所であることが重要であることを示していると考えております。

こうした認識の下、本町では子育て支援策の充実や移住定住促進、地域の魅力向上など、帰ってきたい、選びたいと思える環境づくりを一層進めてまいりたいと思っております。

今後も、一度出ていってもまた帰ってきたいという若い世代の思いを大切にしながら、誰もが安心して暮らし、未来に向けて希望が持てる長柄町の実現に向け、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

私は、このアンケート結果を重く受け止め、全担当部署がこの内容を共有し、おのおのが改善に向けた取組を協議し合って、今、課長がおっしゃったように、長柄町にまた戻ってきたい、長柄町に進みたいというふうになるような対策を今後図っていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

消滅可能性自治体として指定される要件の一つに、2010年から2040年までの30年間で20代から30代の女性人口が5割以下に減少する自治体とされています。消滅可能性都市を脱却するに当たっては、有識者からは、1番に地域資源や文化を生かし魅力を高める、2番として若年層・子育て世帯に向けた環境整備を進める、3番として地域の未来に向けた取組を継続実施していくなどが重要であると言っています。

ぜひこれらを念頭に入れた中で、長柄町が一刻も早く消滅可能性自治体から脱却できるよう特段のご尽力をお願いいたします。

最後に、午前中、高橋議員の質問において、月岡町長より引き続き町政を担っていききたいとの表明がありました。ぜひ月岡町長には、町民の安全・安心と長柄町発展のために一層のご尽力をお願いし、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） 以上で3番、佐久間議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 続きまして、日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長柄町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてご報告申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,155万9,000円を追加し、補正後の予算総額を49億4,872万9,000円とするものです。

内容は、2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について予算計上を行ったものです。また、国の強い経済を実現する総合経済対策の一つであるゼロ歳から高校生年代までの児童に対し1人当たり2万円の物価高騰子育て応援手当を支給するための経費を計上するものです。これらの経費は速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、1月16日付で専決処分をいたしました。

以上で報告は終わりますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今お話のあった、児童に対しての2万円ですか、これというのほどういう形で配布されるんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 宮坂議員のご質問にお答えいたします。

1人当たり2万円の物価高子育て応援手当につきましては、原則的に児童手当を受給されている対象者に振り込むものでございます。こちらにつきましては、先ほど558人というふうなお話をさせていただきましたけれども、3月10日に492名に第1弾として振り込むものでございます。いずれも口座振替でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） その口座というのは、どういう形で管理されているんですか。要は、プッシュ型でお金を配るということですけども、これはどういう形で管理されているのかというのと、今回の対象者以外の口座に関してはどういうふうになっているのか、管理状況ですね、それをちょっと伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

先ほどお話しさせていただきましたように、プッシュ型の方につきましては、児童手当の登録口座で、こちらのほうでシステムで管理している口座のほうに振り込むものでございます。それ以外の方につきましては、ほぼ公務員とかでございますので、その方につきましては、自らご申請をいただいて、それで届け出ていただいた口座に振り込むものでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） よろしいですか。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） よく分からないんですが、それ以外のところもプッシュ型にできないんですかね。児童手当を受け取っているところだけを管理しているというのは、ほかのところのやつはできないんですかね。それとも、単にこれまでやっていなかっただけで、やろうと思えば管理できると、そういうことでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

先ほど私のほうで児童手当というふうに申し上げたのは、各市町村で管理している、いわゆる自営業者とか、あと一般の会社員の方の児童手当につきましては町のほうで振り込みますので、町で口座を持っているというところでございます。

一方で、公務員の方につきましては、所属長のほうから振り込む形になっておりますので、要は、例えば茂原市役所に勤めている方で手当の対象の方がいた場合、私どもはその方の口座は存じ上げませんので、所属長のほうの確認をいただいてから私どものほうにご申請していただくような形になります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） よろしいですか。

ほかございますか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長柄町一般会計補正予算（第6号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第7、議案第1号 契約の締結について（脱炭素化推進工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 契約の締結について提案理由を申し上げます。

本事業は、庁舎建設から24年が経過し、数年前から修繕を行いつつ利用している空調設備の交換及び、2027年には製造が中止となる蛍光灯照明をLED化し、併せてエレベーターの更新を行うことで省エネルギー化を図るものであります。

事業の実施に当たり、去る2月10日に一般競争入札を実施したところ、4億3,164万円で千葉県長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社、代表取締役、内山幹雄氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 説明を終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 一般競争入札ということでありましたけれども、何者があったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

2者応札がございました。

以上です。

○議長（三枝新一君） よろしいですか。

ほかございますか。

8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 池沢です。

1点ご質問します。

この契約については、現状は仮契約という形になっていると思えますけれども、物価変動に対してスライド制というか、契約が上げられるというような契約条項は入っておるのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

入っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これまで2度でしたっけ、入札が、要は流れちゃったという話ですけども、今回、何でこれがうまくいったのか、その経緯をちょっと教えていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今回の入札、2回目でございます。うまくいったということにつきましては、ちょっと私どもについてはお答えをいたしかねますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（三枝新一君） よろしいですか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何か条件変わったんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

条件につきましては、縦覧期間を延ばしたことと、工期を延ばしたことと、業者の受注範囲を広げたことと、予定価格を事前公表とさせた点でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 予定価格を事前に公表するというのは、一般的な形態なんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

自治体によって異なります。本町については、あらかじめ公表することはございませんでしたけれども、やはりそれが他市町村において一つの参考となる要因だという情報を入手したことから、そのようなことにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回は2者応札ということですがけれども、これは前回の業者と同じ
なんでしょうか、それとも異なるんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 前回、応札はございませんでした。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） この価格の公表については、どういう形で公表されたんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 千葉県が行っております入札システムがございますので、その入
札システムの中で公表することとしております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 工期が延ばされたということでありましたけれども、一応、どのぐら
い予定をしているのか教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 本年の11月30日までとさせていただきます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） じゃ、今年の夏はまた大変だというような状況なんでしょうか。

昨年もいろいろと工夫をしながら職員の人たちは頑張ってこられたと思いますけれども、
11月30日というと、今年の夏も猛暑のような予定になっていると思うんですけれども、予報
だと思うんですけれども、大丈夫でしょうかとは言えないんですけれども、ちょっとまた工
夫をしていただきながら、職員の皆様の体調管理も気をつけていただきながら、ぜひよい方
法を考えていただきたいと思いますので、去年もだましましというか、少しずつ工夫しな
がらやられたということをお聞きしておりますので、何とか職員の皆さんの体調管理に気をつけ

ていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） よろしいですね。

○9番（本吉敏子君） はい。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） では、質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

討論ですか。

宮坂委員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回の施政方針の最後のほうにもあるように、来年度ですか、かなり予算がシュリンクするということですね。ここに書かれているように、限られた財源を最も効果的に生かすため、選択と集中を基本に云々というところと、その後のところに貴重な財源を町民生活の向上に直結する施策への確に投じ、全ての町民が笑顔で希望と幸福を実感できる町づくりを着実に進めてまいりますという、この施政方針があったんですが、今回のエアコンとエレベーターと、それから照明ですか、これに4億三千数百万円というのを使うというのが、この、今言った貴重な財源を町民生活の向上に直結する施策への確に投じたことになるんですかね。これ整合性取れているんでしょうか。

そういう意味で、これ質問じゃないですよ、かなり施政方針とはずれる形の予算の使い方だというふうに思われるので、以前から言っているように、エアコンに関しては、実際に支障のある場所にはスポットクーラーとかその他、個別に対応して、こういった大きな予算を使う形じゃない形で節約して、ほかのもっと優先すべき町民の生活向上に直結する施策への確に投じていただきたいと思うので、今回の契約締結に関しては反対をいたします。

○議長（三枝新一君） それでは、賛成の方の発言を許します。

ありますか、討論。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） ないですか。

それでは、ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 契約の締結について（脱炭素化推進工事）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、明日3月4日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時15分



令和8年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和8年3月4日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 議案第2号 長柄町特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 長柄町ポイ捨て行為防止条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 長柄町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 長柄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第15号 令和7年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第16号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第17号 令和7年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第18 議案第18号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第3号）
 日程第19 議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算
 日程第20 議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算
 日程第21 議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算
 日程第22 議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第23 議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算
 日程第24 休会の件

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 金坂光章君 | 2番 | 宮坂陽一郎君 |
| 3番 | 佐久間繁英君 | 4番 | 神崎清美君 |
| 5番 | 岡部弘安君 | 7番 | 鶴岡喜豊君 |
| 8番 | 池沢俊雄君 | 9番 | 本吉敏子君 |
| 10番 | 古坂勇人君 | 11番 | 高橋智恵子君 |
| 12番 | 三枝新一君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------------------------|--------|---------------------------|--------|
| 町長 | 月岡清孝君 | 副町長 | 若菜一繁君 |
| 総務課長 | 若菜聖史君 | 企画財政課長 | 小泉義彦君 |
| 税務住民課長 | 関英司君 | 健康保険課長 | 佐藤幸子君 |
| 福祉課長兼
地域包括支援
センター長兼
福祉センター長 | 佐藤幹宏君 | 建設環境課長 | 前田友和君 |
| 産業振興課長 | 山田比呂貴君 | 会計管理者 | 小川久美子君 |
| 総務課長
防災対策室長 | 大谷寛君 | こども園長 | 川嶋静雄君 |
| 教育長 | 酒井昌史君 | 学校教育課長
兼学校給食
センター所長 | 西周信幸君 |
| 生涯学習課長
兼公民館長 | 石井和子君 | 選挙管理
委員会書記長 | 若菜聖史君 |

農業委員会
事務局 局長 山田比呂貴君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関利治	議会書記	内藤文雄
議会書記	福士結彩	議会書記	加藤阜輝

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員11名全員でございます。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第2号～議案第18号の上程、説明

○議長（三枝新一君） 日程第2、議案第2号 長柄町特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第18、議案第18号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

初めに、議案第2号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 長柄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例制定については、令和8年度から全国一斉に開始される乳児等通園支援事業を行う施設、事業者について、子ども・子育て支援法で新たに創設される乳児等支援給付を受ける

ため、施設、事業者が特定乳児等通園支援事業者として市町村から確認されるための基準を定めるものであって、内閣府令で示された基準に参酌して市町村が条例を定めるものとされております。

詳細につきましては福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、私のほうから、議案第2号 長柄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明申し上げます。

なお、本説明ではサービスを提供する特定乳児等通園支援事業者及び施設を一律で事業者としておりますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

それでは、議案書に従ってご説明します。

まず、第1条につきましては条例の趣旨でございます。子ども・子育て支援法における給付制度の対象となる事業について、事業名の冒頭に「特定」の文字を冠しております。

第2条は、本条例に出てくる用語は子ども・子育て支援法や国基準である特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に準じるとの規定でございます。

第3条は一般原則であり、事業者に適切な事業運営を求めています。

第4条は、定めるべき利用定員の区分について示しています。この利用定員は、この後の第20条で示される施設の運営規程に記載されるものです。

第5条は、事業者に対し乳児等通園支援事業を利用する前の利用希望者側との事前面談を義務づける規定でございます。事前面談は、事業者にとっても、利用されるお子さんの様子を把握するため、大変重要な手段となります。基本的には、利用施設1か所につき、最初の1回のみとなります。

第6条は、事業者側の正当な理由のないサービスの提供を禁じる規定となっております。正当な理由として考えられるのは、予約超過による定員オーバー、職員の配置基準が満たされないこと、あるいは感染症拡大のおそれがある場合などとされております。

第7条は、事業者側に町による利用あっせんへの協力の努力義務を定めています。

第8条は、事業者側にサービス利用の際の認定証の確認義務を定めています。

第9条は、利用の資格のある保護者がサービス提供を受けたい場合であって、何らかの理

由で手続が行えない場合、事業者側が援助する義務を定めたものです。

第10条は、受入れに当たっては事業者等が保護者、養育環境、他事業者の利用状況など、お子さんの様子を把握するように求めるものです。第5条の事前面談が重要となります。

第11条は、サービスを受けている子供が、その後、本町の場合は、ながらこども園、あるいは他自治体の幼稚園等への入園を希望する場合に情報提供などを行い、スムーズに入園できるよう事業者間の連携を求めるものです。

第12条は、前条を踏まえて、サービスに関する記録を求めるものです。

第13条は、保護者から1時間当たりの利用料金やサービスに当たり提供される役務等の対価について、事前説明を行った上で受領できる旨を定めております。

第14条は、サービス提供に係る全体の費用などについて、保護者へ通知することを求めています。事業者は、利用料金のほか、自治体から乳児等支援給付を受領できますが、その費用全体について通知するよう定める規定です。保育分野には、医療制度のような社会保険制度のスキームが導入されつつありますが、そのスキームでいうと医療費通知に当たるものです。

第15条は、サービスは保育所保育指針に基づいて行うよう定めているものです。

第16条は、外部評価に関する規定です。

第17条は、保護者からの相談に応じたり、必要な援助を行ったりとする通常の保育同様の保護者への対応を求めているものです。

第18条は、緊急時の対応について規定しています。

第19条は、利用する保護者について、サービスを利用する場合に保護者に虚偽などがあつた場合は町に報告するよう義務づけています。これは、乳児等通園支援給付の認定などを町が行うものであるための規定です。主な想定としては、本事業の利用条件に、例えばほかの保育所等の児童福祉施設に入所していないというものがありますが、それが何らかの理由で事業者側で把握できた場合などが挙げられます。

第20条は、事業者が定める運営規程に盛り込むべき内容を規定しています。

第21条は、事業者の人員の勤務体制の確保について規定しています。

第22条は、利用定員を超えてはならないことを規定しています。

第23条は、運営規程等の事業者による重要事項の開示について規定しています。

第24条は、サービスを受けるお子さんへの差別的な取扱いを禁じた規定となっております。

第25条は、虐待の禁止規定でございます。

第26条は、秘密保持に係る規定です。第11条における事業者間の連携において情報提供が行われる場合には、保護者の同意が必要であることを規定しています。

第27条は、事業者の保育環境や経営、事業実施体制に関する情報を適切に保護者へ提供することを規定し、利用者を集めるための虚偽または誇大な広告を禁止しています。第23条の重要事項の開示とも関連します。

第28条は、事業者間あるいは事業者の従業者間での利用調整、保護者との関係において、いわゆる報酬などの対価の授受を禁止した規定です。第9条での保護者への援助や、第11条における事業者間の連携で、事業者側が保護者に便宜を図る場面が出てくることで、そうしたものが介在する余地を排除する規定となっております。

第29条は、事業者に苦情対応窓口の設置や、第2項では町から指導を受けた場合の改善義務について規定しています。

第30条は、事業者の地域との交流について規定しています。

第31条は、事故対応に関する規定です。

第32条は、特定乳児等通園支援事業の経理について、ほかの事業とは区分することを規定しています。

第33条は、事業に関する記録の整備について規定しています。

第34条は、申込み等の諸手続、記録などの場面で電磁的方法によることとすることができるという規定です。乳児等通園支援事業については、国が構築した総合支援システム上で保護者は申込み等、事業者は時間や費用の記録ができるようになっており、それを使用していくための規定となっております。

第35条は、本条例に関して必要な規則等を別途定めることができる規定となっております。

以上、長くなりましたが補足説明でございました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第2号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第3号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 長柄町ポイ捨て行為防止条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、町内における空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て行為を防止することにより、快適な生活環境を確保することを目的に制定するものです。

詳細につきましては建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 議案第3号 長柄町ポイ捨て行為防止条例の補足説明をさせていただきます。

ポイ捨て行為は単なるマナー違反にとどまらず、環境汚染や景観破壊を引き起こす深刻な問題です。ごみが散乱した町並みは、訪れる人々の印象を悪化させるだけでなく、害虫や悪臭の発生リスクも高まります。

町は、これまでに不法投棄監視員による巡回パトロールやまち美化活動、また昨年9月からは美化作業員を配置し、美しく安全なまちづくりに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、これらの自主的な取組だけでは悪質かつ反復的なポイ捨て行為を根本的に抑止するには限界があります。そのため、より実効性のある方策が求められていることから提案させていただくものでございます。

本条例では、ポイ捨て行為を明確に定義し、その防止に関して町、町民、事業者それぞれの役割と責務を規定するとともに、悪質な違反に対しては罰則を科すことで抑止力を強化し、町全体での環境美化への意識醸成と行動変容を促すことを目的としてございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。

第1条は、本条例の目的を定めたもので、ポイ捨てや飼い犬のふん放置の防止に向け、町、町民、事業者それぞれの役割を明らかにし、町内の環境美化を進めることを示したものでございます。

第2条は、条例で用いる主要な用語の意味を明確にしたものです。空き缶等やポイ捨て行為の範囲、対象となる町民等や事業者、そして取締り対象となる公共の場所等を具体的に定義しています。

第3条は、町の責務を定めたもので、ポイ捨て行為防止の施策を積極的に推進すること、また教育・広報を通じて啓発に努めることを規定してございます。

第4条は、町民等に対し、空き缶等を適切に持ち帰る、または回収容器へ捨てること、さらに飼い犬のふんを回収して処理する義務を定めています。

おめくりいただきまして、第5条、喫煙者に対し、吸い殻入れの携帯や歩きながらの喫煙を控えるよう努めることを求める規定でございます。

第6条は、事業者に対し、空き缶等を回収する容器の設置・管理、事業所周辺の清掃に努め、さらに町が行う施策への協力を求める内容となっております。

第7条は、この条例の核心部で、町内のどこであってもポイ捨て行為そのものを禁止する規定となっております。

第8条は、回収容器の設置や管理が不十分な事業者に対し、町長が期限を定めて是正を勧告できることを定めてございます。

第9条は、条例の施行に必要な細かな事項については、規則で定めるものとする一般的な委任規定となっております。

第10条は、ポイ捨て行為を行った者には、1万円以下の過料を科することを規定しています。また、町長が指定した職員が手続を行うことを定めてございます。

最後に附則ですが、本条例には罰則規定が設けられており、条例の施行により町民等に対して一定の義務が課され、これに違反した場合、不利益が生じることとなります。その周知期間を設ける必要があると判断いたしまして、令和8年5月1日にしたいと考えております。

以上が本条例を提案する理由でございます。本条例の趣旨をご理解いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 議案第3号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第4号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、共通機能として住登外者宛名番号管理機能が設けられることから、特定個人番号の独自利用事務に関し規定を行うものです。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 議案第4号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、共通機能として住登外者宛名番号管理機能が設けられることから、特定個人番号の独自利用事務に関し規定を行うものでございます。

附属資料 1、新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

第 4 条第 4 項に、個人番号の法定利用事務及び準法定利用事務に係る町の住民基本台帳に記録されていない方の情報を、住登外者宛名番号管理機能を用いて利用する場合、番号利用法に基づき条例に規定するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

別表第 1 に、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理による規定を加えるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

別表第 2 に、特定個人情報の庁内連携事務に関し規定を加えるものです。この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第 4 号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第 5 号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第 5 号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国の基準に倣い、開示請求手数料及び開示実施手数料等を本条例の第 17 条に規定するほか、別表に定めるものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 議案第 5 号 情報公開条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、開示請求手数料及び開示実施手数料等を国の基準に倣い改めるものでございます。

附属資料2、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第17条第1項は、開示請求手数料を1件当たり300円とする旨を規定するものです。

第2項は、開示実施手数料を別表に規定する旨及び開示実施手数料が開示請求手数料の額に満たない場合は無料とし、超えた場合は開示請求手数料を減じた額を納める旨を規定するものです。

第3項は、既に納めた手数料は返還しない旨を規定するものです。

第4項は、減免について規定するものです。

第5項は、郵送での送付、その際の実費の納付について規定するものです。

1ページ下段をお願いします。

別表2、開示実施手数料を規定いたします。

1点目といたしまして、文書、図面に関する閲覧、写しの交付に要する開示実施手数料の額を右の欄に示しております。

2ページをお願いいたします。

2点目といたしまして、電磁的記録に関する閲覧、光ディスクに複写したものの交付、用紙に出力したものの交付に要する開示実施手数料を右の欄に示しております。

本件につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第5号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第6号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、給与の改正を令和7年度分から実施し、任期付職員の昇給及び手当等に関する規定について、令和8年度分から改めるものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 議案第6号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、給与の改正を行うとともに、法に倣い任期付職員の昇給及び手当等の規定について改めるものでございます。

附属資料3、新旧対照表1ページをお願いいたします。

上段第1条関係では、給与の改定に伴うもので、令和7年4月1日から適用いたします。

中段第2条関係では、第2条に法律に合わせ、特定任期付職員の採用に関する規定を第1項として加え、第1項を第2項とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第8条の一般任期付職員の給与月額及び第9条の任期を定めて採用された職員に関する読替えを第8条に職員の給与に関する条例の適用除外等として法に倣い規定を改めるものでございます。

第1項は、特定任期付職員には、給与条例に規定する給料表、昇給、管理職手当、扶養手当、住居手当は適用しない旨を規定するものです。

第2項は、期末勤勉手当の支給率を規定するものです。

第3項は、一般任期付職員は、給与条例に規定される昇給等について適用しない旨を規定するものです。

第4項は、任期付短時間勤務職員には、昇給及び扶養手当並びに住居手当は適用しない旨を規定するものです。

そのほか、所要の規定を改め、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第6号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第7号及び議案第8号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第8号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、令和7年度分から実施するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第7号及び議案第8号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第9号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものでございます。

附属資料6、新旧対照表1ページ、2ページをお願いいたします。

初めに、第1条関係は、第20条第2項及び第21条第2項第1号では、一般職員及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ4.65月分とし、第20条第3項及び第21条第2項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当を0.05月分引き上げ2.45月分とするものです。

次に、別表第1、9ページ別表第2、16ページ別表第3は、給料月額改定で、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中堅層以上についても給与の引上げを行うもので、一般職員給与の改定率は、本町の予算ベースで2.6%の増となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

別表第5は、通勤手当について、区分に応じ数十円から数百円引上げを行うものでござい

ます。

以上は、令和7年度分から実施するものでございます。

続きまして、25、26ページをお願いします。

第2条関係は、第11条では自転車を自動車に改め、第2項第2号でア、イ、ウを削り、普通自動車等及び原動機付自転車等の通勤手当は規則で定めることとし、27ページに第3項として駐車場に関する規定を加えるものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

第20条及び第21条は、第1条関係で申し上げました期末勤勉手当に関し、年0.05月分を年2回に分けて支給する際の支給率に改めるものでございます。

以上2点は、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第9号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第10号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第10号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略において、子ども・子育て支援加速化プランが取りまとめられ、この加速化プランにおける施策の支援及び給付の拡充を図るべく、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

本制度に基づき、国民健康保険税において新たに子ども・子育て支援納付金として被保険者に対する課税額等の基準を定める関係規定を整備するものであります。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 議案第10号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

先ほど町長からもご説明がありましたとおり、今回の改正は令和5年12月に閣議決定され

たこども未来戦略において、こども・子育て支援加速化プランが取りまとめられ、この加速化プランにおける施策の支援及び給付の拡充を図るべく、令和6年6月にこども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、新たに創設されたこども・子育て支援金制度に基づき、国における少子化対策のための特定財源として、ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代、全経済主体から医療保険料と併せて支援納付金を拠出していただくもので、皆様方からご負担をいただくものであります。

他の医療保険制度と同様に、公的医療保険制度であります国民健康保険税においても、令和8年度税制改正大綱に基づき、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに準じまして、令和8年度から新たにこども・子育て支援納付金として賦課徴収するに当たり、被保険者に対する課税額等の基準を定め、本条例における関係規定を整備するものであります。

それでは、附属資料、新旧対照表をご覧になっていただければと存じます。よろしく願います。

新旧対照表に沿ってご説明をいたします。

まず、新旧対照表の1ページから2ページになります。

第2条第1項第1号及び同項第4号並びに同条第3項、同条第5項、第3条における改正規定でございます。

主な改正内容として、新たな課税区分として、こども・子育て支援納付金を規定に追加し、それに伴う賦課方式として後期高齢者支援金分、介護納付金分と同様、所得割及び均等割賦課の2方式とし、その合算額に18歳以上被保険者均等額を加算したものを課税額とする規定を追加するもので、その他、接続詞等の表現を改めるものであります。

続きまして、同じく3ページでございます。3ページをご覧になっていただければと存じます。

第9条の3から第9条の5まで、こども・子育て支援納付金の課税方式における税率及び税額等について新たに規定するものであります。

当該支援納付金に係る国に納める事業納付金をベースに、令和8年度国民健康保険税に係る被保険者の総所得金額の見込み、また被保険者数を算出基礎として1人当たりの税率等を算出、設定をさせていただきました。

まず、第9条の3、本町においての所得割税率については0.3%、次に、第9条の4、被保険者均等割額について、1人当たり2,000円、次に、第9条の5、18歳以上の被保険者均等割額については、1人当たり100円として設定させていただくものであります。

なお、18歳以上の被保険者均等割額の趣旨については、内容として当該制度が少子化対策に係るものであることに鑑みまして、子供がいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供）に係る均等割額の10割軽減の措置を講じるものとしたため、その18歳未満被保険者均等割額分については、18歳被保険者に案分して当該均等割額を18歳以上被保険者に対し税額として加算するものであります。

その他として、4ページから10ページになります。4ページから10ページをご覧ください。いただければと存じます。

附則の第3項から第4項、第6項から第13項までの各所得等に係る国民健康保険税（所得割）の課税の特例の適用について、子ども・子育て支援納付金所得割課税額規定第9条の3が新たに規定されたことにより、第8条の次に適用条文を追加するものであります。

当該関係規定の施行日につきましては、本年4月1日からの施行となります。

なお、本条例改正規定における当該支援金に関する課税額における税率及び税額等の算定基準の設定等に当たっては、諮問機関である長柄町国民健康保険事業の運営に関する協議会において、令和8年2月18日に審議、諮問を行い、ご承認をいただいているものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 議案第10号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第11号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第11号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本条例の別表中、公簿、公文書、図面の謄写の事務手数料で、実態の少ないA3判を超えるものの手数を削るほか、字句の整備を行うものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第11号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第12号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第12号 長柄町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、教職員の毎月の給食費の口座引き落としの際に利用していたフロッピーディスクによる金融機関への依頼が、令和8年7月よりできなくなるため、今後はインターネ

ットによる依頼に切り替えるため、納付期日に関する規定を改正するものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第12号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第13号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第13号 長柄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、現在取組を進めております令和11年4月の小学校統合に伴い、長柄小学校と日吉小学校を（仮称）統合小学校に改めるものです。

また、新たな小学校の位置は、長柄中学校敷地内である山根1500番地といたします。

なお、校名は決定し次第、改めての条例改正となりますことを申し添えます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第13号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第14号から議案第18号までの提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第14号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、議案第15号 令和7年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 令和7年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第18号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,007万7,000円を追加し、補正後の予算総額を52億8,880万6,000円とするものです。

主な内容は、年度末における実績見込みに基づく各経費の調整を行う一方、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用した地域応援券発行経費や県水道料金減免事業費、また国府里及び長柄山普通河川における河川障害物を除去するための経費や、刑部普通河川における仮設工や施工機種の見直しを行うことに伴う改良工事の追加経費を計上するものです。

次に、国民健康保険特別会計ですが、職員給与や一般被保険者療養給付費などの実績見込みに基づき、歳入歳出予算の総額から7,370万円を減額し、補正後の予算総額を9億161万4,000円とするものです。

次に、介護保険特別会計ですが、実績見込みに基づく各経費の調整を行うもので、歳入歳出予算の総額から833万円を減額し、補正後の予算総額を9億8,445万5,000円とするものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合負担金の増により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,137万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1億3,854万3,000円とするものです。

最後に、下水道事業会計ですが、光熱水費の減、浄化槽の設置基数の減に伴う工事請負費などを計上するものとし、補正後の予算総額として収益的収入を53万2,000円追加し1億9,385万3,000円、収益的支出を478万6,000円減額し1億6,267万5,000円、資本的収入を455万4,000円減額し1,268万5,000円、資本的支出を433万3,000円減額し4,505万7,000円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第14号 長柄町一般会計補正予算（第7号）について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

本補正予算における全般的事項といたしましては、年度末における実績に伴う各経費の精査が大半を占めるものでございます。

ここでは、各細目における主立ったものを説明させていただきますので、ご了承願います。また、人件費につきましても、人事異動、人事院勧告に伴う給与改定、職員の退職、休職に伴う増減のため、こちらも割愛させていただきます。

それでは、補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

1款1項1目議会費、02細目議員人件費210万円の減は、議員1名の欠員及び共済費負担率の確定に伴う減額補正を行うものです。

2款1項1目一般管理費、04細目一般管理費394万3,000円の減は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う人事給与システムの改修において、現在の保守業務の範囲内で実施されたことや、庶務事務システムにおける仕様の決定や業者選定に時間を要したことから、令和7年度の導入を見送ったことによるものです。

06細目総務管理事務運営費 3万9,000円の増は、長生郡市の市町村で実施する旅券事務窓口の運営業務において、人事院勧告に伴う人件費の増により負担金の増額補正を行うものです。

4目財政管理費、01細目財政管理費246万5,000円の増は、32ページ、33ページをお開きください。こちらは、ふるさと納税の寄附好調に伴うポータルサイトにおける決済手数料や委託料、使用料の増額補正を行うものです。

6目財産管理費、02細目公用車管理事業260万円の減は、公用車での研修や出張機会の増加に伴う燃料代の不足分を増額補正する一方、建設環境課のパトロールカーの購入を予定しておりましたが、再検討の結果、既存公用車を継続して活用することにし、購入を取りやめたものでございます。

7目企画費、01細目企画費560万円の減は、DXの推進を図るため、地域活性化企業人制度を活用し、IT企業等の職員を招き入れる経費を予算計上しておりましたが、国の交付限度額である本予算額では事業者の確保が困難であったことや、国の伴走支援として都道府県における市町村支援のデジタル人材確保制度が整備される予定であること、また、県が支援を受けた事業者から同様の支援を無償で受けられるとの案内もあったことから、費用対効果を鑑み、事業を先送りしたものによるものです。

12目地方創生臨時交付金事業費、02細目定額減税補足支援事業563万7,000円の減は、令和6年度に実施した定額減税補足給付金事業で、当初調整給付金の支給額に不足が生じた方に対し令和7年度に追加で不足額の給付を行うもので、事業完了に伴う減額補正を行うものです。

03細目地域応援券発行事業9,164万円の増は、令和7年度に引き続き、町民1人当たり1万4,000円の地域応援券を発行するための経費を計上するものです。

04細目自治会活動支援事業53万8,000円の増は、エネルギー価格高騰対策として自治会集会所への光熱費の補助を行うものです。

05細目県水道料金減免事業72万1,000円の増は、県事業である水道料金の減免の不足分を長生郡市の各市町村が補填するものです。なお、本事業は各ご家庭の7月、8月支払い分の基本料金の減免を予定しております。

2項1目税務総務費、02細目税務総務費20万円の減は、34ページ、35ページをお開きください。こちらは、令和6年度の電子納付の実績に基づく負担金の減額補正を行うものです。

2目賦課徴収費、01細目賦課徴収費90万3,000円の減は、システム標準化対応に伴い、税

収納システム及び住民税公的年金特徴対応の機器の調達が遅れたことによるシステム使用料の減額補正を行うものです。

3項1目戸籍基本台帳費、02細目戸籍・住民票に関する事務経費159万円の減は、旧氏記載機能を追加する戸籍附票システムの改修や、氏名振り仮名一括登録を可能とする住民記録システムの改修経費を増額する一方、一部事務の委託を取りやめたことに伴い、一部機器の入替えが不要になったことによる戸籍総合システム機器管理等更新費の減額や、機器更新に必要な部品に不備があり、新たな部品の手配に時間を要したことに伴い、機器更新が遅れたことによる住民基本台帳ネットワークシステム使用料の減額補正を行うものです。

3款1項1目社会福祉総務費、05細目高齢者等外出支援タクシー利用助成事業200万円の減、08細目75歳以上無料町内移動支援事業83万7,000円の減は、実績見込みに伴う減額補正を行うものです。

36ページ、37ページをお開きください。

2目老人福祉費、01細目老人福祉費20万円の増は、老人保護措置費の単価改定によるもの、04細目敬老祝品贈呈事業13万4,000円の減は、対象者の死亡等による実績に伴う減額補正を行うものです。

3目障害者福祉費、02細目介護給付訓練等給付事業2,016万円の減は、施設入所者の死亡による入所支援や入所に伴う日中の生活介護費の減によるものです。

03細目障害者グループホーム運営費補助事業の60万2,000円の増は、入居者の増加に伴い、対象施設が増えたことによるものです。

08細目自立支援医療給付事業61万6,000円の減は、令和6年度の障害者医療費国庫負担金の精算による返還金を計上する一方、対象者の転出による更生医療給付費を減額するものです。

09細目補装具給付事業100万円の減は実績見込みに伴う減、10細目障害児入所等支援事業123万9,000円の増は、令和6年度の障害児入所給付費等国庫負担金の精算による返還金を計上するものです。

5目国民健康保険費522万6,000円の減は、実績見込みに伴い特別会計繰出金を減額するものです。

6目福祉センター費58万9,000円の減は、施設入場者に係る損害保険料の契約期間の見直しに伴い減額するものです。

7目介護保険費、01細目介護保険費928万3,000円の減は、実績見込みに伴い特別会計繰出

金の減、02細目介護職員初任者研修事業99万6,000円の減は、受講者の減に伴うものです。

8目後期高齢者医療費1,000万5,000円の減は、実績見込みに伴い、県後期高齢者医療広域連合に対する医療給付費負担金や特別会計繰出金を減額するものです。

38ページ、39ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費、04細目子育て支援金事業80万円の減は、実績見込みに伴い、出生届出時に支給する町単独事業の子育て支援金や、妊娠届出時または出生届出時に支給する国事業の妊婦のための支援給付金を減額するものです。

2目児童措置費、01細目児童手当支給事業150万円の減は、こちらも実績見込みに伴い減額するものです。

4目こども園費、02細目こども園費63万8,000円の減は、町外の私立幼稚園等に通う園児に係る管外保育委託料の公定価格の改定に伴う増額がある一方、実績見込みに基づく光熱水費及び賄材料費の減額を計上するものです。

4款1項2目予防費、01細目健康管理システム事業58万9,000円の減は、システム標準化切替え時期の延伸に伴い、旧システムから新システムへの移行時期について、業者間の調整に時間を要したことによりシステム保守経費を減額するものです。

02細目がん検診事業250万円の減は、実績見込みに伴い減額するものです。

04細目予防接種事業32万円の増は、40ページ、41ページをお開きください。こちらは、高齢者のインフルエンザ予防接種費の実績見込みに伴う減額がある一方、新型コロナや带状疱疹ワクチン予防接種費の実績見込みに伴い増額するものです。

07細目健康ポイント事業205万5,000円の減は、令和7年度からの事業の運用見直しに伴い、新システムの決定に時間を要したことによる運用業務費や、従来使用していた活動量計の不使用による機器使用料を減額するものです。

3目環境衛生費、01細目環境整備事業100万円の減は、電気自動車や住宅用蓄電システム購入に対する補助金の実績見込みに伴い減額するものです。

4目母子保健費、01細目母子健診事業65万4,000円の減は、妊婦・乳児健康診査における実績見込みに伴う減額補正を計上するものです。

03細目こども予防接種事業600万円の減は、HPVワクチン接種費やインフルエンザ予防接種費の実績見込みに伴い減額するものです。

5款1項3目農業振興費242万7,000円の減は、農業用機械購入に対する補助金や飼料用米等の作付に対する補助金の実績に伴う減によるものです。

4目農業基盤整備費、03細目中山間地域等直接支払交付金事業13万円の減は、事業面積の変更に伴う減によるものです。

05細目鳥獣被害防止対策事業568万3,000円の減は、要綱改正に伴い再申請が可能となったことによる町単独事業の電気柵設置に対する補助金を増額する一方、イノシシの捕獲頭数が増加しているものの、メッシュフェンス取付け地区の減に伴い、鳥獣被害防止対策協議会補助金を減額するものです。

42ページ、43ページをお開きください。

5目都市農村交流事業費、01細目都市農村交流事業費482万5,000円の減は、町営野球場のグラウンド補修用資材を購入するための経費を計上する一方、都市農村交流センターの再整備に向けた全体構想策定業務費の実績に伴い減額するものです。

02細目都市農村交流センター指定管理者事業49万5,000円の増は、交流センター周辺緑地景観維持作業委託における人件費及び物価高騰に伴う増額を補填するものです。

2項1目林業振興費696万円の減は、六地藏地先権現森線における森林整備事業について、林業事業者、森林所有者、電気事業者、町の4者での協定を締結し事業を進めてまいりましたが、結果的に契約の合意に至らなかったことに伴い減額補正を行うものです。

7款1項1目土木総務費、02細目土木総務費40万9,000円の減は、土地の所有権移転に伴う相続財産清算人選任申立てに係る経費を計上する一方、実績に伴い木造住宅耐震改修補助金を減額するものです。

44ページ、45ページをお開きください。

2項1目道路維持費、02細目橋梁長寿命化修繕事業62万円の減は、こちらも実績に伴い、点検や詳細設計業務費を減額するものです。

2目道路新設改良費、01細目要望路線改良事業164万円の減は、登記書類作成業務の実績に伴う減や、道路改良事業で支障となった電柱移転を実施しましたが、費用負担がなくなったことに伴う補償費用の減によるものです。

04細目広域最終処分場関連事業13万円の減は、買収完了に伴う公有財産購入費の減額補正を行うものです。

3項1目河川維持費、01細目河川維持事業2,100万円の増は、国府里及び長柄山普通河川における竹林等の河積障害物を除去するための経費を計上するものです。

2目河川改良費、01細目広域最終処分場関連事業88万1,000円の増は、広域と協議した結果による事業計画の見直しに伴い、登記書類作成業務の減額がある一方、必要な公有財産購

入費を計上するものです。

03細目河川改良事業1,770万円の増は、刑部普通河川の改良工事において、二度の入札不調に伴う仮設工や施工機種の見直しを行ったことによる追加経費を計上するものです。

4項1目住宅管理費、02細目住宅管理費17万8,000円の増は、町営住宅の空き家戸数の増加に伴う共益費補助金の増によるものです。

46ページ、47ページをお開きください。

9款1項3目教育指導費47万円の減は、実績見込みに伴い減額補正するものです。

2項1目学校管理費、02細目学校管理費164万円の減は、実績見込みに伴う光熱水費の減、04細目小学校学校施設等改修事業34万円の減は、事業完了に伴う建築物等定期検査業務費の減によるものです。

05細目ICT環境整備事業430万円の減は、タブレットの更新に伴う初期設定について県共同調達契約に含まれたことによる減額や、賃貸借における条件設定に不測の時間を要したことから契約が遅れたことに伴うタブレット使用料を減額するものです。

2目教育振興費、03細目小学校就学援助費補助事業27万円の減、04細目小学校遠距離通学費補助事業24万円の減、48ページ、49ページをお開きください。

07細目子育て支援金事業30万円の減は、どちらも実績見込みに伴い減額するものです。

3項1目学校管理費、01細目学校管理費235万円の減は、実績見込みに伴う光熱水費の減や事業完了に伴う水泳指導業務費の減、03細目中学校学校施設等改修事業34万円の減は、事業完了に伴う建築物等定期検査業務費の減によるものです。

04細目ICT環境整備事業260万円の減は、先ほどの小学校費と同様、タブレットの更新に伴う初期設定について県共同調達契約に含まれたことによる減額や、賃貸借における条件設定に不測の時間を要したことから契約が遅れたことに伴うタブレット使用料を減額するものです。

2目教育振興費、02細目国際交流事業345万円の減は、事業者の変更などによる契約差金に伴う減額補正を計上するものです。

05細目中学校就学援助費補助事業7万円の減、07細目子育て支援金事業48万円の減は、どちらも実績見込みに伴い減額するものです。

4項2目公民館費、3目文化財保護費の財源変更については、後ほど歳入でご説明いたします。

50ページ、51ページをお開きください。

5 項 1 目保健体育総務費、03細目長柄町一周駅伝大会事業33万円の減、06細目スポーツ推進委員活動事業10万円の減は、実績に伴い減額するものです。

11款 1 項 1 目元金42万2,000円の減、2 目利子32万8,000円の減は、臨時財政対策債の利率見直しに係る元利均等償還などに伴う減額補正を計上するものです。

12款 2 項 1 目基金費 3 億6,621万8,000円の増は、各基金の利子を積み立てるとともに、令和6年度決算剰余金や本補正予算の契約差金などを財政調整基金等に積み立てるものです。また、ふるさと応援寄附金の5割をふるさと応援基金に積み立てるものです。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、14ページ、15ページをお開きください。

1 款 1 項町民税2,890万円の増、2 項固定資産税2,689万円の増、3 項軽自動車税70万円の減、4 項町たばこ税100万円の増、6 項入湯税140万円の増は、納入見込みに応じて補正を行うものです。なお、町民税の増につきましては、賃金上昇に伴う課税所得の増加、固定資産税の増につきましては、業績好調等に伴う設備投資による償却資産の増加が主な要因でございます。

2 款 2 項自動車重量譲与税290万円の減は、実績見込みに応じて計上するものです。

16ページ、17ページをお開きください。

3 款 1 項利子割交付金120万円の増、4 款 1 項配当割交付金210万円の増、5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金550万円の増、6 款 1 項法人事業税交付金1,080万円の減、7 款 1 項地方消費税交付金2,860万円の増についても、実績見込みに応じて計上するものです。

18ページ、19ページをお開きください。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金2,220万円の増、10款 1 項環境性能割交付金1,470万円の減、11款 1 項地方特例交付金15万1,000円の減についても、実績見込みに応じて計上するものです。

12款 1 項地方交付税 1 億1,613万8,000円の増は、臨時経済対策費や給与改定費、臨時財政対策債償還基金費といった普通交付税の再算定に伴う増額や、長柄中屋内運動場の耐震診断や他の指定避難所の改修等に伴う特別交付税の増額補正を行うものです。

14款 1 項 1 目民生費負担金412万5,000円の増は、管外保育受託費等の実績見込みに基づく計上です。

2 目土木費負担金61万5,000円の増は、次のページにまたがりませんが、広域最終処分場整

備に伴う道路改良事業負担金及び河川改良事業負担金の実績見込みを計上するものです。

20ページ、21ページをお開きください。

15款1項2目民生使用料473万3,000円の増は、福祉センター使用料の実績見込みに伴う増です。

16款1項1目民生費国庫負担金2,435万2,000円の減は、各事業費等の確定に伴う計上を行うものです。

3目公共土木施設災害復旧費負担金32万9,000円の増は、令和5年度豪雨災害の復興工事に対する追加の交付決定があったことに伴う計上を行うものです。

2項1目民生費国庫補助金237万1,000円の増、2目教育費国庫補助金22万7,000円の減は、こちらも各事業等の確定に伴う計上を行うものです。

22ページ、23ページをお開きください。

5目土木費国庫補助金209万1,000円の減は、こちらも各事業費の確定に伴う計上を行うものです。

6目総務費国庫補助金9,006万6,000円の増は、戸籍附票システム及び住民記録システムの改修費の全額が賄われる社会保障・番号制度事業補助金を計上するものです。また、物価高騰対策として定額減税補足支援事業の事業完了に伴う減額があるものの、こども園、小中学校、自治会集会所の光熱水費への補助や地域応援券発行事業費及び県事業である水道料金減免の不足分の補填に充当する地方創生臨時交付金を計上するものです。

17款1項1目県委議事務交付金2万2,000円の増、2項民生費県負担金945万6,000円の減は、各事業費等の確定に伴う計上を行うものです。

24ページ、25ページをお開きください。

2項1目総務費県補助金160万円の増、2目民生費県補助金85万円の増、3目衛生費県補助金100万円の減、4目農林水産業費県補助金1,036万8,000円の減、5目教育費県補助金1万5,000円の減、6目土木費県補助金35万3,000円の減は、こちらも各事業費の確定に伴う計上を行うものです。

26ページ、27ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入21万円の増は、実績見込みに伴う計上を行うものです。

2目利子及び配当金331万2,000円の増は、保有する各基金の積立利子を計上するものです。

2項1目不動産売払収入188万2,000円の増は、土地の売却実績に伴う計上を行うものです。

19款1項寄附金1,580万1,000円の増は、一般寄附金やふるさと応援寄附金、企業版ふるさ

と納税における実績見込みに伴う計上を行うものです。

20款1項1目財政調整基金繰入金8,000万円の減は、剰余金の発生に伴う減額補正を行うものです。

2目公共施設整備等基金繰入金580万5,000円の減、4目ふるさと応援基金繰入金663万円の減は、各充当事業費の確定に伴う計上を行うものです。

28ページ、29ページをお開きください。

5目森林環境譲与税基金繰入金275万4,000円の減は、森林整備事業の取りやめに伴う計上を行うものです。

21款1項1目繰越金1億1,094万5,000円の増は、地方財政法第7条に基づき令和6年度決算剰余金の50%を財政調整基金に積み立てるとともに、財源不足分の調整を行うものです。

22款3項1目過年度収入417万6,000円の増は、広域市町村圏組合における令和6年度の事業費確定に伴う負担金の精算金を計上するものです。

2目雑入141万4,000円の増は、町一周駅伝大会の企業協賛等の生涯学習課所管雑入をはじめ、宝くじの収益金が交付される県市町村振興協会市町村交付金など、実績に伴う計上を行うものです。

23款1項3目土木債3,600万円の増は、刑部普通河川改良工事の追加経費に係る緊急自然災害防止対策事業債や、国府里及び長柄山普通河川における河積阻害物除去費に対する緊急浚渫推進事業債を計上するものです。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

こちらは、令和8年3月末までに事業の完了が見込めない可能性があるものについて、繰越明許を設定するものです。

2款1項地域応援券発行事業9,164万円、同じく県水道料金減免事業72万1,000円、3項戸籍住民票に関する事務事業511万5,000円、3款2項物価高子育て応援手当給付事業194万円、5款2項小規模治山緊急整備事業2,860万円、7款1項土木総務費（相続財産清算人選任申立）101万円、同じく地籍調査事業1,709万9,000円、2項要望路線改良事業1,440万円、同じく町道3033号線道路改良事業6,838万円、同じく町道3004号線交差点改良事業1,732万1,000円、同じく広域最終処分場関連事業2,700万円、3項河川維持事業2,460万円、同じく広域最終処分場関連事業（河川）320万2,000円、同じく河川改良事業5,200万円、4項住宅管理費

(日吉団地立烏住宅老朽化に伴う転居等に要する補償) 187万3,000円、9款2項統合小学校建設事業6,300万円、3項屋内運動場耐震診断事業1,100万円、以上17事業4億2,890万1,000円を設定いたします。

主な理由としましては、関係者との調整に不測の日数を要したこと、事業の性質上年内にその支出が終わらない見込みなどが挙げられます。

続きまして、債務負担行為補正を行いますので、8ページ、9ページをお開きください。

今回の補正は、翌年度の当初から契約を要する国民年金事業について、今年度中に契約の事務手続を実施したいことから、令和8年度の債務負担行為を設定するものです。

最後に、中段から下段の地方債補正を行います。

緊急自然災害防止対策事業債は3,500万円から5,100万円に変更、起債の方法、利率、償還の方法は、従前のものと変わりございません。

また、新たに緊急浚渫推進事業債を2,000万円の限度額として追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上、一般会計の補足説明とします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(三枝新一君) これで、議案第14号から議案第18号までの提案理由の説明が終わりました。

以上で一括議題とした議案第2号から議案第18号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第2、議案第2号から日程第18、議案第18号までについて、本日は説明を聞くことにとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三枝新一君) 異議なしと認めます。

日程第2、議案第2号から日程第18、議案第18号までについて、本日は説明を聞くことにとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第19号～議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（三枝新一君） 日程第19、議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算、日程第20、議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算、いずれも令和8年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算及び議案第20号から議案第23号までの令和8年度特別会計及び公営企業会計の予算について、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、令和8年度当初予算の規模は、一般会計40億2,900万円、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を合わせた3つの特別会計は20億2,650万円、合計して60億5,550万円。前年度の当初予算と比較しますと、一般会計13.5%の減、特別会計3.6%の増、合計では8.4%の減となっております。

一般会計では、前年度比6億2,600万円の減で、町制70周年記念事業をはじめ、庁舎の空調設備やエレベーター、LED照明の更新費が減少する一方、スマートインターチェンジ周辺へ産業用地を整備するための経費、介護サービス利用者の増加に伴う介護保険特別会計への繰出金や高齢化に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金、一級町道の3路線の交差点を環状交差点へ整備する町道3004号線の交差点改良費、国府里及び長柄山普通河川における河積阻害物の除去費、広域市町村圏組合による可燃ごみ最終処分場建設に伴う町道及び河川の整備費や当該組合に対する各種負担金、人事院勧告に伴う給料表改定や地域手当の引上げに伴う人件費のほか、昨今の物価高騰による各経費の増加が主な原因となっております。

次に、国民健康保険特別会計では、予算総額が8億9,700万円、前年度比7,300万円の減となっております。

次に、介護保険特別会計では、予算総額が9億7,400万円、前年度比1億1,450万円の増と

なっております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、予算総額が1億5,550万円、前年度比2,850万円の増となっております。

最後に、下水道事業会計の予算総額につきまして、事業収入は1億3,770万9,000円、前年度比5,378万7,000円の減。事業費用は1億6,090万8,000円、前年度比115万5,000円の減。資本的収入は1,773万9,000円、前年度比132万5,000円の減。資本的支出は4,554万9,000円、前年度比731万1,000円の減となっております。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細は企画財政課長、特別会計及び公営企業会計につきましては各担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の説明をさせていただきますので、予算書の42ページ、43ページをお開きください。

なお、昨今の物価高騰、賃金引上げに伴う消耗品費、委託料、使用料などの経常的な経費につきましては、参考見積りに基づき前年度比5%程度の増で計上し、科目内での説明は割愛させていただきます。

また、人件費につきましては歳出の最後に説明しますので、ご了承願います。

1款1項議会費7,644万4,000円、前年度比202万6,000円の増、職員配置の変更などに伴う人件費の増とともに、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改定に伴い、期末手当の増が主なものです。

2款1項総務管理費7億8,933万円、前年度比4億9,613万9,000円の減、庁舎空調機器等更新、エレベーター及びLED照明の改修の経費の減が主な要因ですが、庁舎建設から24年が経過し、各箇所不具合が生じている庁舎1階トイレ改修工事890万円、S I C周辺の企業誘致を目的とする産業用地基本計画策定業務1,973万4,000円、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招き、指導、助言を受けながら地域力の向上につながる事業を実施する地域力創造アドバイザー業務590万円、新たに中学生も対象とした路線バス利用者支援事業200万円、交差点付近での事故の抑制と通学する児童・生徒の安全を守

るため、主要交差点への防犯カメラ設置費141万5,000円などの事業に取り組みます。

56ページ、57ページをお開きください。

2項徴税費9,750万円、前年度比376万6,000円の増、地籍調査事業の成果が法務局に反映されるに伴う地番現況図の更新費、適正な課税を行うため地番現況図に最新の航空写真画像を取り込む経費、公開用地価マップ作成及び画地状況類似番号検証が増の要因となっております。

58ページ、59ページをお開きください。

3項戸籍基本台帳費4,284万1,000円、前年度比842万4,000円の減、国主導による戸籍情報の標準化を図るシステム改修費の減が主な要因となっております。

60ページ、61ページをお開きください。

4項選挙費1,690万3,000円、前年度比366万9,000円の増、新年度は町長選挙、町議会議員補欠選挙が予定されているほか、翌年度にまたぎますが、県議会議員選挙も予定されており、これに係る経費を計上しております。

64ページ、65ページをお開きください。

5項統計調査費56万5,000円、前年度比354万2,000円の減、国勢調査に係る経費の減が要因ですが、新年度は経済センサス活動調査が予定されており、これに係る経費を計上しております。

6項監査委員費84万3,000円、前年度比34万3,000円の増、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、監査委員報酬の増が主なものです。

3款1項社会福祉費8億3,807万4,000円、前年度比2,607万2,000円の増、障害者の介護給付費における生活介護費の減がある一方、介護サービス利用者の増加に伴う介護保険特別会計への繰出金や高齢化に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金、AIを活用した後期高齢者健康診査受診率向上業務の増が主な要因ですが、引き続き高齢者等外出支援利用助成事業や75歳以上町内無料移動支援事業を継続し、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

76ページ、77ページをお開きください。

2項児童福祉費3億2,934万円、前年度比495万5,000円の増、対象者の減少に伴う児童手当支給事業費の減や利用者の減少による園バス運行廃止に伴う減がある一方、事業者変更の可能性及び物価高騰に伴う放課後児童健全育成事業や子育て世帯の共助体制を確立するため、子育てをサポートしてほしい人とサポートをしたい人のマッチングを行うファミリーサポート事業、おおむね3歳以下のお子さんを持つ保護者の負担軽減に配慮したおむつのサブスク

サービス増が主な要因となっております。

80ページ、81ページをお開きください。

3項災害救助費は、存目1,000円の計上です。

4款1項保健衛生費4億3,166万3,000円、前年度比3,506万円の減、国主導による健康管理情報の標準化に向けたシステム改修費の減や令和6年度から開始した下水道事業会計において、一定の留保財源を確保できたことによる当該会計への補助金の減が主な要因となっております。

88ページ、89ページをお開きください。

5款1項農業費1億6,991万8,000円、前年度比4,420万5,000円の減、対象者の減に伴う畑作農家の設備投資を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金の減や、補助率の変更に伴う農業機械や農業施設の整備に対して補助を行う農林業等振興事業補助金の減、また、飼料用米から主食米の移行に伴う飼料用米等拡大支援事業補助金の減やイノシシ対策用メッシュフェンスの導入経費の減に伴う鳥獣被害防止対策協議会補助金の減、さらに都市農村交流センターの再整備に向けた全体構想策定業務費の減が主な要因となっております。

94ページ、95ページをお開きください。

2項林業費1,521万5,000円、前年度比180万円の増、昨年度から実施の荒廃森林を整備する団体に補助金を交付する森林整備事業補助金は、森林環境譲与税基金とともに県補助金を活用し、補助対象とならない箇所については附帯業務費を計上しておりますが、実施場所が電柱際の箇所などであるため、当該経費の増が主な要因となっております。

96ページ、97ページをお開きください。

6款1項商工費2,012万1,000円、前年度比277万8,000円の増、情報誌の廃刊に伴う掲載手数料の減がある一方、職員配置の変更などに伴う人件費の増が要因に挙げられます。

98ページ、99ページをお開きください。

7款1項土木管理費6,191万2,000円、前年度比1,630万円の減、地籍調査事業の進捗に伴う数値情報化及び資料電子化といった業務費の減が要因となっております。

100ページ、101ページをお開きください。

2項道路橋梁費1億4,520万1,000円、前年度比6,222万4,000円の減、定期点検に加え、権現大橋の伸縮装置交換などの修繕工事費の増に伴う橋梁長寿命化修繕事業や改良事業費の増に伴う町道3004号線交差点改良事業の増がある一方、補修工事費の減に伴う舗装補修事業や

改良工事費の減に伴う広域最終処分場関連道路改良事業の減が主な要因となっております。

102ページ、103ページをお開きください。

3項河川費5,200万円、前年度比1,280万円の増、刑部普通河川整備事業の改良工事費の減がある一方、国府里及び長柄山普通河川における竹林等の河積阻害物除去費や広域最終処分場関連事業における河川改良工事費の増が主な要因となっております。

4項住宅費1,689万8,000円、前年度比177万円の増、日吉団地分電盤更新工事費の減がある一方、町営住宅管理システム入替業務の増によるものです。

104ページ、105ページをお開きください。

8款1項消防費1億7,768万3,000円、前年度比685万9,000円の増、西消防署の建設事業費の増加に伴う広域常備消防費負担金の増によるものです。

9款1項教育総務費6,110万1,000円、前年度比701万7,000円の増、職員配置の変更などに伴う人件費の増が要因となっております。

108ページ、109ページをお開きください。

2項小学校費6,730万7,000円、前年度比22万8,000円の増、G I G Aタブレットの入替えに係るI C T環境整備事業の減がある一方、建築基準法第12条による法定検査費の増によるものです。

110ページ、111ページをお開きください。

3項中学校費6,219万8,000円、前年度比1,569万9,000円の減、キュービクルの交換工事費の減や4年ごと更新するデジタル教科書の購入費の減、研修先の変更などに伴う国際交流事業費の減が主な要因となっております。

114ページ、115ページをお開きください。

4項社会教育費6,073万4,000円、前年度比167万4,000円の減、公民館広場に天然芝を張り、複合遊具などを整備する経費の増がある一方、職員の配置変更などに伴う人件費の減が挙げられます。

120ページ、121ページをお開きください。

5項保健体育費9,982万8,000円、前年度比831万円の減、給食センターの蒸気ボイラー1基の交換工事費の減が要因に挙げられます。

124ページ、125ページをお開きください。

10款1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費につきましては、存目での計上としております。

126ページ、127ページをお開きください。

11款1項公債費3億7,737万3,000円、前年度比870万6,000円の減は、町債の元利償還金の積み上げとなっており、平成17年度借入れの臨時財政対策債の償還終了が要因に挙げられます。

12款1項普通財産取得費は、存目での計上としております。

2項基金費1,300万2,000円、前年度比20万円の増、財政調整基金への条例積立て1,000万円をはじめとする各基金への積立金の積み上げとなっており、森林環境譲与税基金への積立額の増が要因に挙げられます。

13款1項予備費500万円は、例年と同様の計上でございます。

最後に、人件費につきましては、11億1,591万3,000円、前年度比5,428万2,000円の増、人事院勧告に伴う給料表の引上げ改定、期末勤勉手当の支給月数の増、令和8年度から地域手当支給率を3%から4%に変更することによるものです。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

1款1項町民税3億7,991万円、前年度比3,130万円の増、2項固定資産税7億6,149万円、前年度比528万1,000円の増、3項軽自動車税3,076万円、前年度比63万円の減、4項町たばこ税3,800万円、増減なし、5項鉱産税1,000円、増減なし、16ページ、17ページをお開きください。6項入湯税300万円、前年度比80万円の増は、いずれも税務住民課の試算に基づき計上しておりますが、基本的には景気回復に伴う増収を見込んでおります。なお、軽自動車税の環境性能割につきましては、税制改正大綱に基づき、令和8年4月1日から廃止される予定であることから、今回は計上しておりません。

2款1項地方揮発油譲与税1,100万円、前年度比300万円の減、2項自動車重量譲与税5,040万円、前年度比150万円の増、3項森林環境譲与税310万円、前年度比10万円の増は、国の推計値を基に計上しております。なお、地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税の暫定税率の廃止に伴う減も見込まれております。

3款1項利子割交付金70万円、前年度比60万円の増、4款1項配当割交付金580万円、前年度比60万円の増、18ページ、19ページをお開きください。5款1項株式等譲渡所得割交付金100万円、前年度比50万円の減、6款1項法人事業税交付金4,110万円、前年度比260万円の増、7款1項地方消費税交付金2億1,370万円、前年度比2,660万円の増、8款1項ゴルフ

場利用税交付金4,940万円、前年度比180万円の増、これらは千葉県から示される見込み値を参考に計上しております。

9款1項自動車取得税交付金につきましては、過年度分を想定した存目での計上です。

20ページ、21ページをお開きください。

10款1項環境性能割交付金につきましては、自動車税の環境性能割も税制改正大綱に基づき、令和8年4月1日から廃止される予定であることから、県の配分金である当該交付金も配分なしの予定であり、過年度分を想定した存目での計上となっております。

11款1項地方特例交付金2,460万円、前年度比2,270万円の増、地方揮発油税の暫定税率の廃止及び自動車税、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う減収分について、当該交付金によって全額補填されることや、県の試算に基づく計上となっております。

12款1項地方交付税12億6,000万円、前年度比1億円の増、地方財政計画を基に算出しております。

13款1項交通安全対策特別交付金130万円、増減なし、過去の交付実績に基づく計上です。

14款1項負担金2,230万3,000円、前年度比48万9,000円の減は、広域最終処分場建設に伴う町道及び河川改良事業に係る負担金の増減が要因に挙げられます。

22ページ、23ページをお開きください。

2項分担金につきましては、存目での計上です。

15款1項使用料5,216万1,000円、前年度比290万5,000円の増は、福祉センターの入浴者増加に伴う使用料の増です。

2項手数料343万8,000円、前年度比31万4,000円の減は、戸籍謄抄本などの交付数の減少に伴う計上となっております。

24ページ、25ページをお開きください。

16款1項国庫負担金1億7,884万7,000円、前年度比1,309万8,000円の減は、障害者の介護給付費における生活介護費の減に伴う自立支援給付費等の負担金の減が主な要因となっております。

26ページ、27ページをお開きください。

2項国庫補助金6,711万8,000円、前年度比7,726万4,000円の減は、放課後児童健全育成事業費の増に伴う子ども・子育て支援交付金の増や改良工事の増に伴う町道3004号線交差点改良事業の増がある一方、町道3033号線道路改良事業の減に伴う交通安全対策補助金の減や国が進める自治体情報システムの標準化、共通化に向けたシステム改修費に充当したデジタル

基盤改革支援補助金の減が主なものとなっております。

3 項委託金184万8,000円、前年度比60万8,000円の減、国民年金事務費交付金の減が主な要因となっております。

17款 1 項県負担金 1 億563万2,000円、前年度比592万3,000円の減、障害者の介護給付費における生活介護費の減に伴う自立支援給付費等負担金の減が要因となっております。

30ページ、31ページをお開きください。

2 項県補助金8,759万9,000円、前年度比927万1,000円の減、放課後児童健全育成事業費の増に伴う子ども・子育て支援補助金の増や、令和8年度から新たに創設される公立小学校給食費負担軽減交付金の増がある一方、企業用地を目的とした産業用地可能性調査事業に係る立地企業補助金や働く農家の設備投資を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金、イノシシをはじめとする有害獣対策を目的とした鳥獣被害防止総合対策交付金の減が要因に挙げられます。

34ページ、35ページをお開きください。

3 項委託金1,188万7,000円、前年度比1,225万2,000円の減、国勢調査及び参議院選挙に係る委託金の減が主な要因となっております。

18款 1 項財産運用収入797万2,000円、増減なし、実績に基づく計上としております。

2 項財産売払収入 1 万1,000円、増減なし、こちらは存目での計上となっております。

36ページ、37ページをお開きください。

19款 1 項寄附金 1 億1,000万3,000円、前年度比1,000万円の増、令和7年度のふるさと応援寄附見込額の増に伴う計上です。

20款 1 項基金繰入金 3 億2,076万8,000円、前年度比 2 億1,623万2,000円の減、財源不足を補うため財政調整基金から 2 億円、要望路線改良事業や広域最終処分場建設に伴う河川改良事業などの財源とするため、公共施設整備等基金から6,510万円、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業やこども園及び小中学校の給食費無償化事業などの財源とするため、ふるさと応援基金から4,665万円の計上となっております。

38ページ、39ページをお開きください。

2 項特別会計繰入金、介護保険事業特別会計からの繰入金として存目での計上です。

21款 1 項繰越金5,000万円、増減なし、前年と同様の計上でございます。

22款 1 項延滞金加算金及び過料15万2,000円、増減なし、令和7年度と同様の計上でございます。

2 項町預金利子1,000円、存目での計上でございます。

3 項雑入7,849万6,000円、前年度比609万4,000円の増、後期高齢者健康診査受診率向上の事業の増に伴う後期高齢者広域連合からの委託料等やふるさと応援寄附金の増額に伴うゴルフ場利用券の返礼品代の増が要因となっております。

40ページ、41ページをお開きください。

23款 1 項町債5,550万円、前年度比 4 億7,230万円の減、橋梁長寿命化修繕事業や町道3004号線交差点改良事業の財源とする公共事業等債、国府里及び長柄山普通河川における竹林等の河積阻害物除去費の財源とする緊急浚渫推進事業債の積み上げとなっております。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） ただいま一般会計の補足説明が終わりました。

各会計の補足説明の途中ですが、特別会計、企業会計の補足説明は会議再開後として、ここで暫時休憩といたします。再開は1時ちょうどといたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、特別会計の補足説明を求めます。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をさせていただきますので、予算書の174ページ、175ページをお開きください。

左上、1 款 1 項総務管理費2,494万5,000円、前年度比85万4,000円の減は、人件費の減が主な要因です。

次のページ、176ページ、177ページをお開きください。

左上から3段目、2 款 1 項療養諸費 5 億4,699万3,000円、前年度比5,798万9,000円の減及び下段の2 項高額療養費8,238万3,000円、前年度比1,799万4,000円の減については、いずれも国民健康保険の被保険者数の減や、前年度実績からの見込みによる減が主な要因となって

おります。

続きまして、178ページ、179ページをお開きください。

3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費及び6項傷病手当諸費につきましては、いずれも前年同額を計上しております。

最下段の3款国民健康保険事業費納付金につきましては、次のページ、180ページ、181ページをお開きください。

上から順に、3款1項医療給付費分前年度比272万3,000円の減、2項後期高齢者支援金分前年度比21万2,000円の減、3項介護納付金分前年度比57万7,000円の増、4項子ども・子育て支援納付金分481万8,000円につきましては、いずれも県の試算による金額を計上したものとなっております。4項の子ども・子育て支援納付金分は、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の実施に伴い、新設となっております。

次に、182、183ページをお開きください。

上から5段目、6款1項特定健康診査等事業費1,388万円、前年度比103万5,000円の増は、糖尿病予防・改善教室を新たに開催する予定のため、委託費の増額によるものとなっております。

続きまして、184ページ、185ページをお開きください。

上から3段目、8款諸支出金114万2,000円及び下段の9款予備費100万円は、前年同額計上となっております。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ、お戻りいただきまして、162ページ、163ページをお開きください。

左上から1款1項、国民健康保険税1億6,915万8,000円、前年度比483万2,000円の増は、課税区分に子ども・子育て支援納付金分が新設されたことが主な要因となっております。

続きまして、166ページ、167ページをお開きください。

上から3段目、5款1項県負担金6億4,840万2,000円、前年度比8,085万9,000円の減は、歳出の保険給付費の減に伴い、県からの保険給付費等交付金も減となるため減額とさせていただきます。

最下段の7款1項他会計繰入金6,902万2,000円、前年度比614万8,000円の減は、次の168ページ、169ページをお開きください。

被保険者数の減を見込んでいることにより、保険基盤安定繰入金が増減となる見込みを計

上するものによるものです。

次の170ページから最後173ページまでは、前年同額計上及び調整額による計上となっておりますので、説明のほうを割愛させていただきます。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に議案第21号を続けさせていただきます。

令和8年度長柄町介護保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をさせていただきますので、予算書の220ページ、221ページをお開きください。

1款1項総務管理費2,024万円、前年度比330万8,000円の減は、人件費の減が主な要因です。

次のページの222ページ、223ページをお開きください。

2款1項介護サービス諸費8億9,350万円、前年度比1億1,350万円の増及び最下段の2項高額サービス費2,450万円、前年度比450万円の増については、いずれも要介護認定者数の増及びサービス利用者数の増を見込んだ計上が主な要因となっております。

次のページの224ページ、225ページをお開きください。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費、前年度比221万1,000円の減については、毎年度実施していた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施回数の見直しに伴う減が主な要因となっています。

次のページ、226、227ページをお開きください。

2項包括的支援事業・任意事業費2,461万6,000円、前年度比203万1,000円の増については、人件費の増が主な要因となっております。

次のページの228ページ、229ページ、4款1項基金積立金57万6,000円は調整額とさせていただきます。

5款諸支出金、次のページ、230ページ、231ページ、6款予備費につきましては、前年同額計上のため説明のほうは割愛させていただきます。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

208ページ、209ページをお開きください。

中段をご覧ください。

3 款 1 項国庫負担金 1 億6,360万1,000円、前年度比2,185万円の増及び 2 項国庫補助金 4,729万8,000円、前年度比399万5,000円の増は、いずれも歳出の保険給付費の増加に伴い、財源負担の割合が決まっていることから、歳入の国庫支出金も歳出と連動しまして増としております。

210ページ、211ページをお開きください。

4 款支払基金交付金 2 億5,020万2,000円、前年度比3,194万円の増及び 5 款県支出金 1 億3,898万5,000円、前年度比1,636万円の増、また、212ページ、213ページの 7 款 1 項一般会計繰入金 1 億6,472万6,000円、前年度比2,855万4,000円の増につきましても、こちらも同様に保険給付費の負担割合に沿って計上したため、給付費の増加に伴いまして増額の計上をしております。

214ページ、215ページをお開きください。

最下段、8 款 1 項繰越金1,264万9,000円、前年度比230万1,000円の増は、歳入歳出額の調整により増額になったことが要因でございます。

216ページから219ページにつきましては、前年同額計上のため説明を割愛させていただきます。

以上、介護保険特別会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 令和 8 年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

250ページ、251ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、各県ごとに設置されている後期高齢者広域連合が運営している保険制度となっています。市町村は窓口業務を担当し、実際の財政運営は広域連合の特別会計で管理されているものになります。具体的には、町は保険料を徴収し県に納付金として納める会計が主体となっています。また、一般会計からの繰出金としては、内訳として低所得者の方の軽減分を公費負担や事務費等を賄うものとなっております。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

256ページ、257ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費118万7,000円、前年度比29万5,000円の増は、システム標準化に伴う電算使用料の増、2 項徴収費70万7,000円、前年度比10万6,000円の減は、令和 7 年に終了した業務分の減、中段、2 款 1 項、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億5,299万5,000円、前年

度比2,831万1,000円の増は、後期高齢者医療制度の被保険者数の増によるものです。

歳出の主なものにつきましては以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、252ページ、253ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料1億2,432万2,000円、前年度比2,598万8,000円の増は、高齢者医療制度の被保険者数の増が主な要因となっています。

3款1項一般会計繰入金3,116万8,000円、前年度比251万2,000円の増は、被保険者数の、こちらにも増により、保険基盤安定繰入金が増加となるのが主な要因です。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 続いて、企業会計の補足説明を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書266ページをお開きください。

第2条、業務の予定量は、農業集落排水事業で、昨年度から1戸減の250戸、浄化槽事業では10戸増の640戸を見込んでおります。

ページ飛びまして、285ページをお開きください。

予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

下水道事業の経常的な費用に当たるものとして、収益的収入、1款1項営業収益2,961万円、前年度比11万円の増は、浄化槽の使用料で、利用者増によるものでございます。

2項営業外収益1億809万9,000円、前年度比5,389万7,000円の減は、3目他会計補助金、1節一般会計補助金の減によるものでございます。これは、7年度末の資金期末残高が9,300万円を超える見込みであり、施設の大規模修繕などの不測の事態に備えることが可能となったことによるものでございます。

5目長期前受金戻入4,624万円、前年度比176万円の減は、経年により収益化満了を迎えた施設の増によるもの、8目から10目の各種補助金の増につきましては、昨年の12月補正でも対応させていただきましたが、単独浄化槽及び汲み取り式から合併浄化槽へ転換する際に、浄化槽設置者に対して交付しております転換補助金について、7年度の当初予算では、本来収益的収入で予算措置すべきところ、資本的収入で措置していたことから、正しい区分に変

更したことによるものでございます。

286ページをお開きください。

収益的支出、1款1項営業費用1億5,127万6,000円、前年度比21万7,000円の減となっております。

1目管渠費は前年度と同額、3目処理場費1,469万7,000円、前年度比150万8,000円の減は、今年度記載はございませんが、18節賃借料100万円の減、4目浄化槽費3,436万円、前年度比703万6,000円の増は、主に17節手数料が358万4,000円の増で、法定検査手数料、汚泥処理手数料、浄化槽保守点検料の増によるものでございます。

40節補助金は347万円の増で、先ほどご説明いたしました転換補助金に係るもので、資本的支出から予算区分を変更したことによる増となっております。

6目総係費1,254万6,000円、前年度比253万3,000円の減は、287ページをご覧ください。

16節委託料、7年度に計上しておりました機能強化事業計画書策定業務260万円の減、7目減価償却費8,792万9,000円、前年度比321万2,000円の減につきましては、経年により償却満了を迎えた施設の増によるものでございます。

2項営業外費用863万円、54万円の減でございますが、農業集落排水施設建設分の元金の償還が間もなく終わることによる企業債利息の減でございます。

3項特別損失2,000円、前年度比39万8,000円の減につきましては、いわゆる過誤納付金等の還付に要する費用でございますが、前年度実績に伴う減で存目計上となっております。

4項予備費につきましては、昨年度と同額でございます。

288ページをご覧ください。

下水道事業の設備投資に要する費用に当たるものとしたしまして、資本的収入、1款1項企業債1,110万円、前年度比50万円の増につきましては、物価高騰による浄化槽設置工事費の増によるものでございます。

4項国庫補助金473万8,000円、前年度比113万円の減及びその下、5項県補助金81万円、前年度比69万5,000円の減は、先ほどご説明いたしました転換補助金に係るものでして、収益的収入へ予算区分を変更したことによる減でございます。

6項工事負担金につきましては、昨年度と同額でございます。

289ページをお開きください。

資本的支出、1款1項建設改良費1,621万6,000円、前年度比281万4,000円の減、こちらにつきましても転換補助金に係るものでございまして、収益的支出へ予算区分を変更したこと

による減となっております。

2項企業債償還金2,933万3,000円、前年度比449万7,000円の減につきましては、農業集落排水施設整備分の減によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、下水道事業会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 説明が終わりました。

これより総括質疑を行います。

総括質疑は、従来の取扱いのとおり予算項目の款項に限って行います。

質疑ございますか。

ありませんか。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 議案の5号の情報公開条例に関するの……

〔「予算、予算」と呼ぶ者あり〕

○2番（宮坂陽一郎君） 予算、ごめんなさい。8年度予算の話です。

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとここに項目が出ていない部分で、議会説明会のときに、子ども園の送迎バスが廃止になるという説明があったんですけども、それは、要はここに当然入らないわけですよ。入っていないわけです。それについての質問というか、それはいいんですか、今ここでして。それは、どこでやればいいんですか。

〔「次の回」と呼ぶ者あり〕

○2番（宮坂陽一郎君） だから項目が入っていないんだけど、その廃止の件についての質問をしたいんですが、それはここで今できるんですか。

〔「できません」と呼ぶ者あり〕

○2番（宮坂陽一郎君） どこでやればいいんですか、それは。

〔「今回の提出された議案ではないので、廃止の件はあくまでもこういう対応をしますということで、先日の議会説明会において議員の皆様にご説明した内容ですので、本会議での議決事項じゃございません」と呼ぶ者あり〕

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、それに対しての、要は、局長が答えるんですか、ちょっとよく分からないんですが。その件に関して、廃止に関する問題があるので、それに対して

廃止の反対を表明したいんですが、そういったことは、どのタイミングでできるんですか。

〔「私がしゃべっちゃっていい」「休憩動議お願いします」「説明してやったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） それじゃ、暫時休憩としたいと思いますので、お願いします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時30分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総括質疑ありますか。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

これから再度質疑を行います。

ここでの質疑は、議員自身の所属していない常任委員会の予算項目の詳細に限り認められます。

なお、議会運営委員会での申合せのとおり、1件の質問に対し3回まで発言を認めます。

質問は3回までで、議員1人では最大9往復の質疑が可能です。また、この後まだ会議日程が残っておりますので、質問の件数については議会運営委員会での申合せのとおり、会議時間などを考慮し、議会運営上、常識的な範疇での実施についてご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑ありますか。

本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、質問をさせていただきたいと思います。

予算書の53ページの企画費の中で移住支援事業というのがあると思います。移住支援金ということで載っておりますけれども、この件につきまして詳しくお話を伺えればと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

こちらは、東京23区等からの転入者、1世帯につき100万円を給付するものと、帯同する18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算する予算で、合計200万円というものになっております。こちらは令和7年度途中の9月補正予算措置で行ったものでございまして、国の事業として実施するものでございます。

なお、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 令和7年9月からということでありますけれども、実際にその問合せだとかそういうことというのはあったんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

残念ながら、まだ問合せのほうはない状況でございますが、引き続き、この制度の周知を図って、来ていただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 周知のほうというか、なかなか分からない部分だとかもあると思いますので、ホームページもそうだと思いますけれども、ぜひ周知をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

予算書の103ページ、河川維持費なんですけれども、先ほど補正予算でもありましたけれども、河積阻害物の撤去業務ということで、国府里の河川と長柄山の河川というご説明でございましたけれども、もうちょっと場所的に詳しく説明いただくとともに、あと撤去するものはどんなものなのか、分かればちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

まず、国府里のほうからご説明させていただきます。

場所は、ファミリーマートの東側の国府里地先の普通河川なんですけれども、そこから豊田川に合流するところが、主に竹が倒れておりまして、川の流れを阻害しておりますので、池沢議員も先ほどおっしゃいましたけれども、今年度、この3月で補正予算組ませていただきましたけれども、まず、町が管理する一番下流から除去、撤去していくというものでございます。

今年度につきましては、どこまでやれるのか分かりませんが、新年度についてはそこからさらに上流に上がっていくというものでございます。

長柄山につきましては、地元の方はきっとナンバ川と呼んでいる川、ナンバ橋から下流に行きますとゴルフ場がありまして、フェンスがあると思うんですが、そのフェンスの部分から撤去していきたいというふうに考えております。撤去というのは主に竹木の撤去、それと土砂の撤去をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 場所と内容については分かりましたけれども、先ほど例えば国府里なんですけれども、ファミマの東側ということは、昔高橋自転車屋さんがあった、今移転していますけれども、あの辺のことを言っているわけですね。そうすると、あれは味庄のほうから豊田川に流れてきて、こちらからは逆に今アオキさんができたところの脇を通って下のほうへ、向こうのほうへ下がっているんですけれども、どこら辺まで上流というのは行く予定なんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

国府里河川についてよろしいでしょうか。国府里河川につきましては、その上に上流、コメリの前に水門がありますが、そっちは木はありませんけれども、その辺の土砂の撤去をさらに上まで、あまり木はの上ないので、やれるところまでやりたいなというふうに考えてございます。

曖昧な回答で申し訳ございませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 今の場所ですけれども、じゃ、その先の場所がどこまでということは

まだ決まっていないんですね。想定であの辺までという農業用水の止めるあれがありますよね、水門が。あれ以上になるのか、あれまでなのかというのはまだ決まっていないんですね。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 曖昧な答弁で申し訳ございません。

水門から上流のほうにもできる限りやりたいと考えておりますけれども……

中学校のほう、まだ細かく見ておりませんが、少なくとも水門から上のほう少しはやりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 今4回目ですから、質問じゃないんですけれども、水害があそこ発生していますので、そういうものが発生しないようにひとつお願いをしたいと思います。これはこれで、じゃ結構です。

もう一点、路線バスの利用者の支援事業ということでちょっと質問させてもらいたいんですけれども、町長の施政方針の中にも、今年から中学生を対象に拡大するということでありますけれども、私気になることが1点あるんですよ。

路線バスが今走っているのは、千葉茂原線、茂原とロングウッドステーションの間だけですよね。今こっちの大津倉線が廃止になっちゃったもので、例えばここへ事業の趣旨書いてあるんですけれども、65歳以上の高齢者、それと今回は中学生を対象にしましたよということであるんですけれども、そうすると、路線バスを対象の回数券だとか定期券の助成ということになると、バスの通っていない地域、この日吉地域だとか水上地域の方たちには不公平感が、私はあるんじゃないかという気はするんですよ。その辺を町のほうとしてはどのようにお考えですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ご存じのとおり、本町ロングウッド線茂原の小湊バス唯一の路線でございます。まず、そこを維持していくのが一番重要かなというところで、以前の定期券、回数券の補助を行っているところでございます。

また、今回、中学生を対象に拡大しましたがけれども、中学生については放課後、茂原方面

に塾とか行く場合のそれを利用していただきたいというところで補助します。ですので、一回長柄中学校に皆さん集まりますので、そこから茂原方面に塾とか行く場合にこの制度を利用して路線バスを利用して行っていただきたいというところでございます。また、帰りにつきましては、時間帯によってございませんので、そちらにつきましては、親御さんに迎えに来ていただくというところでございますが、行きの補助というところで、今回この制度を拡充したものでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 路線バスを存続するためということであれば、路線バスに補助金を出しちゃったほうが私は単純で早い話かなと思って、私としては、この福祉の面でも活用しているのかなというふうに思っていたから、路線バスの通っていないところは不公平じゃないかという気はしているんですけども、これはどんなものですかね。回数券とか何かでは期限があまりないので、こちらの日吉、水上のお年寄りや子供たち、中学生以上ですか、に対して、使う人については回数券が買えるような方法を取って、また、それにバスを活用してもらうというような方法も取っていったほうがいいんじゃないかと。

だから、利用者を増やすというかね、そういうことも踏まえた中でやっていけたらいいんじゃないかというふうに私は思いますけれども、単純にバス路線を維持するというのであれば、もっとほかの方法が私はあると思うんですけども、どうなんですか、この辺ちょっとしつこくて申し訳ないんですけども。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

当然、路線バスの維持もそうなんですけれども、本町は交通機関が少ない中での利便性を向上させるために、茂原街道沿いだけになってしまいますけれども、補助制度を設けているところでございます。

また、こちらないところの方が回数券も買えるというところもありますので、そちらは利用させていただいても結構です。ですので、中学校の話をしてしますと、中学生の拡大を申しますと、中学生は1回学校に行きますので、水上地区、日吉地区からも中学校行けますので、そこから茂原駅に行くというところで拡充をしたところでございます。

ちょっとすみません、答弁になっているかどうか分かりませんが、以上が答弁にな

ります。

また、路線バスにつきましては、単独で町のほうも、単独というか茂原市と折半でその路線については補助をしている状況でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） これで3回目になっちゃいますので、私としては、町民に対しての不公平感というものを持たれないように、ぜひ今後はやっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかございますか。

7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 222ページなんですけれども、介護保険、保険給付費、介護者の増によって1億1,800万円増えたということなんですけれども、1番から8番までほとんど増えているんですけれども、7番だけ減なんですよ。この地域密着型の介護サービス、これは内容としてはどんなサービスなのか。そしてまた、何で340万円、これだけ減っているのか、その辺分かるでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 鶴岡議員さんの質問にお答えいたします。

地域密着型介護サービスというものに関しましては、こちらは長柄町のほうに事業所がないサービスになっていまして、茂原市さんとか大多喜町さんとかそういったところがございます。地域密着型というのは、町や市の方を一番に優先する事業所になっておりまして、例えば茂原市の事業所に長柄町の方が地域密着型の施設に利用したいと長柄町の方が希望を出した場合に、まずは茂原市に許可をもらわないと、長柄町の町民の方が利用できないという、そのつくってある市町村の方優先の地域密着型の介護サービス施設というものの種類がございます。どうしても、町、その市が補助金をたくさんその施設に対して出して支援をしている施設になりますので、町民、市民の方が優先の施設になっております。そういった場合、長柄町の方が利用したいというふうに希望していった場合、なかなか希望が通らないということで、現在は利用される方が少なくなっておりますので、そちらを見越して予算のほうは減額とさせていただいております。

以上になります。

○議長（三枝新一君） よろしいですか。

ほかございますか。

1番、金坂議員。

○1番（金坂光章君） 103ページ、道路事業に関してなんですけれども、本年度要望道路の改良事業、計上していますけれども、令和7年の繰越事業としても何本かあると思うんですが、これ記載されているものについては、令和7年の繰越事業と考えてよろしいでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

103ページでございますけれども、この中の繰越事業につきましては、02の町道3004号線交差点改良事業と03の広域最終処分場関連事業、こちらが繰越事業となっております。

ご質問のございました要望路線の改良事業につきましては、繰越事業ではございません。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 分かりました。

それでは、ここ昨今、要望道路の改良工事については、ほとんどそのメインである3004号線でしたっけ、その他もう一本で、繰越案件はそのほかにはないということよろしいでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えします。

新年度予算のこの中のものは、すみません、先ほど変な答弁しちゃいました。繰越しは含まれてございません。繰越しは、補正予算の7ページ、先ほどご説明させていただきましたけれども、3033と3034、それと要望路線改良事業でございます。それと、広域の処分場関連の道路と河川のものとなっております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 分かりました。毎年、各自治体のほうから要望が上がってくると思うんですけれども、これからもそれに対しての速やかな対応をお願いするということで、私の

質問を終わります。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 路線バスの利用者の促進事業についてなんですけれども、先ほど池沢議員からお話がありましたけれども、以前に、回数券なんですけど、例えば茂原から上茂原まで来られるんですけど、その路線は回数券は使えないということで、そちらはそういう話があったと思うんです。機械が壊れちゃうということで回数券入れるようなふうにはなっていないとちょっと聞いたことがあるんですけど、できれば上茂原まで茂原駅から使用できる方がいましたら、そういう面も考えていただきたいなというふうに思います。

あともう一点は、前回の質問をさせていただいたときに、中学生が今までは自転車通学だったんですけど、たまたまけがをしてバスを利用するというので回数券を買えないかというふうに言ったときには、ちょっとそれができなかったという。今回中学生も大丈夫ということなんですけど、そういう例えば事故だとかあった場合は使えるということによろしいんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

本案件につきましては、通学に対する回数券の補助というところは考えておりません。ただ、事情によっていろいろありますので、その辺は運用上、しっかりと見極めた中でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 上茂原に関しましてはどうなんでしょうか。茂原から途中までということ。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 茂原駅から上茂原というところへ、大変申し訳ないです、その辺のちょっとあれは存じ上げてございませんが、ロングウッド線に関しましては、ICカードを使えないというのが現状でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今まで茂原から刑部線というのがあったのですけれども、なくなって、

茂原から上茂原まで使いたいという人がいるんです。そこからまた迎えに来てもらったり、そこから歩いていけるといの方もいらっしゃるんですけども、そういう方に対しては、回数券は使えないということで、その辺はどういうふうな形というか、承知しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

バスの回数券のその装置じゃなくて、この利用ができないかというところでございますかね。ごめんなさい、質問しちゃって申し訳ありません。

○9番（本吉敏子君） 向こうのは使えないということで聞いていたんですけども、その辺というのは何か聞いていますでしょうか。もしあれだったら、そちらのほうでも上茂原までは使えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（三枝新一君） 小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 失礼しました。大変申し訳ございません。現在、その茂原駅から上茂原についての回数券というところは、ちょっとごめんなさい、想定はしておりません。ただ、その路線が回数券を使えるかどうかというのをちょっと調べないと分かりませんので、その辺を把握した上で、またお話、後で聞かせていただけたらというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

11番、高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 88ページの農業費が前年より4,400万円ほどの減ということで、例えば振興費だったり基盤整備費等が減少しているということで、1点農業に対する予算が減ってしまったのかなというふうに思ってしまったので、その辺のことをもう一度と、「輝け！ちばの園芸」という言葉が出てきましたので、そのことについても教えてください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

まず、農業費の約4,400万円の減につきましては、こちら今お話の出たちばの園芸、それから補助率の見直し、それから飼料用米の実施、耕作者の減、それからあと鳥獣のメッシュフェンス、7年度設置しまして、そちらの減という形と、あと都市農村交流センターの

再整備、今進めておりまして、次年度、こちら予算のほう計上しておりませんが、今年度の成果を基に次年度実施する事業をまた精査しまして対応していきたいというところで、減額となっております。

今申し上げたようなものが主な要因でございます。

それから、「輝け！ちばの園芸」につきましては、畑作をやられる方々に対しまして、こちら県の補助事業を活用し、それに町が上乘せをし、補助率的には55%の補助を行うというものでございまして、7年度につきましては2名の方がいらっしゃいました。8年度につきましては、現在のところそういうご相談を受けていないというところで計上はしていないというものでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 長柄町特定乳児等通園支援事業という新たな条例があるんですが、これの対象となる特定乳児というのは、この予算の中で出ているこの乳幼児という対応で合っているのでしょうか。まず、それをちょっと伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

まず、特定乳児等通園支援事業につきましては、基本的にはまずこちらのほうで費用として出す分については、こども園費のほうで考えております。それから、入ってくる分については、施設給付費で考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

そうすると、こども園費の中で職員手当等というふうになっておりますけれども、これは特定乳児等通園事業に従事する職員も含まれるという、そういう認識で間違いないですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、実際、こども園の職員の方からちょっと伺ったことがあるんですけども、この手当、これは他の町の職員と比較して安いのか高いのか同じなのか、ちょっとその規定というか、その基準どういうふうになっているのか、その辺教えてくださいいただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

保育士につきましては、職員の給与条例というものがございまして、その中に含まれておりますので、そこにどれが一般の職員で、どの級が保育士なのか、それを定めておりますので、その手当が違うとか違わないとかだけ、同一の給料表を用いて支給をさせていただいております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと気になっているのは、職員が結構足りないという話を以前聞いたんですけども、もしそういう状況があるとしたら、この職員手当に関して金額が妥当じゃない可能性はないのでしょうか。その辺は、今ちょっと状況を教えてくださいいただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

職員の数につきましては、園児の数、それからその年齢層、それらに応じまして割り当てる職員の数が変わりますので、なかなか現場としても大変な思いをしていることは承知しております。それに伴いまして、私どもも必要に応じ、会計年度職員とかそういった形で臨時的にも充当させていただいております。

また、職員の募集もさせていただいておりますので、その辺は継続的に現場との意思の疎通を図りながら採用させていただくんですが、給料につきましては、先ほど申し上げましたとおり条例で定められておりますので、それを単に上げるとか上げないとかそういったことはする予定はございませんし、それについては人事院勧告等々で定められたものに準じているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 当然担当課長なので、条例に従うというのは当たり前なんですけれども、それ変えられるわけですよ、条例というのはもしそれが合っていなければですよ、現状に。今のお話だと募集はしているという話ですけれども、仮になかなか集まらないのであれば、その辺の見直しも必要じゃないかなということ、この職員手当等もそういった現状に合わせて、条例改正も含めて検討いただければいいんじゃないかと思うんですが、そういった見直しの考えというのはないんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員、同一質問については、先ほど言いましたように3回までと9往復になりますので、それを守ってください。今超えていますので。

〔「ああそうですか。分かりました。じゃ、 」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 決まりです。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） ほかになければ指名しますので、ほかございますか。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） じゃ、本吉議員が終わってからにしてください。

本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 木造住宅耐震改修補助金についてということなんですけれども、この中に耐震だとかということでは載っていると思うんですが、今回睦沢町で火災があったと思います。その中で火災報知器、本当に新築は努力義務でつけるということになっていると思いますけれども、今回睦沢町は独自で火災報知器の補助金を出すということであったと思うんですが、これはこの中に入っていないと思うんですけれども、本町としてはどのように考えているか、もしあれでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

こちらについては、あくまでも新耐震基準前の木造住宅が長柄町にまだ多く点在しておりまして、国が、能登半島もあったことから、さらに補助率を拡充して、来年度から国・県・町、国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担割合で取り組んでいくものでございます。旧新耐震の木造ではないものに対する補助でございまして、火災報知器に対する補助は含ま

れてございませんので、ご理解いただきたい。あくまでも建物の強度を強くするというものが趣旨でございますので、火災対応のものではないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 耐震診断と耐震の改修ということであったんですが、それに関連しても今後考えていただければというふうに思っておりますので、ちょっと提案として話をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（三枝新一君） ほかにありますか。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどの路線バスの維持事業については質問可能なんでしたっけ。

それは総務常任委員会のほうでやるということですね。

○議長（三枝新一君） 今、それ外ですので、住民のほうだったら大丈夫なんですけれどもね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） いかがですか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） ありませんか。

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで所属外常任委員会に関わる予算項目についての質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま議題といたしました議案第19号から議案第23号までの5議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。総務常任委員会については3月6日金曜日、住民教育常任委員会については3月9日月曜日、いずれも午前9時から審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第23号までの5議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎動議の提出

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） こども園の送迎バスの廃止に関する質問の緊急動議を行いたいと思います。これは、関係する父兄とかそういったところに説明がなされていないというふう
に伺っていますので、あくまでも登録をしている人間のみということなので、これは将来的
にも利用したいという方がいる可能性があるのですが、そういった方々の声もまず聞いてから、
バスの廃止あるいは継続を決めるべきだと思うので、これに関して緊急の質問をさせていた
だきたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいま2番、宮坂議員から、こども園の送迎バスの廃止について緊
急質問したいとの申出がありました。宮坂議員の緊急質問に同意し、発言を許すことに同意
する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三枝新一君） 起立なし。

よって、宮坂議員の緊急質問についての発言を許すことは否決されました。

◎休会の件

○議長（三枝新一君） 日程第24、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

常任委員会の開催及び議案調査のため、明日3月5日から3月18日まで休会したいと思います。
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月18日まで休会することを決定いたします。

◎散会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月19日木曜日、午後3時といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時10分

令和8年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和8年3月19日(木曜日)午後3時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第 2号 長柄町特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 長柄町ポイ捨て行為防止条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 長柄町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 長柄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第15号 令和7年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第16号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第17号 令和7年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第18号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第19 議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算

日程第20 議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算

日程第21 議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算

日程第22 議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23 議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算

(委員長報告)

追加日程第1 議案第24号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(11名)

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	岡部弘安君	7番	鶴岡喜豊君
8番	池沢俊雄君	9番	本吉敏子君
10番	古坂勇人君	11番	高橋智恵子君
12番	三枝新一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	副町長	若菜一繁君
総務課長	若菜聖史君	企画財政課長	小泉義彦君
税務住民課長	関英司君	健康保険課長 補佐	安部吉輝君
福祉課長兼 地域包括支援 センター長兼 福祉センター長	佐藤幹宏君	建設環境課長	前田友和君
産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君
総務課 防災対策室長	大谷寛君	こども園長	川嶋静雄君
教育長	酒井昌史君	学校教育課長 兼学校給食 センター所長	西周信幸君

生涯学習課長
兼公民館長

石井和子君

選挙管理
委員会書記長

若菜聖史君

農業委員会
事務局長

山田比呂貴君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

関利治

議会書記

内藤文雄

議会書記

福士結彩

議会書記

加藤阜輝

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆さん、本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまでございます。

傍聴の方にもご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお手元にお配りしたとおりでございます。

また、長生郡市広域市町村圏組合から令和8年度の予算書が提出されました。お手元にお配りしてありますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第2、議案第2号 長柄町特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回のこの条例案についてですけれども、およそ3分の2が参酌す

べき条項というふうになっているんですが、今回の町のほうで出してきた条例案では、そのうちのどのくらいを参酌されたんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 議員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、国の基準にのっとり参酌、3分の2というふうな形を先ほど議員がおっしゃられましたけれども、この条例案につきましては、国の基準と参酌標準に基づき作成されたものでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 質問の意図は、この条文が官報に載っている、国から、こども……何でしたっけ、こども子育て庁でしたっけ、そこが管轄している条例案ですね。これそのままコピーとしか見えないんですよね。3分の2参酌して、その町に合うような形で条例を組むべきだと思うんですが、今のお話だと何か答えになっていないんですが、何を言いたいかという、例えば、この22条ですか、利用定員の遵守。つまり、あらかじめ第4条ですか、これで規定した人数を超えてはいけないという条項になっているんですね。

以前の会議でも質問しましたけれども、途中で、例えば何かの都合で転入されたり、あるいは今まで利用していなかったんだけど、いろいろな事情で利用したいという方が現れた場合に、定員を超えたらお断りするというような答弁をいただいたと思うんですが、これはどういう根拠で、そういった人数を超えたら断るという形になっているんでしょうか。

なぜこういうことを聞いているかという、この町は町長の公約で、千葉県一の子育て環境を目指す。目指しているのかもしれないですけども、そういう公約があるんですが、それに沿った形になっていないように思われるんですね。これから町民になろうとされる方、あるいは現状新たにお子さんが生まれて、今後預けようということを考えていらっしゃる方にとっても、この条項でいくと、何か定員埋まっちゃったらもう断られちゃうと。そういう話に見えてしまうんですけども、先ほどの質問に戻りますけれども、それを断るとするのは、一体何を根拠にそういう条項にしたんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、今お答えいたします。

まず、利用定員という解釈を先に申し上げますと、この利用定員というのは、1日の利用定員です。1日に5人利用できると。5人というのは長柄町の現在の基準でございまして、子ども・子育て支援事業計画のほうにも定められた定員ですけれども、1日に5人ですので、単純に考えると、22日間だと110人まで見られるというような形になります。

そして、こちらの利用定員というのはあくまでも1日に5人ですので、例えば1日目で、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、5人埋まって、例えば転入してきた方、Fさんというのがいて、次の日は今度、例えばAさん、Bさん、Cさんで、Fさんでも構わないわけです。要は、これは1日の利用定員ですので、5人しか、要するにお子さんを受け入れられないんじゃないじゃなくて、1日に5人ですので、月間トータルだと、例えば22日間を標準の開園日数なんですけれども、これと5人掛け合わせて累計で110人まで受け入れられるというところになりますので、そこをまずお間違いないようにいただければと思います。

それで、あと利用定員を超えてはならないというのは、こちら国のほうでも保育所の基準なんかでもありますので、利用定員、例えば1日に5人、例えば予約が埋まっていて、そして6人目が入ってきたときには、申し訳ございません、予約は今日いっぱいですって形になるんですけれども、それはあくまでもその日の要するに状況でありまして、翌日に予約が空いていれば来られるということで、要するにそこにお子さんが5人しか来られない、要するに5人の決められたお子さんしか来られないというわけではなく、あくまでも1日にいろいろなお子さんが5人来られるという意味ですので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 全然、ちょっと私の頭があまりよくないのかもしれないですけども、何を答えているのかよく理解できないんですが、私が聞いているのは、1日5名を超えたら断るといふふうになっているわけですよ、現状。そのことを言っているんですよ。

それをもう少し柔軟にできるように、わざわざ担当のこども子育て庁でしたっけ、そこに伺ったところ、参酌するというのは、基本的にはそういうことですよ。だから、その町の状況で、例えばそういう、これから子育てを千葉県一にしていくんだということであれば、その辺柔軟に対応できるような体制を取れるわけですよ。そのために参酌すべき条項というふうになっているわけですね。

だから5名で、4条のところでは5名に決めましたということであれば、それを何らかの状況で、その日超えなければいけない状況が発生したときには、柔軟に対応できるという形の条例にすべきだと思うんですよ。これは、担当のこども子育て庁でしたっけ、そこは話をされたんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

そもそも利用定員、要するに、例えばそこで1日に見られる、例えば5人なら5人、あるいは10人なら10人という枠を超えてはいけないというのは、そもそも保育所保育基準というのがあるんですけれども、こちらのほうで定められているものでございますので、要は、今回は乳児等通園支援事業というものでございますけれども、要はベースとなるのは保育所の基準でございますので、そこはもう超えちゃいけないと。要するに、利用定員を超えて受け入れてはならないというのがありますので、大本がもう駄目なので、今回こちらのほうもいけないと。

そして、そこは要するに、この条例で参酌するところではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 3回目になりますので。

ちょっと4回やっちゃうんで。

〔「別の質問に」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） どうぞ。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと答えていただけなかったの。この条項でいくと……。

○議長（三枝新一君） 変えてください。内容を変えてください。

○2番（宮坂陽一郎君） 内容というのは、何ですか。

○議長（三枝新一君） 最初、今質問されているもののほかの項目にしてください。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどの質問、答えていただけていないので、それを答えていただくように議長から言っていただけますか。

○議長（三枝新一君） 簡潔に答えてください。

〔「こども家庭庁に、ちゃんと問合せをしたかどうかということを知っているんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） そちらにつきましては、こども家庭庁のほうに、私のほうは問い合わせせておりません。ただ国のほうから、こういうふうにつくってくださいとかという技術的な資料が来ておりますので、それにのっとり、こちらのほう作成させていただきました。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 以上、3回終わりましたので、ほかの方の質疑に入ります。

ございますか。ないですか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどの質問にも関連するんですけども、結局、融通を利かせるというのは、これは例えば保育所と言っているけれども、こども園の中にできるわけですよ。こども園の中にも保育の資格を持った方いらっしゃるんじゃないですか、例えば。あるいは、ほかから来ていただくということも可能だと思うんですよ。

そういう形で、その日だけ融通を利かせるというのはできるというのが、そもそもこの参酌というのはそういう意味なんです。それをできないんだったら、わざわざここに参酌すべき条項なんていうのを、こども家庭庁から出してくるわけないんですよ。

私のほうは、こども家庭庁の担当の方と話をして、基本的にはそういう形で町、うちの町は町長がとにかく千葉県一の子育て環境を目指すということでやっているんで、なるべく利用者に使いやすいような形にしていきたいということで、一応基本的にはそういう形で大丈夫でしょうという回答はいただいているんです。

だからあとは、保育所云々というのは、併設するのならその中に閉じる必要はないんですよ。それもここにこの条例で決められるわけですよ。だから併設するんだから、その中で一体で例えば扱うとか、そういうのをちゃんと監督の省庁に確認を取って、こうしたいということを書いていただければ変えられるはずなんです。

そういう意味で、このままの状況だと非常に使い勝手の悪い、利用しづらい条例になって

しまうので、私としては、これは賛成することはできません。

以上です。

○議長（三枝新一君） 次に、原案に賛成の発言の方、いらっしゃいますか。

11番、高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 賛成討論いたします。

そもそも国がこの制度をつくった背景というのは、私の解釈では、保育所・幼稚園とかに行かれない、いわゆる待機児童の子供たちのため、最初は、だったかと思います。ただ本町においては、そういうことはありませんが、幼稚園等に通っていない子供が、ほかのお子さんと、たとえ2時間、3時間でも一緒に過ごすことができるという貴重な、有意義な時間かと思えます。

また、預ける側の理由ですか、それも問わないということですので、子育てをする、しているお母さんたちにとっては、それも大変子育て中の、例えば自分の有意義な時間になるかと思っています。月10時間ということですので、長時間の場合は一時保育等もありますので、その辺とうまく組み合わせれば、子育てにとっては大変有効なものかなというふうに私は解釈しています。

また、こども園の川嶋園長も、限られた保育士さんの中で1人そこにつけてくださるということで、1人の保育士さんの見られる人数というのは、安全面から考えれば、融通を利くとかそういう問題ではなく、今回の長柄町のこども園ではそういう決まりだと思いますので、その中でしっかりと体制を整えてくださるというお話を聞いておりますので、賛成いたします。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

ありませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） それでは討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町特定乳児等通園事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第3、議案第3号 長柄町ポイ捨て行為防止条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町ポイ捨て行為防止条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第4、議案第4号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第5、議案第5号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） この閲覧に関してなんですけれども、これが枚数で決まっているんですね。100枚ごとに100円ですか。これ枚数じゃなくて、時間にすべきだと思うんですけれども、なぜ閲覧に枚数が関係しているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

本件につきましては、金額等々につきまして、国の法令を参考に定めさせていただいております。したがって、国がそのような形で制度を行っておりますので、それに倣った形となっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ということは、ちょっと再確認ですけれども、町のほうでは、それに関しては特に何も考えずに、国がやっている形でこれを決めたと。そういうことでよろしいんですか、何も考えていないと。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 昨年の12月の議会で問題提起をいただきまして、金額の根拠ということで、私どもも調査をさせていただきました。

その中で、各自治体で様々な事例があるということではございました。その中で、どのようにしたものかというところで、広く使われている国の基準となるものを参考にさせていただいたということで、調査をしていないとか、そういうことではなく、あくまでも調査した結果、国の基準が妥当であろうという判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 再度伺いますけれども、町として判断したのではなくて、周りを調べて同じような制度に取りあえずしましたと。町として何か検討したというわけではないという理解でいいですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、いろいろな方面の状況を調べた上で、町がこのように判断させていただいたということであって、町が判断していないわけではありませんし、その金額について調査をしていないわけでもございませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対の発言を許します。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、この公文書の閲覧、謄写、コピーですね。これについてなんですけれども、後から出てくる別の条例ありますね。使用料及び手数料の条例、ここにも同じように規定が存在しているんですよ。一見すると同じ行為、要は閲覧したり、コピーしてもらおうと。これに対して2つの制度が併存しているように見受けられる。これは、住民にとって非常に分かりにくい構造になっているのではないかというふうに考えます。

例えば、文書の閲覧やコピーについては、一方では使用料として徴収されて、他方では、情報公開請求に基づく実費として徴収されるという形になっていて、先ほどちょっと質問させていただいた閲覧ですね。これは100枚ごとに100円になっているんですけれども、この使用料及び手数料のほうでは、同一の作業に対して、こちらは30分で、枚数には特に制限が設けられていないんです。しかも、コピー代が全く異なる金額になっているんですね。これは、合理的な説明が可能なのかどうか、まず伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 討論ですので、質問じゃないですから。その辺理解してください。

○2番（宮坂陽一郎君） 一応、そういう形で非常に合理性に欠ける状況になっていると。さらに現行制度だと、任意の閲覧というのが使用料のほうの話だと思うんですけれども、あとは情報公開請求、これに対しては住民の権利としてされると。この2つのルートが結局今あるわけです。

住民に対して、この違いというのは、やっぱり明確に説明できないわけですよ。しかも、どのような基準でそれを運用されているかという、そういったものも非常に不明確で、同一部署であっても手続によって負担額が変わるとか、そういうことは非常に問題だと思うんですね。

ですから、多くの自治体では、これを改善するために、一番多いのがコピー代とか閲覧の条件ですね。これを統一するという形で、あくまでも制度としては両方あるんだけれども、実際の負担額は変わらない、あるいは条件は変わらないというふうにして自治体がほと

んどなんですよ。

それに比べて、今回のこの条例案というのは、この2つの制度が全く条件も金額も違っているということでは、住民に対して理解が非常に難しい、理解は得られるのも難しいというふうに考えますので、ぜひこれは統一する形で再度条例を見直していただきたい。そういう意味で反対をいたします。

○議長（三枝新一君） 次、原案に賛成の発言を許します。

いますか。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） それでは討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第6、議案第6号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第7、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これは具体的に、議員の年収が幾ら上がることになるんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

たしか皆様、議員報酬二百数十万円だったかと思います。それを月割り……月割りではないですね、手当が入りますので、それを月割りに戻し、その上で0.05か月分でございます。申し訳ございません。手元に数字的なものを持ち合わせてございませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 現状、今回のこの議員報酬ですね。賞与も入れると、合計幾らになるのでしょうか。増えた分じゃなくて、現状で結構です。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。お待たせをいたして申し訳ございません。

現在の議員さんの月額、12か月分と賞与といたしまして2.4か月分ございますので、これらを合わせますと308万1,600円となります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員、いいですか。

ほかございますか。

訂正ですね。もう一度発言をお願いします。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 失礼いたしました。先ほど申しあげました12か月分と賞与につきましては4.6か月分になりますので、355万2,400円となります。

以上です。

○議長（三枝新一君） よろしいですね。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

まず、原案に反対の発言を許します。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、地方議会議員というのは、一般職の公務員とは異なり、常勤職として生活給を保障される存在ではないんです。今伺った三百五十数万円というのは、町の一般的な方が毎日勤務されて、それで得る年収と比べてほとんど変わらない、もしくは非常にそれよりも高額な報酬になっていると思うんですよ。

そういったものを、兼業を前提として今、この町の議員というのは活動しているわけですよ。だから、別にふだん働かなくても、年に数回の議会と何回かの会議に出れば、それでいいわけですよ、基本は。

だから、そういった存在に対して、こういった高額の報酬を税金から出していくというのは、あまり適当でないと思うんです。ただ、今までずっとそういう形で来ているので、少な

くとも、これを増額するという、今一般的な町民、全国的にも非常に生活に苦しんでいる方
いっぱいいるのに、兼業でやっている議員の報酬を上げるというのは、なかなか理解が得ら
れないと思うんですよ。そういった意味で、私はこの条例に関しては反対をいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第8、議案第8号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第9、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第10、議案第10号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第11、議案第11号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、先ほどもちよっと伺ったんですけれども、こちらの文書の閲覧に関しては、なぜ時間になっているのでしょうか。30分ごとに300円というふうになって、枚数は特に規定がないんですが、先ほどの17条ですか、情報公開請求のときの閲覧と異なる理由を教えてください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的には、図面等というような記載もございますけれども、地番図の閲覧ですとか、あとは道路台帳の閲覧ですとか、そういったものを想定してございます。あくまでも個人情報の記載のないものに限られるものでございますので、この30分というような表記をさせていただいておるといふふうに認識しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 全く答えになっていないんですけれども、それと、時間制と枚数制の違いに関してのその理由というのが全く不明確なんです。図面も、先ほどの情報公開請求の場合もあるわけですから、しかも、個人情報以外の公文書に関しても情報公開請求はできるんですよ。だから先ほどから言っているように、制度が2つあって、入り口が2つあるんですよ。だから、これをすっきりさせるために、少なくとも金額とか条件を統一するという自治体が多いんですよ。

長柄町は、今のように理由も説明ができないような、今こういう形になっちゃっているわけですから、ぜひ、先ほどの情報公開請求に倣うのであれば、それと同じ条件でここを変えていくと。そうしないと、入り口が例えば間違ったときに、どういうふうな判断で町民が理解できるような形に誘導していくんですか。つまり同じものを見るのに値段が全く違うわけですよ、条件も。それを、例えば窓口に来て、その情報を見たい、あるいはコピーしたいといったときに、どちらの入り口でやるのかというのは、誰がどういう基準で判断することになっているんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

議員のご意見、よく分かりました。要するに、同じような閲覧にあっても、2つの条例があることが不適切ではないかというご指摘というふうにご理解いたします。

その判断につきましては、私どものほうで情報公開条例を適用するのかどうかについては、先ほどお話も申し上げましたけれども、個人情報があるのかどうか。これは非常に重要なキーになると思いますので、その辺はあくまでもそういうところをしっかりと認識した上で考

えさせていただきます。

ただ、先ほど来おっしゃってられる、同じような趣旨のものが2つの条例にまたがってあるということについては、ご指摘のとおりかというふうに思いますので、十分調べさせていただきます、今後その辺は判断させていただければと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 2つあるのがまずいと言っているわけじゃないんですよ。入り口は2つあってもいいんですよ、条件が一緒であればですよ、その代わりに。他の自治体は、多くがその条件、金額とか、そういったものを合わせる形でやっているの、先ほど何か個人情報云々と言いましたけれども、問題はその逆で、個人情報もないものを情報公開で得ることだってできるわけですよ。そのほうが、今回のこの条例案で見ると値段が全然違うわけですよ。1桁以上違うわけですよ。

それをだから、住民にどうやってその辺を説明するかということも、今のところ全く何も考えていないというふうに、今の答弁だと理解せざるを得ないんですね。決まりがないわけですよ。だからたまたま、本来だったら情報公開請求で出して数十円で済むものを、そうじゃない形で、使用料という形でコピーしてもらったら、全然違う金額、何十倍もかかるようなものを請求されると。

そういう決まりがないから、その窓口に行ったときに、全ての窓口担当がそれを理解していればいいけれども、今のお答えだと、何かそういったマニュアルもないというふうに理解できるので、これはぜひ、ちょっと見直していただきたいんですけども、これはちょっと質問ですから、その要求は後でします。

○議長（三枝新一君） 若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

公文書であっても、やはりその中には加工を要するものもございますので、そういったものについては情報公開条例を適用するというふうに認識しております。加工の必要ないものについては、従前の使用料・手数料を用いるというようなことがあると思いますけれども、まずもって、これも前回12月の議会の中でご指摘をいただいた際には、本町の場合は、情報公開条例自体が、この手数料条例を用いて運用していたわけでございます。

ですので、同じものを本来用いていたんですが、その運用の仕方にご指摘をいただいたので、今回訂正をさせていただいたところでございますので、その運用については、今後研究

してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかに質疑ございますか。ありませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどの情報公開請求の場合には、町長が経済的困難、その他特別な理由があると認めるときは開示手数料を減額し、または免除することができる。ここでも、非常に安く閲覧もしくはコピーができる。そういうことになっているんですけども、それがこちらにはちょっと見当たらないんですね。

だから、少なくともそういった条件をやっぱり合わせないと、今から検討しますでは、この条例はやっぱり不完全だということで賛成することはできません。

○議長（三枝新一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第12、議案第12号 長柄町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 長柄町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第13、議案第13号 長柄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 長柄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第14、議案第14号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第7号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第15、議案第15号 令和7年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。ありますか。皆さんありますか。

いいですか。いきますよ。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 令和7年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第16、議案第16号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(三枝新一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三枝新一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(三枝新一君) 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(三枝新一君) 日程第17、議案第17号 令和7年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

[発言する者なし]

○議長(三枝新一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 令和7年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第18、議案第18号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第19、議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算、日程第20、議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算、いずれも令和8年度予算で関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、既に上程され、予算審査常任委員会に付託し審査しておりますので、審査の経過及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会、神崎清美委員長。

○総務事業常任委員長（神崎清美君） それでは、令和8年度予算審査、総務事業常任委員会の委員長報告を行います。

3月4日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、議案2件でございます。この審査のため、去る3月6日に委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案は、議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算、議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算についてであります。

本議案については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。審査の過程において、町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

まず、総務課の審査では、自転車用ヘルメット購入費補助金の対象者と対象要件について伺うとの質問に対し、町民全員が対象で、製品の要件は安全基準を満たしているものとの答弁がありました。

次に、防犯灯の金額とLED化の状況はとの質問に対し、町内の防犯灯は1,550基あり、LED化率は92%、価格は1基当たり約2万円であるとの答弁がございました。

続きまして、自治会長の報酬と事務連絡班の謝礼の算出方法が異なる理由はとの質問に対

し、規則等に基づき支出している。自治会長と事務連絡班長では事情が異なるためであるが、再度内容について検討するとの答弁がございました。

次に、企画財政課の審査では、産業用地可能性調査業務を行うに当たり、進出企業の見通しと地元住民の意向をどう把握しているのかとの質問に対し、製造業から前向きな問合せがあると同時に、用地選定については、地元住民のご意見を伺いながら慎重に進めたいと考えているとの答弁がございました。

次に、地域創造力アドバイザー事業の対象はどの質問に対し、総務省の認定アドバイザーにより、援農を軸にバイオマス産業都市構想や特産品開発など、またイベントなどの地域活性化に取り組んでいただくとの答弁がありました。

次に、住宅リフォーム補助金の補助上限額について、施工業者が町内業者の場合と、それ以外の業者で異なるのは、申請者である住民目線からすると理解できないので改善してほしいとの意見に対し、補助金の趣旨は、定住促進と町内産業の活性化を目指しており、地元業者の育成の観点から格差を設けているとの答弁がございました。

続きまして、税務住民課の審査では、鉱産税の算出方法はどの質問に対し、鉱物の対象は天然ガスで産出量に応じて課税されるとの答弁がありました。

次に、町税を納付しない場合、財産の差押えをしているかとの質問に対し、現在、差押えを2件、約81万円分の差押えをしているとの答弁がございました。

続きまして、建設環境課の審査では、生ごみ処理容器等購入費補助金の対象と補助回数などの質問に対し、対象はコンポスト容器と生ごみ処理機で、回数はそれぞれの耐用年数に応じて補助をするとの答弁でありました。

次に、木造住宅耐震改修補助金の内容と新年度の見込みはどの質問に対し、昭和56年以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果により基準値以下であれば改修工事の対象となる。これまでに実績はないが、過去の地震被害を踏まえ、制度についてチラシ等を固定資産税の納付書に同封するなどして積極的に周知を図りたいとの答弁がございました。

次に、道路愛護一斉作業に使用する資材について、支給の審査を厳正にしていきたいとの意見に対し、使用場所や数量について把握に努めるとの答弁がありました。

次に、農業集落排水施設において、供用を開始してから期間が経過しているが、今後の経営方針はどの質問に対し、施設の老朽化に伴い、経営方針について環境整備促進協議会の意見を伺い方向性を決定したいとの答弁がございました。

続いて、産業振興課の審査では、地域おこし協力隊の活動状況はどの質問に対し、農業分

野では、イチジク農家や鉢植え栽培を通して栽培技術の習得に励んでいる。林業分野では、林業を絡めた開運ツアーの企画や町広報紙での情報発信を行っている。協力隊はよい制度であり、さらに拡充したいとの答弁がございました。

次に、商工振興利子補給補助金の補助率はこの質問に対し、現在貸付利率が低いため、基本的には利子を全額補助しているが、景気の動向を見定め、商工会と協議を進めたいとの答弁がございました。

次に、国の中山間地域や多面的機能支払交付金の周知を積極的に行い、参加組織の増加を図ってほしいとの要望に対し、機会を捉えて積極的な説明や事務支援に心がけ、参加地区が増えるよう周知を図りたいとの答弁がございました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に総括質疑を行いました。

総括質疑では、ふるさと納税の寄附金額の目標を伺うとの質問に対し、令和7年度予算額の1割増を見込み、目標額を1億1,000万円とし、返礼品のさらなる充実を図り、寄附の増加に努めたいとの答弁がございました。

町長をはじめ執行部においては審査の意見を踏まえ、適切かつ的確な予算で執行に当たられますよう望むものであります。

以上のとおり、本委員会は、審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算及び議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（三枝新一君） ご苦労さまでございました。

委員長報告の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は4時15分といたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時15分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き委員長報告を行います。

住民教育常任委員会、佐久間繁英委員長。

○住民教育常任委員長（佐久間繁英君） それでは、令和8年度予算審査、住民教育常任委員会の委員長報告を行います。

3月4日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案4件でございます。この審査のために、去る3月9日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算、議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本議案については、原案のとおり可決することと決定いたしました。審査の過程において、町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

まず、税務住民課（戸籍）の審査では、死亡届の手續の案内を一元化したものを窓口で作成しているかとの質問に対し、保険証の返還、葬祭費、国民年金、印鑑登録証の返還等の手續を一覧にしたもの、法務局から提供されている相続の資料をお渡ししているとの答弁がありました。

次に、戸籍総合システム等使用料と住民記録システム等使用料の金額が高額であるが、これは毎年になるのかとの質問に対し、どちらも毎年かかる。機器の半導体等の単価も上がっている状況もあり、前年の契約よりも上がっているとの答弁がありました。

学校教育課の審査では、準要保護児童・生徒が多くなっているが、どのような基準や援助をしているのか何うとの質問に対し、国から示される要保護児童・生徒援助費に合わせ、給食費や学用品費など同額を計上している。住民税の非課税世帯などが対象となるとの答弁がありました。

次に、日吉小学校多目的室エアコン更新工事の状況を何うとの質問に対し、現在は不登校児らがこちらで授業を受けたり、心が乱れた子が落ち着ける場所として使うなど、サポートルームとして利用している。エアコンが老朽化により故障してしまったが、部品交換ができないということで、今回改めるものであるとの答弁がありました。

次に、学校給食センターにおいて、経年劣化により保健所から指導が入っているが、危ない箇所などがあれば何うとの質問に対し、調理室の床も傷んでいたが、応急的な処理を行っ

た。新年度は、下処理室の修繕を行う予定であるとの答弁がありました。

生涯学習課の審査では、人形劇団の公演日は決まっているのかとの質問に対し、当初は8月の夏休みを考えていたが、いろいろな行事と調整中であり、秋頃を予定しているとの答弁がありました。

次に、駅伝大会の参加賞が70周年ということでお米が大好評だったが、今回は何を考えているのかとの質問に対し、8年度もお米を考えているとの答弁がありました。

健康保険課の審査では、在宅生活支援事業について、紙おむつを今まで購入していたところに加えて、新設されたドラッグストアでは利用できるのかとの質問に対し、1月から利用できるようになっているとの答弁がありました。

次に、帯状疱疹のワクチン接種事業で、不活化ワクチンは2回接種で、1回につき1万円で230件ということだが、延べ460件と考えてよいのかとの質問に対し、昨年までは人数で載せていたが、年度をまたいで接種を受ける方がいる関係で、今回は件数としている。実績に基づき230件で、人数にすると115人分と考えているとの答弁がありました。

続いて、福祉課の審査では、75歳以上高齢者移動支援事業の携帯電話使用料33万5,000円の使用方法について何うとの質問に対し、携帯電話を事業者から2台借りている。運用方法としては、町で予約専用回線1台、町との連携を図るために運転手に1台貸与している。2台分の1年のリース料金と通信料全て込みでの予算計上になっているとの答弁がありました。その中で、携帯電話の使用頻度を考慮し、効率的な運用に努めるよう意見がありました。

次に、学童クラブのプロポーザル方式による事業者の選定とはどういったものなのかとの質問に対し、今まで社会福祉協議会に委託していたが、業者選定のプロセスをはっきりさせるためにプロポーザルを導入しようと考えており、業者選定の流れを公表することになる。社会福祉協議会もプロポーザルに参加でき、排除するものではないとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に総括質疑を行い、審査の過程における答弁の補完等を行いました。

町長をはじめ執行部においては、審査での意見を踏まえ、適切かつ的確な予算執行に当たられますよう望むものであります。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算及び議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

以上をもちまして住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） ご苦勞さまでございました。

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

では、議案第19号から議案第23号に係る委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論と採決を行います。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 幾つかあるんですが、この本予算において、社会福祉協議会への支出、これに関しては現時点では賛成することができません。

まず、社会福祉協議会の役割そのものを別に否定するわけではないんですが、地域福祉を支える重要な存在で、住民と行政をつなぐ中間的支援組織ということで、その意義は認識しておるんですが、現状の社協のこれに対しての活動に関して非常に疑問を抱かざるを得ない。

まず、職員等の主に手当とされる補助金が5,000万円弱社協に出ているんですね。スタッフの数からしても非常に高額で、職員が一体それに見合った仕事をしていただいているのか、これが非常に疑問なんです。先ほど言っているように、社協というのは各ボランティア団体を束ねていろいろアレンジをすとか、そういったものが主な業務だと思うんですが、発足以来ほとんど増えていないんですよ、ボランティア団体が。

だから結局、この高額な予算を人件費に出しても、町民のどれぐらいにこの社協が活動す

る上で福祉のサービスが行き渡っているか。これすらも町で把握できていない。あくまでも民間団体ですから、この中身が分からない。しかも、聞くところによるとあまり活動自身も多く広がっているわけではなくて、例えば給食サービスにしても、相変わらず70名を切っているところか全然増えない。その他いろいろなサービスの広がりというのが全く見えないんですよ。

人件費の多くは、こういった公費依存になっている状況で、今言ったように住民参加とかボランティアの活動の広がりというのが全然見えない。自主財源確保の努力、これに対しても、例えばミニデイサービスとか、その他独自の収益事業をやっているんですが、これに対して、どれだけ努力しているのか。ほとんどが、普通であれば寄附とかこういった収益事業で賄って、それに足りない部分を町の税金である程度補助するというのが健全な形だと思うんですが、こういったものが全く活動内容から見えてこない。

こういった民間団体に、毎年、来年度はだから5,000万円弱も支出するというのは、到底住民の理解を得られないんじゃないか。見直しをとにかくしていただかないと、まず人件費補助に関して、算定の根拠を明確にしていきたい。一体どういうことをやって、それに本当にその金額が見合っているのかどうか、これでは全く見えない。

それから、あと自主財源比率、これの向上に向けた、先ほどもお話ししましたけれども、この努力も具体的な中身が全く見えない。毎年同じような金額、どんどん増えていきますけれども、こういったものが税金で支出されるという異常な、ある意味で異常な状況だと思います。

先ほども言ったように、全然ボランティア団体増えていない。つまり住民から見たら一体何やっているのかというのが全く見えない、可視化されていないんですよ。そういった民間団体に、こんな高額な補助金を出すというのは、やはりどう考えてもおかしいわけです。

場合によっては、社協に委託している部分も含めて、ほかの民間に切り替えるとか、そういったこともぜひ検討していただいて、抜本的にこの構造をちょっと変えていただきたい。この改革が示されない現状のままであれば、今回のこういった予算に関しては、とても承認することは、町民に対する説明責任を果たすものとは言えないということで、本予算に関しては反対するということです。

以上。

○議長（三枝新一君） 次、原案に賛成の方の発言を許します。

ありますか。ありませんね。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） ほかに討論ありますか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 令和8年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 令和8年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 令和8年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算に対する討論を行います。
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号 令和8年度長柄町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（三枝新一君） 執行部から、休会中に議案1件が提出されました。

本日議会運営委員会を開催し、令和7年度長柄町一般会計補正予算（第8号）についての追加日程案が出されましたので、これから配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（三枝新一君）　　ここでお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加日程第1、議案第24号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第8号）を議題にしたいと思えます。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君）　　異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として、議案第24号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第8号）を議題とすることに決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君）　　追加日程第1、議案第24号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君）　　議案第24号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第8号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、令和8年度の当初から契約を要するICT環境整備事業について、今年度中に契約の事務の事務の実施したいことから、令和8年度の債務負担行為を設定するものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君）　　説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君）　　すみません。内容はどこを見れば分かるんですか。

○議長（三枝新一君）　　今配付した補正予算書。今配付したでしょう。お手元にないですか。

今配付した予算書です、補正予算です。4枚あると思いますけれども。

その2ページ、3ページに書いてございます。金額ですね。

〔「いや、そうじゃなくて、環境整備事業というのは何をするかというのを知りたい。そういう」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） それは、質疑としてお受けしてよろしいですか。

挙手してお願いします。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） このICT環境整備事業の中身を知りたいんですが、説明いただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

これは、子供たち、児童・生徒たちが使うGIGAタブレットの件でございます。

今回の経緯を言いますと、令和2年度GIGAタブレットの導入時に5年間分のライセンス契約を一括購入しました。現契約の使用期間は令和8年3月末までとなっております、新年度も使用するためには新たなライセンス契約が必要であったが、確認不足によりということで、このたび3月19日付の債務負担行為を設定し、契約手続を進めさせていただき、子供たちに1日でも早く使ってもらいたいということで、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（三枝新一君） よろしいですか。

ほかありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日閉会することに決定いたしました。

お諮りします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和8年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時45分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

○

○